

environment Update

第 34 号

— 海外環境関連情報誌 — Vol.6 No.4 (2004.11)

CONTENTS

WEEE & RoHS 指令の最新動向

WEEE & RoHS 指令の実施を巡る最近の動き	2
英国 WEEE & RoHS 規則案等に関し意見書を提出	5
<参考資料> 同規則案等に関する JBCE の意見書 (原文)	8

中国の環境政策

中国 WEEE 条例 (意見徴収稿) に関し意見書を提出	21
------------------------------	----

講演録

EU におけるロビー活動 ～ ブリュッセル駐在を振り返って～ 経済産業省貿易経済協力局 特殊関税等調査室長 藤井 敏彦	23
--	----

モニタリング

欧州 ・連載 欧州環境規制動向 ～ 在ブリュッセル弁護士モニタリング情報 [35]	29
米国 ・連載 米国における環境関連動向 ～ 在ワシントンコンサルタントによるモニタリング情報 [30]	50
中国 【16】 「廃旧家電および電子製品回収処理管理条例」(案)と現地の反応	60

組合員のページ

ソニーの環境への取り組み ソニー株式会社 コンプライアンスオフィス 環境 CSR 戦略グループ 富田 秀美	69
--	----

環境・安全グループニュース

環境・安全グループ担当委員会活動の状況	72
事務局便り	74

WEEE & RoHS 指令の実施を巡る最近の動き

環境・安全グループ

WEEE & RoHS 指令を巡る最近の動きとしては、7月20日以降、開催されていなかった TAC（技術適用委員会）が 10月22日に開催された。今回、RoHS 除外案件が主要テーマとなったことからその行方が注目されたが、除外を認めるかどうかについては結論が出なかった。しかしながら、今後の方向を探るうえで当日の議論は重要であるので、同会議における議論の概要を以下に紹介する。

また国別の動きに関連して、英国 WEEE & RoHS 規則案およびガイダンス案に関するコンサルテーションに対して日本機械輸出組合から意見書を提出したが、意見書の内容については本記事の後（5 ページ）に掲載したのでご参照願いたい。さらに JBCE（在欧日系ビジネス協議会、事務局：日本機械輸出組合ブラッセル事務所内）や日本の工業会関係 4 団体（ただし RoHS については 5 団体）からも意見書を提出したが、紙面の都合により JBCE の意見書（原文）のみを参考までに 8 ページに掲載する。

10月22日 TAC 検討状況

- 冒頭、環境総局から、WEEE & RoHS 指令の対象範囲に関連した問題について議論のうえ見解を出すため他の 3 つの総局との内部ネットワークを設立したこと、および IT 機器の在庫品移動状況と 2006 年 7 月 1 日以降の修理過程に関して法務部局からの意見を求めるため同部局に調査を委ねたことが報告された。
- その後、今回の会議の主要テーマである RoHS 指令の適用除外について調査の中間報告が行われ、引き続き除外に関する検討が行われた。同会議における議論等の概要は以下の通り。

(1) RoHS 除外調査に関する ERA の中間報告

- ERA テクノロジー社が欧州委員会から委託された RoHS 指令適用除外に関する調査の中間結果について詳細な発表を行った。欧州委員会は、示唆された除外については RoHS 指令付属書を修正する提案を行うが、修正については 12 月の採択事項になる旨言明した。
- 除外がいつまで認められるかという問題について、欧州委員会は、いかなる除外も指令の一般的見直し条項に従うこととなることを加盟国に再確認した。これは、すべての除外が 2006 年 7 月 1 日の 4 年後である 2010 年 7 月より前に見直しされる必要があることを意味する。欧州委員会は、現在の除外について 2010 年以降継続することを正当化する更なる作業が行われなければ、その時点で除外は撤回されることも言及した。

(2) 個別項目に関する議論

① Deca-BDE

- 現行物質規則の下で行われた Deca-BDE のリスク評価により、環境や健康への確認されるべきリスクはなかったこと、しかし環境・生体監視プログラム継続への関心が表明されたという結果が既に出されている。また神経毒性に関する更なる調査および排出を管理・削減するための産業による自主的プログラムについても合意されている。この結果を踏まえ、TAC と

して RoHS で Deac-BDE の禁止を継続すべきかどうか議論が行われた。

- 5 月末にダブリンで行われた加盟国所管当局へのリスク評価結果の説明の際に責任者であった環境大臣からの助言を踏まえて、英国は、RoHS における Deac-BDE 禁止は最早、適切でないし、他の法律と整合していないと確信すると言明し、企業総局は、リスク評価はいまや公式に完了し、合意されたプログラムは残された懸念への取り組みを目指していると付言した。他の加盟国はこれらの立場を支持したが、2 カ国が未だ知られていない点についての懸念もあるので予防原則が適用されるべきとして異議を唱えた。
- 欧州委員会は、今後数週間で提案を示すことおよびそれらの提案は現行物質法規のリスク削減戦略の下で行われている管理を考慮すると言明して議論を締めくくった。

② 鉛・青銅ベアリングシェルおよびブッシュ中の鉛の除外要望

- 欧州委員会は、同除外要望に関して多くの産業関係者から提出された意見を提示し、TAC の見解を条件として、除外要望を承認する正当な証拠が十分にあるように思えるとして提案を行った。ELV(使用済み自動車指令)では鉛・青銅ベアリングシェルおよびブッシュ中の鉛は除外が認められており、RoHS 指令でもそのポジションを反映することは理に適っている。ほとんどの TAC メンバーはこの提案に合意し、欧州委員会はかかる勧告を提出すると言明した。

③ シャンデリア・ガラス中のクリスタル鉛の除外要望

- 欧州委員会は同要望に関して提出された意見を提示し、RoHS 指令はシャンデリア・ガラスのクリスタルガラス中の鉛の使用のような用途には有害物質の使用制限を意図してこなかったと述べた。一般的に加盟国はこれに合意し、1 カ国は飲用クリスタルガラス中の鉛は包装および包装廃棄物指令で除外されていることを再確認した。また他の国は、この用途から環境上の打撃を与えるリスクはきわめて低いことを言及した。欧州委員会はこの要望が受け入れられるべきとの勧告を提出すると言明した。

④ 新機器製造における旧機器の禁止物質含有部品の使用

- リースベースで事業者間(B2B)市場に上市された新しい機器の製造に古い機器の部品を再使用することに関する欧州主要企業 2~3 社からの共同要望について、欧州委員会は、新しい機器が市場に出され、リファビッシュ機器としてリースされているならば問題ないという考えを示した。しかしながら、この特定のケースにおける会社の慣行ではその機器の中に再使用部品が入っていても当該機器を「新しい」と呼ぶことになっていた。(機器の中に再使用部品が入っていることは顧客に知らせる。)
- 欧州委員会は、この慣行が現存の製品とコンポーネントの寿命を延ばすという事実を考慮するなどにより時限的除外を考えていると言明した。多くの加盟国は賛意を表明したが、いくつかの加盟国は除外により提案したセクター以外の多くの異なる産業の部品が使用されるであろうとして意見を留保した。しかしながら、欧州委員会は、特定の企業や製品タイプに限ったものではない一般的な問題として除外提案することを考慮するであろうことを示唆した。加盟国はこの除外は循環型システムの存在が明らかに示され得る場合の例外的ケースにおいてのみ支持し得ることを確認したいと望んだ。これについても、欧州委員会は今後、可能な方法について提案を出すであろうと言明した。

(3) 事後の除外要望

- 欧州委員会は、ERA 調査の開始後、他の多くの除外要望を受理しており、9 月 15 日以前に提出された要望については本 TAC 会議で議論された。欧州委員会は、今日まで受理した要望に優先順位をつけ、明確に正当化されない要望は却下するであろうと言明した。英国は、これらの遅く提出された要望の多くは以前議論済みのものと同様なものであり、これ以上の検討は必要ないと言及した。加盟国の中には 2～3 の新しい要望は即刻、考慮外とし得ると考える国もあった。

(4) 今後の方向

- 議論の締めくくりとして、欧州委員会は、これらすべての除外問題を 3 つにグループ分けして取り扱う意向を示した。

第 1 グループは、ERA 調査でカバーされた除外を対象とする。

第 2 グループは、Deca-BDE、鉛・青銅ベアリングシェルおよびブッシュ中の鉛、シャンデリア・ガラス中のクリスタル鉛および新機器製造における旧機器の禁止物質含有部品の使用を対象とする。

第 3 グループは、現状では最終的提案であり、9 月 15 日以前に欧州委員会が受理した除外要望を対象とする。

欧州委員会は、TAC は最終的な議論を行う位置にあり、次回会議で第 1 グループについて正式な採決を行うことを希望すると言明した。最後に、将来受ける更なる除外要望の問題があり、欧州委員会は次回会議でこれらの要望の取扱いについて議論すべきであると示唆した。

(5) 次回会議

- 欧州委員会は、次回会議を 12 月に開催したいと述べた。（その後、12 月 10 日と決定。）

□

英国 WEEE & RoHS 規則案等に関し意見書を提出

国際業務部門
環境・安全グループ

英国貿易産業省（DTI）は本年 7 月 30 日、WEEE & RoHS 指令（廃電気電子機器・有害物質使用制限指令）を国内法制化するための規則案及び詳細説明を記したガイダンス案を発表し、10 月 29 日を期限としてコンサルテーションにかけた。これに対し、当組合では「貿易と環境専門委員会」（委員長：松藤 洋治氏 キヤノン(株) 環境統括・技術センタ主席）及び「環境法規専門委員会」（委員長：三崎 均氏 (株)東芝 環境推進部参事）において、関係委員から出された種々のコメントを基に検討を行い、わが国機械輸出業界の立場を踏まえた意見書として取りまとめ、去る 10 月 29 日に両委員長連名で DTI に提出した。

今回の検討においては、現地でないと分からない点や現地事情により止むを得ないと思われる点については言及せず、また個別的・技術的なことについては別途検討している国内工業会の意見に入れていただくこととし、当組合としては全体的な問題や業界共通の問題についての意見としてとりまとめたものである。

これまで英国 DTI は WEEE & RoHS 指令国内法制化に関して二度コンサルテーションを行い、当組合はそれらについても意見書を提出しているが、DTI は今回のコンサルテーションの後、最終的な規則を策定する予定としていることから、今回が同指令法制化に関する最後の機会として位置づけられる。最近の情報によると、DTI は受け付けたコメントは 11 月末に発表し、規則及びガイダンスは 2005 年早々に確定する予定としている。

今回、当組合が提出した意見は以下の通り。なお、意見記述だけでは問題が分かりにくい箇所については、補足として各意見の前の括弧内に DTI の案の内容や質問内容を記した。

英国コンサルテーション・ペーパーへの日機輸意見

Part II WEEE 規則案

規則第 III 章 〔分別回収〕	家庭からの WEEE の回収システムでは、自治体や消費者も含めた各ステークホルダーが適正な役割分担することが重要であるが、これが明記されていない。自治体については WEEE 指令第 5 条、消費者については WEEE 指令第 10 条に従って規則に明記してほしい。
規則 18 〔生産者登録〕	生産者登録は、初年度以降は、1 月 1 日から 1 月 31 日の 1 ヶ月間であるが、この場合、2 月 1 日以降の登録が不可能となる。初めて製品（EEE）を上市する生産者については、登録期間を限定せず、いつでも登録できるようにすべきである。

規則27～29、 ガイドス116 〔再生目標等の 報告〕	（生産者に再生、再使用・リサイクル目標達成の報告義務を課すことについて） 遵守スキームに参加した場合、スキームがまとめて処理するため個々の生産者が再生目標を達成したことを確認する手段がないので、生産者は責任を負うことが出来ない。スキームの運営に義務付けるか或いは英国全体の報告で良しとするべきである。
規則29 〔再生目標遵守 報告〕	再生目標の遵守に関する情報提出期間が四半期毎と定められているが、再生目標の達成を確認する意味で当初は止むを得ないとしても、将来は 6 ヶ月毎とか 1 年毎などより長期間単位の報告としてほしい。
規則32、 ガイドス137 〔マーキングの 規格〕	① マーキングのデザイン詳細を早期に発表してもらいたい。2005 年 8 月からの実施の為に実施準備時間は残されていない。 ② 正式発行が遅れて、生産ラインとの兼ね合いでタイムリミットに対して遅すぎた場合、生産者に猶予期間を設けてほしい。
規則33、 ガイドス125～ 129 〔処理施設への 情報提供〕	「電子電気機器の危険物質と危険調剤の場所」の情報提供については、処理施設が欲している環境汚染リスクおよび従業員の健康リスクに関わるものといった情報のみに限定してほしい。

Part III WEEE ガイドンス案

Q1 〔NCH設置案〕	（分別回収されたWEEE[廃電気電子機器]の生産者への割当等を行うNCH [ナショナル・クリアリング・ハウス] の設置案について） 賛成する。
Q5 〔WEEE管理への 関与レベル〕	（生産者や生産者遵守スキームが指定回収施設でWEEE管理を行うことにどの程度の関与が適切かとの質問について） 生産者あるいは生産者スキームは指定回収施設でのWEEE管理を行うものではない。但し、生産者或いは生産者スキームがWEEEを指定回収施設から引き取る際に、不適切なものがあった場合は回収物の引取りを拒否できるようにすべきである。
Q7 〔WEEE分類〕	（回収を目的としたWEEEの分類を4つにすることについて） 当初は実施上の現実的対応としてこれで止むを得ないが、経験をつんだ後、環境配慮製品が評価されるような仕組み（インセンティブを与える等）にすべきである。
Q8 〔データ報告と マーケットシェア 計算〕	① 生産者は英国に上市する製品の総数および総重量（total numbers and weights of products）をNCHに報告し、NCHはこのデータを使用してマーケットシェアを計算することとしているが、算出ベースには総数データではなく総重量データ（個数×ユニット重量）を使用していただきたい。 ② 遵守スキームを使わずに生産者自身が回収・処理した場合、シェア割当のベースには前年度の実績をベースとして販売量から回収・処理量を差し引いたものとするよう提案する。

Q9 〔環境・社会影響への考慮〕	（英国政府が広範な環境・社会への影響を考慮するよう生産者及び生産者遵守スキームに求める意向について）賛成である。しっかりしRIA（Regulatory Impact Assessment）をして環境・社会影響とコストを両立させて欲しい。
Q10 〔B2B 費用負担〕	（事業系WEEEに関する企業間費用負担義務の施行アプローチ案について）賛成する。

Part IV RoHS 規則案

全体的意見	この規則とガイダンスが他の加盟各国と共通化して使われるように働きかけてほしい。
9 〔技術書類要件〕	（鉛等6物質が規定値以下の含有であることを証明する技術書類等を当局の請求日から28日以内に提出する義務について）技術書類等の提出期限について、域外企業に対しては様々な事情（翻訳等）を考慮してほしい。
18 第2項 〔抗弁手続〕	（罰則に関する抗弁のための通知を手続きの審理の7日以前に送達することについて）抗弁の通知期間について、域外企業に対しては様々な事情（翻訳等）を考慮してほしい。

Part V RoHS ガイダンス案

29 〔機械的分離の定義〕	（鉛等6物質の最大濃度値の分母となる「均質材料」に関連した「機械的分離」の定義について）この問題はTACで検討中であることを認識している。については、次の点をTACで提案してほしい。均質材料の範囲は機械的行為で材料が分離できる部分とあるが、精細な部分は、別々の部位に正確に分離することが困難な場合もある。したがって、第29項は、「機械的行為によって「正確に」分離されることを意味する」と考えるべきである。
付属書C	（RoHSの適用除外となる特定用途ごとに具体的品目等が掲げられたことについて）特定除外用途の例示を示されたことには感謝する。ただし、例示されたものが全てではないということを明記してほしい。

□



28 October 2004

Mr. Gordon Tarrant
Sustainable Development
Department of Trade and Industry

Dear Mr. Tarrant

We, Japan Business Council in Europe (JBCE) ¹, are the organisation representing Japanese companies with significant operations in Europe. Our members are among leading multinational corporations in the world.

We would like to express our thanks for your transparent way of national transposition of WEEE and RoHS Directive.

We are delighted to present our comments on your consultation dated 30 July 2004.

If you have any questions, please feel free to contact our secretariat.

Sincerely yours,

Nobuyuki Hiratsuka
Secretary General
Japan Business Council in Europe (JBCE)

¹ For details, including a list of its member companies, please refer to the following website: <http://www.jbce.org>

Japan Business Council in Europe (JBCE)

JBCE(Japan Business Council in Europe), founded in 1998, is the organization representing Japanese companies with significant operations in Europe. Members of JBCE, currently 50 companies, are all leading Japanese multinationals which market a wide range of products and have made significant investment including electric and electronic equipments. JBCE's key objective is to contribute to EU public policy issues in a positive way, drawing upon the experience gained in Japan and other countries and utilizing the expertise developed in specific fields, such as environmental protection and technological innovation.

HP: <http://www.jbce.org>

Contact person on this matter

Mr. Toshimasa Fujii (info@jbce.org)

Comments on UK consultation on WEEE/RoHS dated 30 July 2004

Japan Business Council in Europe (JBCE)

	UK questions or views	JBCE Comments
I. WEEE Question		
1. Q 1	Do you agree with the proposals for establishment of the National Clearing House, including the suggestions for the specification for its operator?	In general we agree with the establishment of a NCH as described in the guidance document. We also supports (guidance 30) the government proposal to establish an NCH under a contract or agreements between the Government and an operator. We firmly believe that Industry cannot do this on its own without a legally authorised mandate. There can only be 1 NCH each devolved administration must support the single entity. It must be consistent across the UK. (Guidance 28). We support the Intellect market share calculation solution. It is not possible for producers to accurately predict the quantities of equipment that transfer from one market to the other. As such, the sales volumes reported to the NCH should include all sales of equipment regardless of the type of end-user. In cases where products are unlikely to migrate to private households (true B2B products), i.e. due to attributes such as: their size, design, functionality, power requirements or operating system (e.g. mainframes, copying equipment, pulmonary ventilators, analysers, high-end printers), producers can then discount these sales from their overall sales. Producers who report to the NCH the volume of equipment collected from professional end-users or voluntary takeback programmes from consumers will be eligible for a correction to their allocated obligation. We suggest that each product sector that is affected by 'migratory' issues defines 'true' B2B product attributes in conjunction with the NCH.
2. Q 2	Which of the three options for allocation of separately collected WEEE to producers do you prefer? Please explain why.	We support the use of a physical method of allocating WEEE arising to producers or their compliance schemes. We believe any system of allocation should be fair and equitable, ensuring all designated collection facilities (DCFs) are cleared of WEEE in an efficient and effective system. Fair access to WEEE is the cornerstone for an efficient and equitable solution. Any implementation should prevent unscrupulous parties from being able to 'ransom' waste to those who are legally responsible for it. The NCH should be able to try all 3 options or a combination of the options to

	determine which one is the most effective. Until the NCH is fully established and compliance schemes fully established it is difficult to comment on which option would be the most appropriate. However at this point it seems that option 2 – batch allocation – would be the one that suits most parties best for the following reasons: - Option 1 – Is preferred by producers, as it is the most equitable. However it is not supported by those running DCF's as they have no control over the number of contractors removing WEEE from sites. - Option 1 – may need to have a common container system, which may be very difficult and costly to implement. - Option 2 means that there will be fewer contractors visiting DCFs (CA sites or retailer sites) - Option 2 allows for individual SME participation - Option 2, may avoid the need for a common container pool - Option 2 could reduce transactions between the clearinghouse, producers, contractors and DCFs - Option 2 means that contractors may be able to schedule logistics more efficiently. - Option 3 – site allocation does not necessarily allow small producers to meet their obligation independently. Option 3 – could result in problems with ensuring producers meeting their WEEE targets. In some cases there will be over and under target collections. This scheme does not easily lend itself to “smoothing”. In any case, the approach should not result in unfair or environmentally damaging allocation systems. Unfair would be where a small collection scheme, located in Birmingham, is asked to collect in Inverness and Exeter while a large scheme collects in London only. Furthermore, from an environmental point of view it is not beneficial that one scheme would need to collect in Northern Ireland and Wales for a series of collections and subsequently in the lake district and Cornwall. This would result in expensive contracts with both logistics providers and recyclers. We believe that the NCH should have the flexibility to learn from experience and adapt the allocation process accordingly. The discussions about various allocation options become irrelevant if there is one compliance scheme per WEEE category. On a final point, we believe that the issue of containers has not been given enough attention. The selection and use of containers may need to be set up and coordinated	
--	---	--

		between compliance schemes in a similar way as Euro pallets have now become common and tradable in Europe.
3. Q 4	Which do you think is the allocation approach which best meets the particular requirements of small businesses?	SMEs that “go it alone” will require WEEE allocation in small amounts; therefore any option which allows SMEs to be allocated individual containers of WEEE is required. Option 1 is ideal but not liked by the DCF operators. Option 3 is unworkable, as it will not have DCFs with small enough collections to meet individual SME obligations. Therefore Option 2 is the most suitable allocation approach.
4. Q 5	What level of involvement would it be appropriate for producers, their compliance schemes or their contractors to take in the management of WEEE at designated collection facilities, including civic amenity sites?	We believe that producers, or their compliance schemes, should have no involvement in the management of WEEE at designated DCFs. However, producers, their compliance schemes or their contractors must behave in a manner, which facilitates the smooth operation of DCFs. Therefore, producers, their compliance schemes or their contractors should also operate under a code of conduct covering: • Pick-up WEEE in a timely manner as specified by the code of conduct. We suggest this should be agreed between NCH and the DCFs. • Provide suitable WEEE containers. With specifically timely provision of empty containers. • Manually load WEEE into containers for periods when empty containers are delivered late or the site is without containers. • Confirm each collection with the weight collected to the NCH within a designated timeframe. The DCF site should comply with the code of practice as defined by the NCH and laid out above in Q3.
5. Q 6	What do you think of the proposed arrangements for direct point-of-sale collection arrangements between producers and retailers and local agreement collection sites, which could run alongside the mainstream NCH allocation of WEEE?	It is our view that direct point of sale collection arrangements can be used to totally fulfil the producers’ obligations. However if a producer exceeds its obligations then the excess should either be: • The responsibility of that producer and should not be sold off • The collector becomes a DCF and the excess is allocated via the NCH Irrespective of collection arrangements all producers must register with NCH they must inform the NCH, in an appropriate time span, the weights of WEEE recycled. We foresee Individual Producer Responsibility (IPR) as a key requirement where

		collection arrangements will need to be reviewed. We support the Intellect position. Intellect members propose a four-phased approach to introducing IPR in which the date of changeover would vary according to product type – e.g. PCs vs Fridges: (1) All Historical Waste using Market Share calculations (as per existing DTI documents). (2) Historical & New Waste: (a) New WEEE is determined by sampling & protocols. (b) New WEEE is paid for by Producers and by the Financial Guarantees fund. (3) All New Waste: WEEE owners are determined by sampling and protocols. (4) IPR & Collective Systems working in parallel with RFID chips and other reading devices operational Only by reaching Phase 4 is fulfilled Article 5.2(c) of the WEEE Directive which states “Producers are allowed to set up and operate individual and/or collective take-back systems for WEEE from private households provided these are in line with the objectives of this Directive” We believe that IPR is extremely important in the context of the WEEE Directive it encourages proper Eco-design, which is wholly within the spirit of the WEEE Directive. Finally we would like to draw your attention to the fact that the producer has to provide a financial guarantee irrespective of whether it decides to fulfill the obligation individually or by joining a collective scheme (see also minutes of the 28 June TAC meeting) and that therewith to Member States IPR is not an option but a minimum requirement. Finally, it is also important to keep attention with the installer. If possible or useful we have to foresee some equipment to collect (polluted) refrigerant. I can understand that this is not the most important issue and maybe not WEEE related but we must develop the allocation or equipment to collect refrigerants from small installers who has no possibilities to contain this pollutants. Regarding to the coming F-gases Regulation this could be useful.
6. Q 7	Do you agree with the proposed “grouping” of WEEE categories for collection at designated collection facilities?	Yes. However, the NCH and producers should have flexibility in how they convert market share data into the proposed groupings. For example, in category 3 and 4 both printers and hair dryers are included. While the cost of collection and treatment may be similar in terms of kilogrammes, we would believe that the return rate of both products would be different because of the difference in average life and the market

		saturation. Our obligation to collect and treat category 3 and 4 WEEE should be related to the amount of waste printers being returned and not to hair dryers. Grouping of products could be simplify logistic and transport of the waste. But we have to take in consideration, may be after a period of experience, should be split up in new grouping. This new grouping could be the result of the number of dismantling activities, quantities, containing the same dangerous substances, capacity of the recycler,.... There is an another idea of WEEE 'grouping' based on recycling technologies to be applied in order to treat WEEE in the most cost-effective manner. The grouping suggested in the consultation paper will require further sorting at an ATF, which will not lead to efficient recycling of products. Although the reason behind the suggested groupings is understood (the recycling and recovery targets are the same) we strongly advocate an alternative grouping based on suggested treatment requirements as follows: (1) <u>Cold</u> - All fridges and freezers. (2) <u>Large Domestic Appliances (LDA)</u> All LDA except for fridges and freezers. (3) <u>Cathode Ray Tubes (CRT)</u> All CRT-bearing equipment such as TVs and PC monitors. (4) <u>Other</u> All other WEEE not fitting the above categories This grouping has been formulated following consultation with the waste management industry, as WEEE would anyway have to be separated into these 4 streams due to differences in treatment requirements and technologies. The general public should be encouraged to participate in the recycling of its end-of-life EEE by sorting it into the relevant streams at the point of disposal.
7. Q 8	Do you agree with this approach? If not, can you suggest a way in which producers can fairly and simply declare their business-to-business sales, which Government could administer?	Yes, but the confidentiality of the reported data must be worked out on a strong legal base, not only for collecting the data but also the persons who have to treat and interpret this data.
8. Q 11	Do you agree that producers, or their compliance schemes, should report compliance data on a quarterly basis to the National Clearing House; with these reports subject to monitoring and enforcement action	We understand some support quarterly base while others strongly support annual base. The former says Reporting on a quarterly basis works well in the Dutch ICT milieu system and would be workable for the UK as well. NCH should encourage to ensure that reporting is done in a consistent way with other countries so producers need not develop 25 different reporting processes.

	by the environment Agencies?	The latter is concerned about too frequent reporting which is disproportionate between policy target and cost efficiency. We want to suggest you carefully decide after full discussion with a lot of stakeholders.
II. WEEE General		
1. Definition of “producer”	Regulation 2 Producer means--- (1) manufacturers (2) OEM seller (3) importer	We understand there is EU-wide discussion about the definition of the producer. But the status of any person who introduces products from another member states is not clear in the regulation. It should be clarified who is legally responsible for the products transferred from another member states. If introducer would be responsible, ID marking guidance is needed in light of re-labeling problem.
1. Market share	Regulation 19 & 22 Guidance 61	It is necessary to clarify how to use the amount and weight for <i>allocation</i> . Because it is not clear that producer’s financing should be calculated by the share ratio of the amount and weight.
2. Registration term	Regulation 18	The producer can register only for one month (January 1 st – January 31 st) since the next year. However in this case, it is impossible to register after February 1 st , and to enter into a market, and it is not appropriate for the principle of the market competition. Therefore, the registration term should not be limited, and the producer should be able to register at any time.
3. Registration unit	Regulation 18	Producer A → Scheme 1 (cat.1) → Scheme 3 (cat.3) → Individual System(cat.8) It is necessary to clarify how producer A registers in this example. We believe registration is accompanied by its product name. Does producer’s own registration (not via Scheme) refer to only product 8? Or does producer’s own registration refer to each case? It would be difficult to relate “producer” to “products”.
4. Scope Category 9 “Monitoring and control instruments	Guidance 18 & 19 “Equipment which is part of another type of equipment or system is considered to be outside the scope of the Regulations”.	Positive guidance would be appreciated concerning the following product types to be deemed out of scope, at least in respect of the following applications: “Monitoring and control instruments designed for “industrial and social infrastructure equipment” such as traffic management systems, railway systems, power generating

used in industrial installations”	“elements of the system do not have a direct function away from the installation are excluded from the scope of the Regulations”	systems, water supply and sewerage systems, lifts and escalators systems and semiconductor fabrication equipment” They are out of scope because industrial and social infrastructure could not be covered in the category 9. It is grateful that UK Government describe applications of monitoring and control instrument products as examples of products being out of scope, at least to the extent they form an integral part of a fixed industrial installation. Further, taking account of the Guidance Notes paragraph 19 , monitoring and control instruments assembled as a fixed industrial control unit for a fixed industrial installation should be cited as an example of products being out of scope.”
5. Market share protocol	Guidance 61 NCH should operate a protocol converting market shares into these collection groupings for the purpose of making allocations to producers.	Even in the same grouping, treatment costs differ from product to product. Big difference exists between CRT and mobile phone. These differences of cost should be considered when building a protocol. Simple average market share would make it unbalanced.
6. Reuse of the products which have been once discarded	Guidance 89 The scheme’s business plan should also propose how it will promote the reuse of whole appliances in line with the objectives of the WEEE directive. (This may involve making contractual arrangements with reuse and refurbishment organizations, including social enterprise organizations/charities.)	From the purpose of the WEEE Directive, it seems desirable that reusable equipments and their components deriving from the WEEE which was once discarded and collected are reused, because the impact of reuse to the environment is less than those of recycling as a material. However, there are many problems in this idea from the viewpoint of Product Liability (PL), and to encourage too much reuse may cause a large risk that puts unexpected burden on the manufacturers. Usually, the manufacturers must bear the responsibility to the fire and the accident caused by the “defect” of their product. For the accident caused by the use which nobody can reasonably expect, it will be judged in the trial whether the “defect” causing the accident was in the product. To prevent accidents, the manufacturers design and manufacture their products supposing various situations, and make operating manuals for them. This UK proposal puts priority on reuse, but who bears the responsibility in the following two examples of market incidents? (Case 1) A new equipment was purchased, so that an old equipment which did not have any fault was discarded. There is no roof in the site for storage of WEEE (although this is against the WEEE Directive), the discarded equipment was weather-beaten and water entered into it. Since some water evaporated, it operated by chance when

		personnel judged whether it was reusable or not. This equipment was regarded as “reusable” and was reused, but the person reusing it had an electric shock accident caused by an electric leak. (Case 2) The discarded equipment was violently treated during transportation as waste. The damage remained in the equipment, and sometimes caused short circuits. Owing to this damage, this equipment ignited and caused a fire during reuse. In the case 1, usually the manufacturers do not design products used indoors in expectation of the situation that they might become weather-beaten. On the other hand, the user of the reused equipment used it indoors as usual, so that he did not misuse it. In the case 2, the discarded equipments are often transported not with regular packaging but with nothing on, so that the packaging cannot absorb the shock under transportation. From this, it can be assumed easily that equipments might be destroyed. It is quite unreasonable and unfair that manufacturers should be forced to bear the responsibility for the market incidents that occurred in the situation where they cannot control. When the WEEE are reused, the person or company which judged each WEEE as “reusable” should show its own name clearly on the equipment reused, and should bear the responsibility for the market incidents relating to it.
III. RoHS		
1.Enforcement , harmonization	General- Enforcement and Harmonization of national implementation of RoHS	1. Control by companies: What measures should companies do, that do not want to rely on paper work only or where no data from the supply chain are available? To which extent testing would have to be made to be sure that a product will be compliant for later enforcement by authorities? 2. Enforcement by authorities: We are in favor for enforcement also based on measurements in order to avoid free riders. How will authorities intend to do enforcement measurements?
2. Consumables	Guidance - Scope	We failed in finding out any remarks regarding consumables in the entire RoHS guidance. However, in terms of the consistency with what is discussed in the WEEE guidance of this consultation, and also, as we have been clearly emphasizing that the consumables should be out of scope of RoHS directive, we again would highly recommend that consumables should be covered as such in the finalized draft of the

		RoHS guidance. On this due course, the consumables must be clearly exempted from the subject for RoHS directive requirement as well as some examples for the consumables should be taken up there to provide the users of the guidance with any clarity and reference. We basically would suggest that the following items should be included as consumables as such: Toner Cartridges, Ink Ribbons, and Ink Cartridges used in printer, etc.
3. Test purchase	Regulation 13(2) “The authority shall allow the person from whom the electrical and electronic equipment was purchased or any person who is party to the proceedings or has an interest in electrical and electronic equipment to which the notice relates to have the electrical and electronic equipment tested.”	As for the chemical analysis, it is described on the Regulation To keep fairness, it is necessary to execute chemical analysis by the official organization or the agent authorized by the official organization.
4. Exemptions	Guidance 16 To spare parts for the repair or EEE placed on the market before 1 July 2006	With regards to paragraph of the spare parts argument, the real examples as products should be clearly taken up because this paragraph could suggest couple of cases like consumables. Without the case studies, what spare parts mentioned in this line would cover must be less clear and might be the cause of any confusion. For example, consumables installed in products at the point of sale and replaced when their functions have consumed should be interpreted as the things covered by this paragraph, as long as they are necessary parts to meet specifications of products which they are installed in. Toner cartridges, ink ribbons, and ink cartridges used in printer are the examples which should be regarded as such and they are supposed to be introduced in the Guideline 16.
5. Produce analysis	Guidance 37 “Producers may employ any suitable analytical technique—“	It is necessary to establish the standardization of appropriate analysis methods as soon as possible.
6. MCV on material level	Guidance 27 “Homogeneous material” means a material that cannot be mechanically disjointed into different materials.”	With the definition of the MCV at the materials level testing is practically difficult for industry and authorities for certain, specifically very small parts. For example, a simple housing of a mobile phone consists of a basic plastic and two layers (top coat and paint). For a semiconductor different materials are used for plastic molding, tin-electroplating coatings, lead frame alloy and bonding wires. These examples require special knowledge and techniques for testing and even sampling can get very

		complex and expensive when due to the small size of the samples hundreds of units would be needed to achieve a sufficient amount for testing (very tiny parts such as only several μm thin bond wires might not be extractable from a readily assembled chip - simply as they are such filigree). Although the (technically) ideal way is to test the coating/painting materials before use (and producers are aiming to ensure this in the supply chain), it is almost impossible to measure at the final product for EEE producers. Can you confirm that an unpopulated laminated multilayer printed circuit board, that consists of e.g. epoxy, glass fabrics, and copper and can not be mechanically disassembled, is defined as homogeneous material due to guidance 27?
7.Uniform composition through out	Guidance 28 “The term homogeneous is understood as “of uniform composition through out”.	While for large units mechanical disjointing in homogeneous materials (“uniform composition throughout”) can be applied, this will in praxis be rather unworkable for small units like small components (semiconductor). Please refer also to point 6.
8. Semiconductor package	Guidance 32 “A semiconductor package would contain many homogeneous materials, which include the plastic molding materials, the tin-electroplating coatings on the lead frame, the lead frame alloy and the gold-bonding wires.”	With the MCV definition on material level that could mean that the many homogeneous materials contained in a semiconductor (plastic molding, tin-electroplating coatings, lead frame alloy, bonding wires) would have to be tested each for its own? For the points 30 and 31 within the DTI Draft RoHS guidance a final sentence states “Regulations would apply to...” is given (e.g. for electric cable regulations would apply to each of the separated materials individually). This kind of conclusion is missing for point 32. The integrated circuit is not an appropriate example for homogeneous material as it is an example that shows that the MCV definition on a material level will not be workable for enforcement for this types of components! That is not reflected in the guidance document.
9.Supplier declaration	Guidance 35 Producers of EEE could obtain an assurance from their suppliers that any materials,--	This should be replaced as follows. “Producers of EEE could obtain an assurance or reliable information on chemical contents from their suppliers that any materials,--” Because, Japanese producers have been implementing concerned chemical, including RoHS regulated chemical, survey by using JGPSSI* format from Spring 2002. Also, many producers had implemented chemical survey by using their own format before that. Information of contain/not, intention, amount, impurity amount, using part, whether under exemption/not

		of RoHS regulated 6 substance are stored in producers database for material, unit, assemblies that are purchased from production sites. Please understand RoHS compliance for products put on market is assured by those data base. JGPSSI; Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative
10.LCD backlight fluorescent lamps	Guidance Annex C 4 “Mercury in other lamps not specifically mentioned in this Annex.” Examples of other lamps containing mercury are high intensity discharge (HID) lamps (e.g. sodium lamps and metal halide lamps), circular fluorescent lamps, U-shaped fluorescent lamps,	Cold cathode fluorescent lamps and external electrode fluorescent lamps should be added to Annex C-4 of RoHS Guidance. (Grounds:) Recently, cold cathode fluorescent lamps and external electrode fluorescent lamps are widely applied to various electrical and electronic equipments such as backlighting for LCD, eraser lamps for copy machines, scanners and as other equipments. Especially, many kinds of cold cathode fluorescent lamps with various shapes (eg. Linear, L-shaped, U-shaped and others), length and lifetime are applied to the above-mentioned equipments. Therefore, there is not any standard for cold cathode fluorescent lamps and for external electrode fluorescent lamps. And also, the mercury contents vary with the use of the lamp. So, we strongly propose these lamps should be classified in "Other Lamps" and should be added to Annex C-4 of RoHS Guidance.

中国 WEEE 条例 (意見徴収稿) に関し意見書を提出

国際業務部門
環境・安全グループ

中国国家發展改革委員会は本年 9 月 17 日、「廃旧家電及び電子製品回収処理管理条例」(意見徴収稿) を公表し、10 月 31 日を期限として一般からの意見を求めた。同条例(案)は、対象製品をテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン及びコンピュータの 5 品目とし、これらの廃棄物(廃家電)及び再利用品(旧家電)についての回収・処理行為を規範化するものであり、「中国版 WEEE」とも言われている。本意見徴収に対し、当組合では「貿易と環境専門委員会」(委員長: 松藤 洋治氏 キヤノン(株)環境統括・技術センタ主席)及び「環境法規専門委員会」(委員長: 三崎 均氏 (株)東芝環境推進部参事)において、関係委員から出された種々のコメントを基に検討を行い、わが国機械輸出業界の立場を踏まえた意見書として取りまとめ、去る 10 月 29 日に両委員長連名で国家發展改革委員会に提出した。

今回の検討においては、同条例(案)の記述が大筋の考えを示したもので詳細な点が不明であることから、詳細な点については言及しないこととし、また廃家電が回収されにくいという中国の現状も考慮しつつ、全体的な観点から意見を取りまとめたものである。

意見徴収の発表において、国家發展改革委員会は今後、國務院に報告した上で國務院の行政法規として公布する予定としているが、条例案では施行日が明記されておらず、施行日がいつになるか現時点では明らかでない。

今回、当組合が提出した意見は以下の通り。なお、意見記述だけでは問題が分かりにくい箇所については、補足として各意見の前の括弧内に条例(案)の内容を記した。

中国 WEEE 意見徴収稿に対する日機輸意見

1. 全体的コメント

- (1) 今回のように広く利害関係者に意見を求める措置には大いに感謝する。今後も引続き意見徴収の実施および情報開示をお願いしたい。
- (2) 国家レベル・地方レベルの権限切り分けにおいて、全体的混乱を避けるため地方レベルの権限は執行権限に限定されることが不可欠である。たとえば、中央一元化でないと混乱を来すと考えられる条項として、第5条(基金)、第18条(資格認定)、第20条(マニフェスト)については国家レベルでの統一性が必要と考える。
- (3) 関係者責任制により、受益者費用負担を考慮することを望む。基金に対し生産者から費用を徴収することがある場合、新製品購買消費者から廃家電処理費用を徴収できることにしてもらいたい。

2. 条文別コメント

第7条	（廃旧家電の回収処理専用基金を確立し、その徴収、使用及び管理規則については別途制定することについて）本条の最後に“ 制定に当たっては、各組織（生産者）の役割・資金負担の分担を具体化する ”よう明記してほしい。
第9条(1)	（生産者が取扱説明書で主な材料成分などの情報提供を行う義務について）関連する材料成分情報は、原則、処理企業が必要とするものと考えるが、本体廃却まで取扱説明書を伴うことは困難である。従って、取扱説明書に材料成分情報を書くことは意味がない。必要な場合には、処理業者と生産者が契約により情報提供するという仕組みがあれば良い。
第9条(3)	（生産者が生産量、販売量、輸出量等関連する情報を当局に提供する義務について）家電生産企業は生産量、販売量と輸出量等関連する情報を提供しなければならないとあるが、それらデータの用途は何か不明である。どうしても必要な場合、守秘義務を明確にしてほしい。また前述の用途にもよるが、再利用が多いマーケットであり、処理企業にも同様の義務が必要と考える。
第13条	（処理企業が回収された廃旧家電を検査測定、修理後、再利用品の標識を貼付して旧家電として販売することについて）再利用された製品に使用される部品およびその品質、また製造品質、使用材料等は、当該処理業者以外関知することが困難なため、旧家電には処理業者のブランドを付け、その業者が品質保証責任者となる旨、条文に明記してほしい。

3. 複数の条文に関わるコメント

第11条 第12条 第14条	（消費者が廃旧家電を家電取扱い業者、回収企業等に有償で引き渡す[すなわち家電取扱い業者等が消費者に支払う]等の規定について）有償での引渡しの規定については、将来、経済が発展した場合、経済的合理性を阻害する可能性があるので、時限的運用を考慮したものとするよう提案する。
----------------------	---

□

EUにおけるロビー活動 ～ブラッセル駐在を振り返って～

前 日本機械輸出組合ブラッセル事務所次長
現 経済産業省貿易経済協力局

特殊関税等調査室長
藤井 敏彦

本稿は、9月28日に開催した平成16年度第3回「貿易関連環境問題対策委員会」において、日本機械輸出組合ブラッセル事務所からの帰任報告として行われた講演内容をもとに概要をとりまとめ、同氏の校閲を得て掲載するものである。

はじめに

私は、2004年6月まで当組合ブラッセル事務所次長として、またJBCE（在欧日系ビジネス協議会）事務局長として務めておりました。在任中は、関係各位にお世話になり心からお礼申し上げます。本日は、ブラッセル駐在を振り返り、心に残っていること、印象に残っていることを、やや四方山話的にお話したいと思います。そんなこともあるのか、と気楽に聞いていただければと思います。

1. ロビー活動への理解

ブラッセル事務所での私の主な職務は、欧州委員会、欧州議会に対して「ロビー活動」を行うことでした。これはブラッセル事務所でも新しい機能といえるものであったと思います。4年間の駐在を終えてみて、国内でもロビー活動に対する一定の理解が得られたのではないかと考えています。

「ロビー活動」自体は、アンチダンピングで日本企業が散々な目に遭っていた時など、自らの身を守るために欧州委員会にいろいろな働きかけをすることがありましたし、現在でも、例えば「独禁法」で何か嫌疑をかけられたような場合には、当局に対して働きかけをすることがあります。また、同じようなことでアメリカのワシントンに事務所を持っておられる企業も多く、アメリカ政府への働きかけが今でも引き続き行われています。

私の活動の特徴を申し上げると、細かい技術的な話のロビー活動が中心でした。例えば「鉛」の禁止という場合に、どのような「鉛」の用途を例外にしていけるか。例外にした時に閾値（しきいち）は何ppmにするのか。何ppmという場合に分母・分子はどうするのかというような技術的な問題についてロビー活動をいたしました。しかし「技術的であるが故に、また重要でもあった」と申し上げることができます。

従来のロビー活動の中心は「人脈づくり」です。先方の偉い人びとと面識を持ち、自社の幹部が訪れた場合に容易に会えるようにしておくことなどは、一種の予防的ロビーとして今も行われていますし、ワシントンなどでは、そのような色彩がますます濃くなってきているようです。しかし、それと同時に、ビジネスの関心に直結する「技術的な意味での働きかけ」も大切です。私は、お陰様で、必ずしも十分ではないけれども一定の成果を上げることができ、ご関係の皆様には「なるほど、そういう活動もあるのか」と改めてお認めいただいたのではないかと思います。

帰国してから、日本化学工業協会がREACH（新化学品規制）に絡めてヨーロッパに団体を作りロビー活動をするというような新聞報道を目にしました。こういう動きがでてくるというのは、私ど

もの活動をご覧になっておられたのではないかと思います。私は、個人的には、そのような動きがより広がっていくことを希望しております。

2. 環境と通商

「通商分野」と「環境分野」のロビー活動の違いは、私にとって非常に興味深い経験でした。

「通商分野」では、アンチダンピングで撃たれた企業、不当な関税分類の犠牲になった企業にとっては本当に「腹に据えかねる」ところがあり、ある意味で、日本対ヨーロッパ、もしくは日本対アメリカという国単位の対立の構図になります。

私は傍観者の立場でしたが、ヨーロッパ企業の利益を強引なまでに守ろうとする欧州委員会の姿、そして企業自身の姿を目にすることが少なからずありました。そのような相手に真正面からぶつかっていく訳ですが、当事者の日本企業に見える姿は「自分たちは日本企業であるが故に疎外されている」もしくは「あらぬ取扱いを受けている」というような排他的なものになりがちです。しかしこれは仕方がないのではないかと思います。

グローバリゼーションということで、いろいろな形での企業の「合従連衡」が進んでいても、なおかつ依然として企業にはそれぞれ国の国旗が付いてまわります。欧州委員会が守ろうとする企業の利益は、やはり「ヨーロッパ域内のどこかの国の国旗を背負った企業の利益」ということになってしまう。その中で「自分たちの主張を通して行く」のは、困難な活動だと思います。

「通商の経験」と「環境の経験」を比べるとどうでしょうか。これは大いに異なってきます。まず、プラスの面から申し上げると、相手方は、考えていたよりも遥かに私どもの意見を聴いてくれます。これをひと言で申し上げると「関係する当局の違い」ということになると思います。「通商」であれば DG Trade（貿易総局）が担当です。貿易総局には、基本的に「何のために自分たちが存在しているのか」という思いがあります。つまり、彼らの立場に立ってみれば、ヨーロッパの企業を守ることが必然的ということになります。

「鉛」の閾値は「500 では困る。1,000 の方がいいのだ」「意図的な混入というのは困る」等々

の議論をする時に、私は「環境総局」に行きますが、「環境総局」は環境以外のことには全く関心がなく、「環境を守りたい」という以上のものでも以下のものでもありません。彼らには、環境規制によってヨーロッパ企業が困るのか、日本企業が困るのか、ヨーロッパ企業が得をするのか、日本企業が得をするのかということは「思考の外」にあるのです。彼らには「日本企業だから意見を聞かない」「日本企業をいじめよう」という気持ちは全くないと断言できます。そして「環境保護に対して、より進んだ技術を持っている企業からは話を聞きたい」と熱心に思っていますが、一番聞きたくないのは「それは困る」「これは困る」という「苦情」であり「泣き言」です。「自分たちは環境を守るために存在している」という彼らを納得させることのできる議論を、技術的な面をも含めてできるのであれば、誰の意見も、彼らは喜んで聞いてくれると思います。以上は積極的な見方ですけれども、逆の言い方をすれば、日本企業もヨーロッパ企業も、彼らに聞いてもらえない時は聞いてもらえないのです。

時々、ヨーロッパの環境規制を「ヨーロッパの保護主義」と形容される方がいらっしゃいます。しかし、それは全く間違っていると思います。何故ならば、環境規制を作る過程で「企業総局」はほとんど関与していないからです。

日本の場合は少し特殊です。それが「良いか」「悪いか」は別として、産業に責任を持つ役所が日本のように力を持っている国は世界中に余りないと思います。現に、我が国の「リサイクル法」は「環境省」ではなく「経済産業省」がやっています。そして環境省が「過激な環境規制」を作る前に、経済産業省が産業界とで十分なすり合わせを行い、「規制を現実的なものにして行く」ことがあります。そのようなことがないのがヨーロッパの特徴です。何故ならば「環境総局」が非常に強く、「企業総局」には相対的に力がないからです。したがって「環境総局」の役人の理念がそのまま、一切の化粧もなしに現実の法律になって行く、それがヨーロッパなのです。

日本企業は環境に対して関心が高く、また事実いろいろ努力されてこられたので、ヨーロッパではどこの国の政府に行っても「日本企業の環境技

術は進んでいる」という確立したイメージを持たれています。「環境総局」に対して私どもが話をし易かったのは、まさにそこが大きな理由になっています。「日本企業はきっと真剣にやるに違いない」かつ「非常に進んだ技術を持っているに違いない。話を聞いてみようか」という意味で、「環境分野のロビー活動」は「通商分野」よりも容易だったと思います。

皆様がご出張で欧州委員会の人々と話をなさる機会もあると思いますが、環境総局の人と話をされる時に「我が社はどれほどヨーロッパに投資をしているか」「欧州に幾つ工場がある」「多くの人々を雇用している」「大いに貢献しているのに、厳しい環境規制は困る」等々の話は無用です。これはアメリカ企業がよく使うロジックですが、環境総局相手には意味がありません。これらのことは「環境総局には関係がない」ことなのです。「環境総局」は「如何に環境をよくするか」だけに関心があるのです。彼らには、企業が「どのように環境にコミットメントしているか」「どのような技術を持っているか」が重要なのです。相手を見て、論点を絞って効果的に話をされることも重要なことだと思います。

3. 人材

在欧の日本企業の方々は勿論ですが、その他のヨーロッパの会社、アメリカの会社のガバメントアフェアーズ・ブラッセルオフィスの人たちの働く意欲、能力には本当に感銘を受けました。そして欧米企業のガバメントアフェアーズなどに従事する人達の位置付けが、ある意味とても羨ましいとも思いました。

「サンマイクロシステムズ」で環境を担当する優秀な女性から聞いた話ですが、アメリカからCEO（社長）が訪欧した際、彼女たちとも直接話をしたということです。「社長が直接、話を聞いてくれた。聞いてくれただけではなく、自分たちが何をやっているかを説明したら、その後、ちゃんとアメリカの社長からメールが来た」というわけです。環境分野もしくはより広い渉外分野ということになるわけですが、その分野の社内での位置付けが明確になっているということでしょう。また、そこで働いている人たちのやる気が非常に高いということです。

ブラッセルでは、人材は流動的で転職が日常茶飯事ですが、間違いなく「人材の市場」というようなものがあります。NGOも含めた企業の渉外部門のマーケットがあり、そこには、優秀な人材がきちんと入ってきているという形になっています。NGOの幹部はかなり高給で企業の渉外部門などに転職してきますし、逆に企業の部長クラスがNGOに転出するのも珍しくありません。

4. 法的不確定性への慣れ

「法的不確定性への慣れ」は「日本企業がブラッセルに関して最も慣れない点」だと申し上げます。また「ヨーロッパと日本との違いの中で最も克服しにくい違い点」と申し上げてもいいかも知れません。

日本はある意味で特殊な国です。どのような法律、どのような規制ができてても曖昧なところがありません。法律、政令を読んで判らなければ、担当課に聞けば答えてくれます。答えは役所がくれるものなのです。コンプライアンスという観点からいうと「企業は何をすればいいのか」ということがはっきりしています。「何をしなければいけないのか」もはっきりしているし、「何をすればいけないのか」というのも、普通ははっきりしています。なにか不明確な点があるとすればその法律を作った役所が「おかしい」「無責任だ」という議論にさえなります。

しかしヨーロッパの法律、アメリカの法律は違います。はっきりしていません。多分、およそ日本以外の国の法律は「はっきりしていない」のだと思います。「言葉というものには解釈の余地」があります。したがって、法律の条文には政令などどのレベルまで行っても「解釈の余地」があります。「政府が解釈の余地なく解釈をする国」が日本です。

ヨーロッパでは政府は殆ど解釈をしません。民主主義の国はそういうものだと考えています。「確かに、起草したのは自分だけでも、出来上がった法律は自分のものではない。解釈は、国民がそれぞれ自分で解釈するべきである。政府の解釈と貴方の会社の解釈が異なった場合には、最終的に調整できるのは裁判所だけだ」というわけです。政府は法律を解釈せず「皆さん、これは私が作り

ましたけれども、文言の解釈は皆さん各自にお任せします」ということです。

私は、在欧中に、皆様から多くのご質問をいただきました。「鉛」使用禁止の例外の一つである「電子部品中のガラス鉛」がありますが、「電子部品」という言葉の解釈についてのご質問をたびたびお受けしました。しかし、一つひとつの例を挙げて欧州委員会に聞いても「書いてあるとおりだ。解釈はそちらで…」というわけです。どうしても聞きたければ「裁判所に行くように…」とのことです。「不確実性」があるのです。最後は、企業それぞれのリーガルな能力ということになってくるのです。それぞれが、それぞれの解釈をしてリスクを取って行くことになります。解釈には当然のことながら幅があって、その中で自分の会社は「こういう解釈にしよう」ということでリスクを取っていかざるを得ないということなのです。

日本の場合には「そのうち役所がはっきりさせてくるから待てようか…」ということにもなるわけですが、ヨーロッパでは、待てど暮らせど答えはありません。もともと「はっきりさせようという意図がない」からです。この不確実性に最も慣れていないのが日本企業だと思います。アメリカ企業は、「そんなものだ」と当然のように思っており、この不確実性に慣れています。

「法律ができていのに、何で判らないのだ」とおっしゃる方もありますが、実は「法律とはそういうもの」なのです。日本の独特な「法環境」に慣れ、育ってきた日本企業には克服が非常に難しい点だと思います。

5. 政府の構造を理解する

ヨーロッパの厳しい環境規制に関して「企業総局に行き、企業総局から環境総局に話をしてもらおう」という考え方は日本のアナロジーであって、ヨーロッパでは機能しません。環境問題について比較的力のある産業当局という意味ではイギリスの貿易産業省（DTI）は例外的で、その他の国の産業省は余力がないようです。

これはCSR（企業の社会的責任）についても同じです。CSRでも、雇用総局と企業総局の共同議長です。企業総局と話をすれば私の言わんとする

ことを実感していただけるのではないかと思います。

政府の構造というか、政府がどういう形になっているのかを十分に理解する必要があると思います。欧州の場合に特徴的なのは「大臣が選挙で選ばれた人ではない」ことです。いわゆるコミッショナーという人々が大臣に相当しますが、選挙の洗礼を受けない方々です。今年11月には新しいコミッショナーが就任されますけれども、彼らは各国政府から「推薦されてきた人たち」です。任期は5年で、基本的に再選はありません。「選挙がない人たち」ですから、在職中に「厳しい環境規制を作って産業界の票を失ったら…」ということは一切考える必要もないし、考えることもないでしょう。ヨーロッパの政府の構造も十分に理解しておく必要があると思います。

6. 大使館をどう使う？

昨今、日本の外務省、特に大使館に対する批判をしばしば耳にします。皆様も外国に行かれた折り、駐在員の方は日頃から大使館とのお付き合いがあると思いますが、残念ながら率直に申し上げて、日本の大使館には「技術的なことを理解しない」という極めて大きな特徴があるようです。多分、今、大使館に、WEEE（廃電気電子機器リサイクル）指令、RoHS（特定有害物質の使用制限）指令について問い合わせても満足な答えは期待できないかもしれません。

かつて、我が国の貿易摩擦が大いに騒がれた時は、大使館はその内容について100%フォローしており、なくてはならない存在でした。しかし「貿易摩擦」という大きな塊から「知的所有権」、「環境」、「個人情報保護」等々、企業の直面する問題が細分化するにしたがって追いきれなくなってしまっているようです。そして人手不足、その辺りを原因のひとつとして、企業と大使館の距離が広がってしまったのではないかと思います。

また、中国の色々な規格作りの問題は、今、我が国の産業にとっても大きな問題になってきていますが、北京の日本大使館ではフォローしているのでしょうか。USTR（米国通商代表部）、DOC（商務省）は、中国に対して100人ほどのスタッフを送っています。100人のうちの一人は、多分、

自動車の規格について継続して追い、他の一人は環境問題のみを追う体制になっているようです。彼我を比べてみて、同情の余地がある、規模の違いがあるという済まされる問題ではなく、考えさせられてしまいます。

このような現実ではありますが、私が申し上げたいのはむしろ「大使館を敬遠すべきではない」ということです。常日頃から、大使館との交流を心がけ、時局的に問題になっている点などについての注意を喚起して欲しいと思っています。私の経験では、相手国政府との間で極めてセンシティブな問題が起った場合、最終的に使えるのは間違いなく「大使館ルートだけ」と申し上げることができます。政治的でセンシティブな難しい、食品に関係する「遺伝子組み替え問題」の際、欧州委員会の方に「お会いしたい」と申し込みましたが、どのようにしても断られてしまいました。しかし、大使館ルートで会うことができました。外交官からの会いたいとの申し入れには絶対断れないのです。そこからパイプを広げることができました。「最後のメッセンジャー」は外交官です。依然として「外交の重要性」は存在しております。

7. JETRO をどう使う？

たとえば、WEEE、RoHS 指令の関連で言えば、JETROというのは最終的なメッセンジャーというのは果たせません。しかし、できるだけ「こうしたら良いです」とか「このようにやって欲しい」というような話を持ちかけると良いのではないかと思います。JETRO パリは、WEEE、RoHS のフランスの国内法制を追っています。フランスで行われているように企業が何をして欲しいのかを積極的に伝えるようにして利用されたら良いと思います。

8. 当組合ブラッセル事務所をもっと使う

当組合のブラッセル事務所には、どんな細かいことでも、判らないことがあったらお聞きになるのが良いと思います。判らないことは判らないとのお答えしますが、調べて判ることは調べてお答えしています。私どもも、関係各位の皆様からご質問いただくことによって「問題はどこにあるか」ということが鮮明に判ってくるのです。「こんな細かいことを聞いても…」と躊躇なさる必要は全

くありません。細かいことこそ重要で、「皆様のご質問の積み重ね」によって事務局のスタッフ自身が「何を、どこで、どう見なければいけないのか」ということが判ってくることもあります。

9. 対照的な日米本社関与

ブラッセルでは、アメリカ企業も日本企業もある意味で極端な姿として写る場合があります。アメリカ企業は「過剰関与」です。グローバルなオペレーションの中央集権度が著しく高く、アメリカ本社のコントロールが徹頭徹尾入ってきます。ヨーロッパの人間は、そこで如何に自由度を持って動くようになれるかが大きなポイントになってきます。

他方、日本企業は本社の「過小関与」です。現地にいる人たちは「何をやっていいのか判らない」「何をやっても反応がない」とアメリカ企業と全く逆の立場にあります。率直に申し上げて、日本企業はもっと日本本社からの指示、関与を強めるべきではないかと思います。

仄聞したのですが、在米日本企業の工場の環境コンプライアンスが物凄く悪いというのです。基本的には現地子会社任せになっていて、その現地子会社の社長は一定の期間で日本に戻られる方なので、環境のコンプライアンスのために、それほどお金を使うインセンティブがない。当局に捕まらない限りにおいて本社へは何も言ってこない。アメリカの EPA（環境保護庁）の基準に対するコンプライアンスは非常に悪いというのです。

アメリカ企業は、世界中の工場で環境コンプライアンスが一定の基準に適合しているか否かを調べる中央集権的なシステムを持っています。本社からの監査が入るのです。「現地に任せればいい」とは言っても、チェックするのも世界本社の責任です。日本企業は、本社機能をもう少し強くしていくことが必要ではないかと思います。

10. NGO との接点

皆様がお出張の折に、もし時間があれば、ヨーロッパの NGO（非政府組織）の事務局の方々とお会いになってみることをお勧めします。ヨーロッパの NGO は非常にリーズナブルです。

私は、折りに触れ申し上げていますが、ヨーロッパの NGO 予算の半分は欧州委員会から出ています。「政府からお金をもらっているのに何故 NGO なのか」と言う人もいますが、彼らは「政府のお金は国民のお金。客観的に公平な形で国民のお金を貰って活動している我々は中立的」と言っています。

実際に彼らに会われると、NGO の人たちの質の高さをお感じになるのではないかと思います。NGO との接点をいろいろな形で持っていることは、ブラッセルオフィス、欧州事務所の一つの仕事として興味深く、有意義なことです。

11. 欧州陰謀説を排す

我が国では、欧州の環境問題、CSR など、何でも保護主義だ、陰謀だと総括してしまう方が少なくありません。しかしそれはヨーロッパの「ものの決め方」「ものの決め方」をよくご覧になっていないからではないかと思います。

彼らが、そもそも 1992 年に市場統合した時、日本では「ヨーロッパの要塞だ」「まさに保護主義だ」という議論が盛んでした。しかし私自身がヨーロッパに滞在して「それは全然違う」と感じました。結果的に「保護主義的な効果」がなかったのかというと、それはあったのかも知れませんが、彼らは別に、保護主義のために市場統合をしているわけではありません。市場統合は、ある意味での「安全保障」であり、「お互いの殺し合いをもう止めよう」という、もっと深いところから湧き上がってきたところの統合です。それを日本では貿易という特定の視点から「解釈したがる」ということです。結果として「そういう影響もあるかも知れない」ということと、「それを意図してやっている」というのは別のことです。きちんと分けて考える必要があるのではないかと思います。

12. EU と中国

私は、ブラッセルで何度か中国の業界団体の方々とお目にかかりました。中国は、今、ヨーロッパで必死に情報収集をし、ヨーロッパを勉強しています。RoHS についてもまた然りです。

彼らに「今、何故、中国が RoHS をやるのか」と言うと、彼らは「ヨーロッパに RoHS ができ、RoHS に対応できない中国の中小企業は全部潰れてしまうかも知れない。だから中国にも RoHS を作るのだ」と言うのです。「産業政策」の一つなのです。中国で RoHS を作り、中小企業も物質の管理をすれば、引き続いてヨーロッパ市場に対するアクセスができると言うのです。いずれは「環境」にも関わるけれども、今は「産業政策的解釈」でやっているのです。ヨーロッパがやったから自分たちもやらざるを得ない。そうしないと中国の中小企業はヨーロッパへ輸出ができなくなるという論理で、RoHS そのまま法律として導入してしまうお国柄です。

このように、中国との関係という意味でもブラッセルを見ていくということは重要であると思っています。

ご清聴有り難うございました。

□

欧州環境規制動向

～ 在ブラッセル弁護士モニタリング情報 [35]

I. EU

1. 欧州委員会、今後の EU 政策に関する意見を求める

今後の国際的な気候変動対策に対する EU の姿勢はどうあるべきか。京都議定書に定める現状の目標達成年度である 2012 年以降、EU 諸国はどのように気候変動対策に協力して取り組んでいくべきか。委員会は、かかる疑問に対する回答を求め、2004 年 9 月 14 よりインターネット上での公開協議を開始し、市民、企業、政策立案者、NGO、関係当局、科学者およびその他の全てのステークホルダーに対して今後の世界的気候政策に関する討議に意見を述べる機会を提供している¹。

委員会は、寄せられた意見を、EU の将来的気候変動政策の策定および今後の国際気候変動管理体制に関する国際的討議における EU の意見に反映していく。協議の意見提出期限は 2004 年 10 月 31 日までとし、その後 2004 年 11 月中旬にステークホルダー会議が開催される。同協議の内容は、2005 年春季欧州理事会に提出される委員会の気候変動に関する報告書に盛り込まれる。

EU は、京都議定書に基づき、2008 年から 2012 年までの期間に温室効果ガス（GHG）排出量を 1990 年比で 8%削減することを公約している。この削減量は、気候問題の人為的側面の対策としては重要ではあるが、第一歩に過ぎない。しかし、それだけでは気候変動に歯止めをかけることにはならない。最近の調査

では、気候変動を食い止めるには、2025 年までに「通常」シナリオを凌ぐ最大 30%程度の削減、また 2050 年までには 65%の削減というように、世界的にさらに実質的な排出削減の必要があると示唆されている。

京都議定書の第一期約束期間は 2012 年に終了するため、ヴァルストレム環境担当委員は、続行の準備を直ちに開始する必要があるとして、断固たる姿勢を示している。国際社会は、まもなく、京都議定書をさらに発展させ気候変動に関する国際協力を新たな段階に進めていくにはどうすべきか討議を開始する。同討議は、2004 年 12 月 6 日から 17 日にブエノスアイレスで開催予定の次回気候変動枠組み条約締約国会議第 10 回会合（COP10）で開始されると思われる。前回の会議と同様に新鮮みのある交渉は期待できないであろう。まずは京都議定書がロシアの批准直後、即ちその当日か付近において、実質的に発効してからの話となる。

2. Van Geel 国務大臣、議長国の優先課題を発表

オランダの Pieter van Geel 環境担当国務大臣は、現 EU 議長国オランダが気候変動および新化学物質戦略（REACH 案）などの重要案件を重視する背景には、経済的利害と環境的利害がこれ以上衝突するのを避けなければならないという理由があると述べている。同大臣は年末まで EU 環境閣僚理事会の諸会合の議長を務める。また、2004 年 9 月 20 日の欧州議会の環境委員会において、議長国としての優先課題を明らかにし、オランダ環境省作成の報告書（「未解決の環境問題」

¹ ステークホルダーによる協議に関する詳細は以下のサイトを参照のこと。
http://europa.eu.int/comm/environment/climat/future_action.htm

Outstanding Environmental Issues」)を欧州議会議員 (MEPs) に提出した。同報告書は、今後 10 年間に EU が直面する主要な課題が明確に指摘されている。オランダは、優先事項を決定するにあたり、同報告書から示唆を受け、その基本方針が欧州委員会の実務政策の策定に反映されるよう、同報告書を新たに発足した欧州委員会に提出している。

同報告書は、国立公衆衛生・環境研究所 (RIVM) が欧州環境庁 (EEA) と共同で作成したものであるが、EU は、環境圧力の軽減および人の健康と生態系に資する経済投資の奨励に関して多くの成功を収めていると結論付けている。しかし、今は褒め称える時ではない。即ち、環境は今後も強い圧力、実際のところ耐え難いともいえる圧力に晒されることになり、気候変動、生物多様性の喪失および深刻な大気汚染―特に都市部での―が進行するという。

また、直接的な優先課題について、オランダは 2004 年 7 月の環境閣僚非公式会合で承認されたテーマに基づき、各分野の問題に取り組んでいく意向である。即ち、環境を好機であり、経済発展の可能性として捉える考え方である。経済問題が原因でなかなか環境面の進展が期待できない時期に、また政治家や市民の関心が薄れ、ともすれば経済成長にしか目が向かない時期にこの様な課題に取り組んでいくという認識に立ち、同大臣は、経済的かつ環境的利害の旧来の対立を何としても回避しなければならないと強い決意を示している。また、2004 年 7 月に採択されたテーマに沿って、経済成長と環境保護が両立しないということではなく、むしろ後者には技術革新と利益をもたらす可能性があることを実証しなければならないと主張している。

同大臣は、「グリーン」公共調達政策の奨励、環境に優しい投資に対する優遇税制の提供や環境コストの内部費用化、環境に有害な助成金の廃止など、様々な検討項目を示唆した。同大臣は、これらの問題がいずれも閣僚理事会にとって難しい政治課題であることを認識

している。また、2005 年春の EU サミットで、エコ効率技術革新による競争力の強化を狙う計画がすんなりと承認されることを期待している。これは、新の官民パートナーシップを意味する。同大臣は、この案を具体化するために、今後数ヵ月間にわたり各界ステークホルダーとの会合を約束している。

2004 年 7 月の非公式閣僚理事会で表明された意見に基づく別の優先課題として、クリーンかつインテリジェントな競争力に満ちた欧州を築くという目標がある。同大臣は、輸送部門、特に道路交通分野の名を挙げている。大気汚染 (排出ガス削減)、騒音 (例えば、良質タイヤおよび静音エンジンの使用) など主要な公害問題を緩和するのに必要な技術がすでに存在するからである。交通の流れの改善や都市環境に関する多くの調査において道路交通に焦点が当てられている。議長国は 10 月の閣僚会議において、この話題に関する政策論議を計画しており、欧州議会の支持を得ようとしている。その他に、議長国オランダが重視する問題には、GHG の排出削減、2004 年 12 月の COP10 に向けた「共通の立場」の策定および化学物質戦略の進展などがある。

同大臣は、REACH 戦略に関して、経済と環境との摩擦を回避するとの決意を強く表明し、閣僚討議を二回予定している。11 月 25-26 日の競争閣僚理事会と 2004 年 12 月 20 日の環境閣僚理事会である。2005 年に決定を採択できるよう、本案件を進展させて議長国ルクセンブルグにつなげることを唯一の目標としている。また、議長国は、2004 年 10 月下旬に、全ての影響調査を検討するワークショップの開催を予定しており、MEPs に正式な参加の招請をする。

同大臣は、一部の MEPs が表明している懸念に配慮して、ほぼ全ての分は基本的に同じ結論を示していると述べている。即ち、REACH は大手企業にとって容認しがたいコスト負担となるが、中小企業の負担はさらに重いということである。従って、REACH 案の改善にあたり、「均衡の取れた」提案と判断されるもの

にするには、主に中小企業に焦点を当てた対策を講じなければならないというものである。

その他の「焦眉の」問題には、気候変動や 2004 年 12 月にブエノスアイレスで開催される COP10 会議の準備がある。この件に関して EU が主要な役割を果たしていることを踏まえ、同大臣は、この機会に対する自信を示している。また、EU が京都議定書をさらに先へと進め、今後も欧州において適用していく決意であることに確信を抱いている。同大臣は、1997 年の京都議定書は第一歩にすぎないと警告し、2012 年以降について討議すべき時が来たと述べている。その後の問題に関する討議を開始させること、特に、中国、インドおよびブラジルなどの主要な新興経済諸国をこのプロセスに参加させることができれば、それだけでも COP10 における大きな勝利となるであろう。EU は当然ながら同じ道を進むことができるであろうし、またそうでなければならないが、多国間ベースとなると必ずしもそうはいかないであろう。

同大臣は、欧州はその立場を徹底的に評価して京都議定書を諦めなければならないとの考えを示しているデパラシオ (L. de Placio) エネルギー担当委員と意見を共にしていない。また、京都議定書批准に対するロシアの姿勢には信頼を寄せているが、少なくとも当面は、米国には何も期待していない。同大臣は、近々、主な関係者全員との会談を予定しており、COP10 に向けた準備を進めるとともに、京都議定書の将来について検討を開始するよう関係者を説得する意向である。

3. 欧州議会議員、次期 EU 環境担当委員 ディマス氏に失望

欧州議会議員 (MEPs) は、次期 EU 環境担当委員に指名されたスタブロス・ディマス (Stavros Dimas) 氏は環境問題に本腰で取組んでいないと、2004 年 9 月 29 日に行われたギリシャ出身の次期委員との公聴会で述べている。ドイツ出身の環境委員会議長 K-H. Florenz 氏は、同委員が議会の期待に応えるかどうか疑問であると述べている。一方、フラ

ンス緑の党の M.A. Isler Béguin 氏は、ディマス氏は「主要な環境問題について把握しておらず、次期環境担当委員としての作業計画もない」と明言している。ディマス氏は、一部の問題――例えば、気候変動や遺伝子組換え生物 (GMO) ――に関しては明確な見解を述べているが、自身の長期的目標など他の問題に関しては曖昧な態度を示している。このことにより英国 MEP の C. Davies 氏はディマス氏の「環境保護主義者としての資質」の信憑性に疑問を呈している。

ディマス氏は、30 年におよぶ環境政策を継承することに触れ、今後 5 年間に取組む課題として気候変動、生物多様性、環境と健康の問題および持続可能な生産と消費への移行という 4 分野を挙げた。また、新たなプロジェクトは何も導入せず、現状の取組みを基に発展させていくことを明言した。さらに、REACH やテーマ別戦略など、現在進行中の多くのイニシアティブについては中間結果が出るのを待つと述べている。

しかしながら、同氏は、各措置のコスト効果を評価する必要があると強く主張している。これには措置を講じない場合のコストも含まれる。後者の場合、即ち措置を講じない場合には何百万ユーロものコストがかかり、経済、環境および健康に長期的な影響がおよぶ可能性があると述べている。

同氏は、例えば、法規違反に関する手続きの行使による共同体法令施行の改善を求めている。また、自国の環境違反の拡大について質問されると、自分は EU のために奉仕し、どの国であるかに関わりなく EU 法を厳格に適用する決意であることを繰り返し述べた。

同氏が MEPs の質問に応じて明らかにした主な立場を以下に示す。

気候変動: EU は今後も国際的に指導的な役割を果たしていかなければならない。同氏は、GHG 排出削減のためにロシアが京都議定書を批准してくれるよう期待しているが、議定

書自体が目的ではないと述べた。即ち、現在の目標は達成しなければならないが、次の段階(2012年以降)も検討しなければならない。さらに、米国の立場が急展開するなどとの幻想は抱いていないとしながらも、米国との対話と協力を求めている。現職のデパラシオエネルギー担当委員は、排出量取引に関する指令を見直すべきだと主張しているが、ディマス氏は反対の見解を示した。「デパラシオ委員はこの問題に関して独自の見解を持っているが、それは私も同じ意見であるという意味ではない。」しかし、同氏は、排出量取引制度は機能するものでなければならないこと、また加盟 25 カ国によりできる限り迅速に実施されなければならないと主張した。規則を尊重しない国については、2004 年末までに法的装置が講じられるという。

エネルギー：再生可能エネルギー源、特にバイオマスの利用拡大強化を奨励する実質的な取り組みが必要であると述べた。原子力エネルギーに関しては、未解決の重大案件が二つあると述べている。即ち、放射性廃棄物と事故の危険性の問題である。同氏は、原子力エネルギーを利用する国の中で、近い将来に新たな施設を建設する計画はないと述べ、さらに「私がギリシャの首相なら、この種のエネルギーには「ノー」と言う」と述べた。

化学物質：グンター・フェアホイゲン (Günter Verheugen) 次期産業担当委員との「共同責任」を強調し、将来の化学物質政策に関する現在の欧州委員会 REACH 法案に全面的に賛成していること、また変更が必要か否かを判断するために現在進められている評価の結果が出るのを待っていると述べた。

生物多様性：は、2010 年までに生物多様性の破壊を食い止めるという公約を守ろうとするなら直ちに対策を講じる必要があると述べている。そのためには、漁業、農業および輸送分野において厳しい法の適用が必要である。同氏は、リスボン・アジェンダおよび持続可能な開発戦略の中期見直しに関して、閣僚理事会が 14 種類の環境指標のうち輸送、エネ

ルギー、気候変動の 3 種類の指標しか受け入れなかったことに遺憾の意を表明し、生物多様性を第 4 の指標として追加したいと述べた。

GMO：同氏は、遺伝子組換え穀物と有機穀物の共存に関して、具体的な指令に対する賛否を明確に示すことはなかった。しかし、この問題は国家あるいは地域の特殊性を考慮して解決されなければならないと述べた。また、限度規定に関して、検出限界として 0.1% という限度値を支持する議会—および次期農業担当委員—の意見には賛成できると述べた。同氏の GMO の有害可能性に関する立場はよく似ている。但し、同氏は、欧州食品安全機関 (EFSA: European Food Safety Authority) を信頼するとの見解を表明している。

財政・市場手段：同氏は、各種の財政手段—承認されている国家援助、税金および／あるいは優遇税制措置、環境に有害な助成金の撤廃—の利用を支持すると述べている。同氏は、灯油税の可能性にも反対していないが、様々な障害に配慮して直ちに導入することには懐疑的である。例えば、EU 域内における税問題に関する全員一致要件があること、また実際に、かかる手段による影響は EU 企業に留まらないという事実である。

4. シカゴおよびロンドン取引所、欧州排出量取引制度との連携を確立

2004 年 9 月 7 日にシカゴ気候取引所 (CCX : Chicago Climate Exchange) とロンドンに本拠をおく国際石油取引所 (IPE : International Petroleum Exchange) が署名した契約条件に基づき、EUGHG 排出削減制度に連携した先物取引が 2004 年後半から開始される。

正式な協力ライセンス契約に基づき、欧州気候取引所 (ECX : the European Climate Exchange) が CCX の全額出資子会社として設立される。ECX の炭素金融商品 (CFI : Carbon Financial Instruments) の現物・先物契約が IPE に上場され、電子プラットフォーム上で取引される。CCX と IPE によると、一連の ECX CFI 先物契約の取引は、2004 年第 4 四半期中

に開始されるという。一連の現物関連商品の取引は 2005 年初頭の開始になるだろうということである。

この契約の署名は、シカゴ取引所とロンドン取引所の正式な業務提携を象徴するものである。2004 年 4 月 12 日に、世界初の GHG 排出量取引の多国間市場 CCX と欧州最大のエネルギー先物取引所の IPE は、新生 EU 環境規則の適用を受ける諸団体に課せられる排出削減要件に貢献する取引所の設立を趣旨とする覚書を公表した。

CCX の R. Sandor 会長は、ECX の CFI 取引は、指令 2003/87/EC に基づき設立される EU 排出量取引制度（ETS: Emission Trading Scheme）によって推進されるだろうと述べている。同指令は、キャップ・アンド・トレード上限を設けた二酸化炭素（CO₂）の排出量取引に基づき、EU 加盟国の施設から排出される CO₂ を規制・削減することを目的としている。この ETS は 2005 年 1 月 1 日に開始する予定である。

同会長は、「取引所で取引される ECX CFI の現物・先物契約により、EU 法遵守を目的とする取引が促進され、この市場が効率的に機能するために必要な流動性がもたらされる」と声明の中で述べている。「この契約により CCX は ETS におけるグローバルリーダーとして位置づけられ、IPE が欧州エネルギー市場において果たすリーダーシップを補完するものである。」

同指令に基づき規制の対象となる施設には発電所、石油精製所およびその他の重工業施設が含まれる。EU ETS の第二段階が施行される 2008 年には新たな施設が排出管理を義務づけられる。この第二段階は、京都議定書に定める第一期公約期間に一致する。

5. EU、排出量取引割当制度を設置

排出量取引を可能にする EU 法が採択されたことで、欧州は排出量取引に向けた準備を開始できる。理事会は、2004 年 9 月 13 日、GHG

排出削減のために京都議定書によって設けられた柔軟なメカニズムに関する第二の指令を正式に採択した。これはすでに議会が 2004 年 4 月 20 日に承認している。この新法律文書により指令 2003/837/EC が完成し、欧州割当制度と既存の排出クレジット制度と第三国向けの新制度とが連携されることになる。また、移行経済諸国（共同実施）において実施されるプロジェクトと、発展途上国（クリーン開発メカニズム）など京都議定書に定めた拘束力のある目標を適用されない当事者に一段が焦点を当てられている。

指令 2003/37/EC の終了と共に、委員会が共同体の排出量登録のための規則を提案する道筋が明確になり、割当制度の実施が 2005 年 1 月 1 日に予定されている。

6. 欧州議会、REACH の影響報告を批判

議会産業委員会は、2004 年 8 月 31 日、新たに発足した議会による初の実質的審議の場で、論争の多い化学物質法案に関する討議を再開した。討議では、外部コンサルタントによって提出された報告書に対する紛れもない、しかも全員一致の批判が展開された。批判的となったのは、将来の REACH 制度が欧州化学産業の競争力に与える影響を調査する際にコンサルティング会社が採用した方法であった。MEPs はこれを「容認できない」と考えている。欧州委員会も直ちにこの批判を繰り返した。一方、同時に開催されていた議会の域内市場委員会の会合では、議長国オランダが、同案件の優先順位が極めて高いことを繰り返し述べた。

コンサルタント会社 A.D. Little (ADL) は、研究総局に依頼され、将来の REACH（化学物質登録・評価・認可）案が産業界の競争力に及ぼす影響を評価した。同社の専門家らによる調査結果の簡単な説明によって討議は始まったが、REACH 制度は、調査対象となった 4 種類の要因、即ちコスト、（新製品の）開発期間、認可義務および開示義務による影響が著しく、技術革新や生産能力の面で産業界は著しい損

失を被ることになるという。ADL 社によると、かかる要因および損失は、一部の生産の全面撤退、生産拠点の移転あるいは最終的には代替製品の生産を招く可能性がある」と主張した。専門家らは、「分析の結果、産業界にとっての実質的な利点を特定することはできなかった」とし、産業界が負担するコストは、委員会の最も悲観的な推定値の 300 倍から 600 倍になると予測されている。

専門家らは、MEPs に強く促された結果、以前ドイツ化学業界のために同様の調査を実施したこと、さらに欧州委員会に命じられた調査に同じ要因と計算方法を使用したことを認めた。但し、データは 2003 年 10 月の修正提案に基づく結果を盛り込んだものであるという。また、欧州産業界はどこでも多かれ少なかれ同じ構造を呈すと仮定し、同国産業界の結果に基づき、ある程度の推定が行われたことを認めた。「当社は産業界のために仕事をしている訳ではない。これは独立調査であるが、当社は、産業界のために同国での調査を生かしているのである。」緑の党派の専門家の一人は「寄せ集め」ともいえる手法だと指摘している。ADL 社は、同制度が最終ユーザーに与える影響に焦点を当てたこと、またコスト削減、開発期間の短縮および技術革新サイクルへの影響など、もっぱら経済的視点に立ったことを指摘している。また、同社の専門家らは、この調査は意図的に「静的」なのであって、手法を変える考えはなかったと主張している。

議会の緑の党リーダーであるドイツ出身の R. Harms 議員がいち早く批判を開始した。同議員は、ADL 社の代表らに向かって、同社がドイツ化学産業に関して実施した調査に対して、当のドイツ国内に相当な批判があることに触れた。同議員は、同社がそのような批判を全く考慮しなかったことだけではなく、それに加えて欧州全域の調査にも同じ方法を適用したことを批判した。オーストリア出身の社会党 H. Swoboda 議員は、欧州全域を対象とするはずの調査の中でドイツ産業に最上の地位

が与えられていることに困惑を示した。また、同議員は、この調査には、同制度が輸出入に及ぼす影響ばかりか、大企業および中小企業に及ぼす相対的影響ならびにコスト上昇の可能性にも言及されていないとして落胆の意を表明した。また、W. Langen 議員は、この調査が古いデータに基づくものであり、討議に付言するものは何もないとし、「我々はすでに一段階先を行っている」と、ADL 社の代表らに率直な意見をぶつけた。

フィンランド出身の S. M. Hassi 議員は、この調査のどこに「環境および公衆衛生」という内容が含まれているのか質問し、産業界が強く反対した環境法の大部分が過去 20 年間に産業界全体を破綻させることなく効果を発揮したことに触れた。他の MEPs もこの主張を支持し、REACH の三つの目的のうちの二つを単に「消去」すること、つまり特種利益、即ち産業界の競争力のためだけに市民の関心である公衆衛生および環境という側面を削除することに反対した。その他に、同調査は、産業界の技術革新能力や、製品の撤退の後にはより環境に優しいとは言えないまでもより効率的な製品が必ず生まれてくるという「自然な」動きにはほとんど配慮していないという意見があった。結局、イタリア出身の R. Brunetta 議員が最も厳しい口調で、適用された方法は「全く容認できない」とし、意思決定者である MEPs の視点から見て無用であると述べた。また、同議員は、さらに悪いこととして「この種の調査は、最も保守的な勢力によって政治テロ―雇用および移転に関連する脅威や脅迫を示唆―に使われる可能性がある」と述べた。この手法は 19 世紀然のものであり、進化を阻害するものである。この種の分析は、環境や公衆衛生を保護するものでないように、企業の競争力を保護するものでもない」と指摘した。さらに、「このような調査を懐に抱えて環境委員会に出席し、これを基に討議を始めることなどできるわけがない」と述べた。

ADL 社代表らは、付託事項に従い企業の競争力への影響を評価したことを指摘したが、これに対して Brunetta 議員は、指示が不適切かつ立案に問題があった可能性を認め、より良い、より正確な指示に基づき、新たな評価を実施することを提案した。

議会の産業・対外貿易・研究・エネルギー (ITRE) 委員会委員長を務める英国出身の G. Chichester 議員は、討議を締めくくる前に、この報告書の方法、「静的」手法および結論を同様に完全に拒絶した欧州委員会代表に発言を許した。同代表は「欧州委員会はこの種の発表を受けて傍観していることはできない」と述べ、欧州委員会が産業界、労働組合および NGO と密接に協力して特定したより信頼できる方法に基づく影響調査を開始したことを示唆した。予想されているような劇的な影響には根拠があるのか、また望ましくない未知の影響が実際に起こりうるのかを実証するために、そのような趣旨のフォーラムが設立され、各分野の代表との協議が進められているという。欧州委員会は、全ての事業者や川下、ハイテク、包装材、金属加工、製紙業界などの関係分野と協力しており、この取組みの結果を議会と共有するという。議会は、まもなく設置予定の「ハイレベルグループ」を介して直接的に関与することになる。欧州委員会の代表によると、当初の結果は年末までに明らかになるはずであるという。また、REACH が繊維分野に及ぼす具体的影響に関する調査もすでに開始され、年末には結果が出る見込みだという。

このような産業委員会における活発な討議と併行し、オランダの Karien van Gennip 経済問題担当国務大臣は、域内市場委員会に対し、REACH 案件は「議長国オランダの第一優先課題である。同案の目的は欧州において広く指示されている。その目標を達成するには包括的かつ現実的な制度の構築が必要である」と断言した。また、「欧州委員会の提案を徹底的に検証しなければならない。本指令の適用方法をめぐりかなりの意見の相違がある。産業

界への影響評価もすでに夥しい数に上っている。オランダは、かかる調査の結果を編集・要約するべく、2004 年 10 月にワークショップを開催する。極めて複雑な案件であるが、我々はこれを一步一步進めていくつもりである」と強調した。

7. 欧州委員会、REACH に関する新たな影響調査を開始

欧州委員会は、EU 化学政策案が産業界に与えると思われる影響について評価するために、包装材、金属および無機化学の会社に重点を置く新たなイニシアティブを開始すると、企業総局の職員 P. Hennessy 氏が明らかにした。

同氏は、議会の産業委員会に、欧州委員会は特定分野の企業とのインタビューを開始すると伝えた。いずれも工程中で化学物質を使用し、REACH 制度を遵守しなければならない企業である。

欧州委員会は、2003 年 10 月の REACH 規則案に付随する総合的影響評価に加え、同政策案が技術革新、川下ユーザーおよび新規加盟 10 カ国に及ぼす影響を判断するために策定中の、さらに詳しい特定影響調査の監督に多忙を極めている。REACH 制度を試す目的の「パイロット・プロジェクト」もすでに数多く始動している。

同氏は、産業界の意見に基づき、「我々は新しい方法で新しい調査を [実施] している」と述べている。

このインタビューを含む新たな調査の目的は、「[産業界が予想するような] 劇的な影響が本当なのかを確かめること」であり、また、同制度による影響によりまだ表面化していないものがあるかどうかを調べることであった。

同氏は、この調査は「年末近くには」完了するとの見通しを示している。また、MEPs に対し、ハイレベルグループには議会も関与させると保証した。

また、同氏は、欧州委員会はさらに REACH が繊維会社に及ぼす影響に関して「独立機関による」調査も命じたという。同氏が認めているように、この業界は主として中小企業によって成り立っているため、特に「圧力を受けている」業界である。繊維会社は低価格国からの輸入品との激しい競争に晒されていることも周知の事実であり、しかもその多くが規制の緩い国である。

同氏は、この影響調査について、「ステークホルダーとの合意によって取組むことにした」と述べている。

また、「技術革新、中小企業、機密性に関して、REACH の均衡性に变化を及ぼさない名案があるならば」建設的な修正案を提示してほしいと、欧州委員会としての要求を繰り返し述べた。

8. オランダ、REACH が及ぼす影響に関する統括的報告書作成を目的とする会議を計画

Van Geel 環境国務大臣が明らかにしたところによると、現在議長国を務めるオランダは、加盟国およびステークホルダーが委員会の化学物質政策案に関して実施した各種影響評価を一つにまとめる計画であるという。

同大臣は、議会の環境委員会で、経済、健康および環境に及ぼす影響を一つの報告書に集約できるよう、「我々は各種影響評価の結果をまとめたい」と発言した。但し、「容易なことではない」と同大臣は付言している。まず、2004 年 10 月下旬に、全ての評価結果を判断するためステークホルダー会議を開催するという。

REACH 規制案がもたらすと思われる費用および／あるいは恩恵を判断しようとする夥しい数の調査が、2003 年 10 月の同案の公表前後から次々と発表されている。

委員会の他に、化学産業界、WWF などの NGO、加盟国も独自の影響調査を発表している。

最近の調査には、ドイツ環境省および環境庁のためにオコポール・フラウンホッフ（Ökopol and Fraunhofer）研究所ネットワークが実施した調査や、議会のためにドイツのコンサルタント会社 ADL が実施した調査が含まれる。

同大臣は、オランダが計画する共通の影響報告書の作成により、中小企業にとって重いと予想されているコスト負担および管理負担を軽減するために何が可能かを判断する上で役立つと考えている。

「我々はコストを懸念しているが、そこから先に進めていかなければならない。大企業には余り問題はないであろうが、中小企業には近い将来において解決しなければならない[課題が]ある。それを問題として、我々は解決策を模索しなければならない。」

これに対して、議会で REACH 案の報告者を務める予定のイタリア出身の社会党派 MEP の G.Sacconi 氏は、次のような発言をしている。同制度案は「改善されるかもしれないが、私は影響調査の問題ではないと思う。むしろ管理可能かどうかの問題である。」

委員会は、2004 年 10 月に発表した総体的費用対効果分析に加えて、同制度案が技術革新、中小企業および 2004 年 5 月 1 日に新規 EU 加盟 10 カ国に及ぼす影響を判断するべく調査を開始した。

MEPs の中には、かかる分析の結果は今年後半には明らかになる見込みであるが、これが現在の REACH 案の修正に使われるのだとしたら、議会の現在の取組みは見当違いか、最悪の場合は無駄に終わる可能性があるという指摘する向きもある。

しかし、オランダのある職員は、環境委員会の会合の後に報道陣に対して、欧州委員会が現在進めている評価について、「その重大性に関する誤解が多い」と述べている。

また、加盟国が委託した影響評価の方が化学物質政策の将来の在り方に関して「より重要な意味をもつ」と述べている。

これとは別に、最近、企業総局のある職員が明らかにしたところによると、欧州委員会は、包装材、金属および無機分野の企業への影響を判断するためにインタビューを開始する予定であるという。REACH 制度を試す目的のパイロット・プロジェクトもすでにいくつか始まっている。

9. 新環境担当委員、REACH 導入目標年度 2006 年に変更なしと発言

議会の公聴会と決議を待ち、2004 年 11 月 1 日に環境担当委員を引き継ぐ予定のディマス氏には、将来の EU 化学物質規制制度の導入目標年度である 2006 年を変更する意向はない²。

同氏は、議会の環境・公衆衛生および食品安全性委員会が 2004 年 9 月 29 日の指名承認公聴会用に作成した質問に対する書面回答の中で、2006 年春を目標として、REACH 規則案を実施できるよう期待していると述べている。

しかし、同氏はまた、たとえ 2006 年の目標年度に間に合わなくなるとしても、優れた制度を導入することが一番大切であると主張している。「できる限り早急に新制度を確立することは、とりわけ EU 産業界に対して法的確実性を示すという意味でも重要であるが、さらに重要なのは、同制度を当初から適切に機能させることである」と記している。

同氏は、REACH のように重要な提案は共同決定手続きの過程——理事会と議会が提案に関して同等の発言権を有するという EU の立法プロセス——において十分な議論を必要とすると、強く主張している。

また、疑念を抱くことなく、「現行の規制制度を改革する必要がある。近代的かつ機能的な規制の枠組みを採択し、適切に施行することにより、持続可能な開発に重大な貢献ができるので、これは自分にとって優先順位の高い案件となる」と述べている。

しかしながら、同氏は、優先課題に関する以前の質問に回答する際には REACH に触れることを避け、代わりに「今後 5 年間の環境政策に関する重要案件は、EU と世界が直面する長期的な主要課題に取り組む方法を見いだすことである」と論じている。即ち、気候変動対策、生物多様性の保護、人の健康に有害な影響を及ぼし、特に問題の緊急性が高い都市部における環境要因への対処およびより一層持続可能な生産と消費の様式の発見などである。

また、同氏は、さらに進展が必要な分野および環境統合原則の実践に関する質問に、「他の政策分野と切り離して環境保護を実現することはできない」という理由から、他の EU 政策および活動に環境を統合していくことが重要であると、回答している。

ギリシャ出身、63 歳の同氏は、2010 年までに EU は世界で最も競争力の高い知識重視型経済を実現するというリスボン目標を達成する上でも環境統合は重要であり、「成長および競争力が環境保護と矛盾することはない。最大の課題は、各種政策の統合を実現し、EU が直面する問題に対して双方が得をする解決策を見いだすことである」と述べている。

また、農業および漁業分野はすでに環境統合の恩恵を受けてはいるが、「我々はエネルギー、輸送、工業および対外政策などの分野に見られる懸念すべき動きに対処しなければならない」と述べている。

さらに、EU が政策統合に関する成果を上げるために重視すべき 5 つの点と自分自身の優先課題について次のように述べている。

² 新環境担当委員の一般および特別質問に対する回答は以下のサイトを参照のこと。
http://www.europarl.eu.int/hearings/commission/2004_comm/questionnaires_en.htm

- ー 断固たる執行と、加盟国との新たなパートナーシップの構築により、現行法の実施状況を改善すること
- ー 環境政策の恩恵が加盟全 25 カ国とその国民にあまねく行き渡るように、EU 拡大に相応しい政策を策定すること
- ー EU 政策の経済的かつ科学的基盤の強化、環境技術の利用促進、公共調達および共同体基金の「グリーン化」により、環境保護と競争力の連携を強化すること
- ー 気候変動、生物多様性および水資源などの主要分野における EU の国際的活動を確立すること
- ー 一般市民に対する明確かつ簡潔な情報の提供および政策立案過程へのステークホルダーの参加により、EU 環境政策に対する一般市民の意識ならびに支援を強化すること

質問項目の中に、法的拘束力を有する手段に代わる方法に関する同氏の見解を問う項目があった。通常は欧州委員会との業界の自主協定を意味する。同氏の回答には何ら意外性はなかった。「達成すべき目標に関連して最も適切な手段と思われる場合には、法律に定められた手段以外でも選択的に使用することは可能である」

同氏は、共同体レベルの環境協定に関する委員会の 2002 年通達に触れている。同文書では、自主協定が有効と思われる分野として、包括的製品政策（IPP）、廃棄物管理および気候変動を確認している。「このリストが必ずしも全てを網羅しているわけではないが、私には今も妥当な内容だと思われる。」

同氏は、リスボン戦略の環境の柱を、経済の柱および社会の柱と同じように扱うために尽力するとの意志を示している。「リスボン戦略は経済、社会および環境を再生させるための均衡の取れた戦略でなければならない。経済成長あるいは高い環境基準のいずれかを選択しなければならないのではなく、いずれも

達成することができ、また達成しなければならないのである。」

同氏は、2004 年 8 月に同氏自身が切り出した話題に触れ、環境要件の遵守は、経済的コストという観点からだけではなく、利点もあるはずとの観点からも見るべきであると強調した。「環境の改善は経済成長と競争力を刺激する可能性がある。資源に対する圧力とエネルギー価格が高騰する現在の国際的環境の中では、特に資源効率、廃棄物削減およびエネルギー効率などの分野について言えることである。」

「環境産業分野は急成長分野であり、その市場は世界的に拡大している。すでに航空宇宙および医薬品分野と同じくらいの規模を有し、EU では 200 万人以上の雇用を創出している。投資のグリーン化および公共調達の利用によってこれをさらに促進し、環境技術革新および環境技術市場を創出することが可能である。」

その後、同氏は、EU には経済成長と生活の質の向上を求める市民の欲求とを均衡の取れた手法が必要であると述べている。「例えば、環境および競争力は、廃棄物削減や資源効率などの場合には連動する可能性がある。環境パフォーマンスが改善されれば競争力が高まるが、環境パフォーマンスが貧困であれば経済が負担するコストが生じ、そのコストは将来的に増えていくことになる。」

これは、欧州だけでは成功しないと同氏が述べた EU の持続可能な開発戦略に関する質問に同氏が答えたものである。同氏は、「我々は多国間でグローバルな課題に対処する必要がある」と述べ、さらに EU は「持続可能なグローバル化を実現し、環境ガバナンスを強化し、国際機関の効率を高める方法を見いだす必要がある」と付言している。

同氏は、24 人の次期委員全員に送付された別の一般的アンケートに答え、EU はリスボン戦略の三本柱の均衡を現状通り維持しなければ

ならないと主張している。また、「私は、経済的、社会的および環境的側面との間に必要とされる均衡に疑問を差し挟むことなく、成長と雇用に重点を置くことが可能であり、またそうでなければならないと確信している」と回答している。「我々は、最も競争力が高く、ダイナミックな知識重視型経済を目指すだけでなく、持続可能な成長を実現できる経済を目指し、より良い雇用をさらに創出し、社会的団結と健全な環境を生み出さなければならない。」

また、気候変動対策には国際的行動も必要である。これは同氏の5年間の任期中における優先課題の一つである。「今世紀において我々が直面しなければならない最大かつ最重要な課題の一つである。」

加盟国が京都議定書に定めた目標の達成を公約していることから、同氏は、「進展の見られる箇所および遅れの生じている箇所を誰にでも分かるようにするため」に、今後EUはモニタリングと報告に重点を置く必要があると論じている。また、2005年1月1日にEUETSを順調に開始させることが不可欠であるとの見解を示している。

10. 加盟国、ニッカド電池の部分的禁止を検討

完全禁止措置を要求する議会と、全面的規制反対を主張する委員会との中間を取り、2004年12月の環境閣僚理事会では、ニッカド(NiCd)および他の重金属を含有する電池の部分的禁止措置が折衷案として浮上する可能性がある。

委員会は、1991年の電池および蓄電池に関する指令91/157/ECを修正する2003年11月案に定められた循環型システムは、重金属のカドミウム、鉛および水銀を不必要に規制するものであると主張する。委員会は、2004年4月に議会本会議が完全禁止措置を決議して以来、修正案を出していないばかりか、わずか数日後には重金属規制を拒否する声明を発表している。

委員会が禁止措置に関するその立場に固執しているため、理事会がそのような委員会を退け規制を導入することができるとしたら、加盟25カ国全ての合意を取付ける以外に方法はない。いかなる提案であれ全員一致を得るのは難しいことであろうが、まして今回のように禁止措置を支持する加盟国とこれを拒否する加盟国、さらには中間的な立場をとる加盟国が存在するような異論の多い案件ではなおさらである。

しかしながら、現在オランダが議長国を務める理事会が推し進めようとしている打開策には、特定の電池だけを対象とする部分的禁止措置が含まれるようである。議長国筋は、どの製品が検討対象となるのか特定しようとはしないが、カドミウム代替物質が容易に入手できる電池が規制対象に含まれる確率が高い。

理事会で決着を見るのはまだ先のことである。北欧諸国は、議会のように、完全禁止を求めている。オーストリアおよびベルギーも同様であるが、英国は委員会を支持して規制に反対している。ドイツは中道派の国で、完全禁止措置は2010年の指令見直しまで先延ばしにし、当面は特定製品に対する部分的禁止措置を支持している。

これまで委員会はその立場を堅持してきたが、理事会は規制のない指令を受け入れるより指令の採択を拒否するであろうという暗黙の脅威が存在する。議長国筋によると、加盟国は、ディマス氏が2004年11月1日に環境委員を引き継いだ後に委員会の姿勢を変えさせるかどうかにも注目しているという。

部分的禁止措置という折衷案も議会の支持を必要とするが、MEPsは2004年6月の選挙以降キリスト教民主党が多数派を占めているので、第一読会の時の包括的禁止措置要求を軟化させる案に耳を傾ける可能性が高い。

議会は、第一読会で、5 ppmを超える水銀、40 ppmを超える鉛および／あるいは20 ppmを超えるカドミウムを含有する電池を禁止す

るという修正案を採択した。しかし、当時でも、この修正案には一連の暫定的免除措置が付属書に含まれていたため、両機関の間には調整の余地があるといえる。

カドミウムその他の重金属の規制は 2004 年 12 月の理事会の取り決めにとって大きな潜在的障害であるが、欧州委員会の年間 1 人当たり 160 g という携帯型電池回収目標（委員会）案をめぐる意見の相違もある。電池業界はすでにこの目標は現実的ではないと警告を発しており、加盟国も大半が賛成のようである。

議長国筋は、これだけの量の電池を市販してもいない国にとって不当な目標であると指摘する。「従って、我々はもっと洗練された解決策を検討している。」同案を扱う理事会作業部会が検討した代替案には、過去数年間の売上率または平均売上に基づく目標が含まれている。情報筋によると、作業部会は「より公平かつ実現可能な」目標を求めているという。

この回収率は議会との争点になる可能性がある。議会は、4 月に、提案より厳しい制限に賛成する決議をしている。オランダ出身のラポーター（起草者）H. Blokland 議員は年間売上の 40% 相当にすぎないと述べている。議会は、2 年前の年間売上の 50% に基づく目標に賛成する決議している。当時、同議員は、年間 1 人当たり約 200 g に相当すると述べている。

欧州委員会も第一読会の決議に関する 2004 年 4 月 24 日の声明でこの厳しい目標を拒絶している。

理事会作業部会は、提案そのものだけでなく、将来的指令がもたらす潜在的影響に関する拡大影響評価についても検討している。議長国筋によると、かかる報告が一部の加盟国に部分的禁止措置を受け入れさせる上で役立ったという。

また、同情報筋によると、オランダは「もし可能であれば」2004 年 12 月 20 日の環境閣

僚理事会では政治的合意を望んでいるが、「若干の問題」が存在するので、「政治的合意に達しなかったとしても大きく失望することはない」と認めている。

11. 小型ガソリンエンジン指令の施行

2004 年 7 月 30 日、委員会は加盟国に通知を送付し、指令 2002/88/EC に関する第一措置が 2004 年 8 月 1 日から施行されること、また加盟国は同措置の実施に必要な手段を講じなければならないことに注意を促した。同指令は、構内用内燃機関から排出されるガスおよび粒子状汚染物質（一酸化炭素、炭化水素、二酸化窒素）に排出制限を設けるものである。同指令が定める基準は 7 種類の機械について、操縦できるタイプであるかにかかわらず、以下に示すエンジンの大きさに従って異なる。

- 2004 年 8 月 1 以降、エンジンクラス SN:1 と SN:2
- 2006 年 8 月 1 日以降、エンジンクラス SN:4
- 2007 年 8 月 1 日以降、エンジンクラス SH:1、SH:2 と SH:3
- 2008 年 8 月 1 日以降、エンジンクラス SH:3

加盟国は、同指令の第 2 条に基づき、遅くとも 2004 年 8 月 11 日までに同指令を遵守するための法律、規則および行政規定を施行させなければならない。一方、委員会は、議会および理事会に報告書を提出し、該当する場合には、特に 2 ストロークタイプの小型火花点火機関、RV 車（現在は対象外のスノーモービルやゴーカートなども含む）から排出される粒子、18 kW 未満の小型圧縮型エンジンから排出される排ガスおよび粒子、圧縮点火機関から排出される粒子の排出削減の潜在コスト、効果および実現可能性に関する提案を提出しなければならない。

12. 欧州委員会、持続可能な開発戦略に関する協議を開始

委員会は、2004 年 7 月 30 日、EU の持続可能な開発戦略に関する 12 週間におよぶ協議を開始し、一般市民、ステークホルダーおよびこの分野の専門家に対して、2004 年 10 月 31 日までに意見を提出するよう求めた。その結果は、2001 年の戦略策定以来の見直しと、長期的持続可能な開発の達成には何が必要かを示すロードマップに反映される。

2001 年に採択された持続可能な開発戦略では、経済成長、環境の質および社会的一体性の整合性が図られなければならないと定めている。また、欧州市民に苛酷なあるいは潜在的に取り返しの付かない脅威を及ぼす 6 種類の動向を指摘している。それは気候変動、公衆衛生、貧困と社会的疎外、高齢化社会、天然資源の管理およびモビリティと輸送である。かかる課題のそれぞれについて目標と政策が定められている。また、同戦略は、異なる分野の政策でも全体として一貫性のある機能を果たすような立案が望ましいとして、政策立案方法の改善を試みようとしている。

見直しは、委員会の各任期の最初に実施されなければならない。今回の見直しでは、2001 年以降の進捗について検証が行われ、長期的持続可能な開発の達成に何が必要かについて計画が立てられる。公開協議には二つの形式がある。まず、同戦略に関する一般的な質問に「該当項目をチェックする方式」で回答する短いオンライン・アンケート調査は、持続可能な開発に関心のある人なら誰でも対象となる。一方、より長く詳細な協議文書および同戦略の各部分について詳しく質問するアンケートは、ステークホルダーと専門家が対象となり、詳しい回答ができるようになっている。

13. 加盟各国、まもなく F ガスに関する「複雑な」協定に合意

フッ素系 GHG、即ち F ガスの使用を規制する EU 規則案に関して、「複雑な」折衷案により

理事会の合意も間近との見通しが、オランダのスポークスマンにより示唆された。

同国はすでに 2004 年 7 月の段階で、理事会は 2004 年 10 月のいわゆる特定 F ガス規制案に関する暫定的な合意に達するであろうとの楽観的な見通しを発表していた。加盟各国が同案を個別部分に分けることにより法的根拠をめぐる議論を解決するとの提案を歓迎していたからである。

しかしながら、加盟国は、自動車のエアコンに使用される F ガスに関する部分だけは、全ての国が同様に要求事項を適用しなければならないとして、法的根拠を変えずに欧州共同体設立条約第 95 条（域内市場の確立）のままとすることに合意するようであるが、規制案の残り部分の扱いをめぐる交渉はもめているようであった。

同スポークスマンその膠着状態も「複雑な」解決策によってまもなく決着しそうである。それによると、その他の規定、即ち冷蔵庫、他の空調、各種工業用途および消費製品に使用される F ガスに関する規定は、その後、別の法的根拠に基づき分離されることになると、同スポークスマンは述べている。

従って、一部の条項は域内市場に関する措置として留まるが、その他は環境法になり、加盟各国が個別に国家レベルで厳しい法律を策定および導入することも可能となる。内部情報筋によると、2004 年 7 月にはオーストリア、デンマークおよびスウェーデンが、この選択肢を支持していたという。

「著しい進展が、まだ、完全に解決したわけではない。単純に白黒つけるという解決策ではない。複雑な解決策である。」これにより別々の条項が一つの法的根拠に基づきまとめられた。「しかし、機能しそうである」とし、「ブラッセルらしい折衷案である」と、同スポークスマンは述べている。

加盟国の代表は、最終的な意見の相違を調整するために、2004 年 10 月 14 日にルクセンブルグで開催される環境閣僚理事会までに 2 回会合を持つ予定である。

同スポークスマンによると「さらに会合が必要となるかもしれない」という。「関係企業からの外部圧力が強い。」

ハイドロフルオロカーボン（HCFs）メーカーなど、この将来的指令の影響を受ける業界は、共同体全域で同一規則が企業に適用されるように、域内市場の確立に関する法を根拠とするよう強く働きかけている。フランス、ドイツおよびイタリアには対処すべき重要な自動車産業が存在するので、加盟国が合意していると思われる自動車用エアコンに使用される F ガスに関する取り決めを最も強く支持する勢力が含まれているはずである。

交渉を進展させるには外部のロビー活動から何とか「このプロセスを保護する必要がある」と、同スポークスマンは述べている。

14. 欧州委員会、ステークホルダーに IPP への積極的関与を要求

委員会は IPP への積極的な関与を求めている。より多くのステークホルダーが、カルフル社チーク材チェアとノキア社携帯電話のプロジェクトという 2 種類の IPP プロジェクトに参加することを希望している。

環境総局のある職員は、「我々は IPP が実際にどのように機能するのかを示したい。製品が環境に及ぼす影響、さらに企業は何を改善できるのかについて検討するつもりである。ノキア社とカルフル社のプロジェクトに、できるだけ多くの人に参加してもらえよう取組んでいる。二つのプロジェクトを実施する資源しかないので、欧州全域で最も幅広く展開することができ、人々が理解できる製品およびプロセスを含むプロジェクトを選んだ」と述べている。

ステークホルダーは、2004 年 9 月 15 日までに、当該製品が環境に及ぼす影響に関する情報を委員会に送るよう求められていた。これには、当該分野における業界主導のイニシアティブに関する情報、環境影響に関する定量的情報（例えばコスト情報）、関連するラベル表示あるいは管理計画に関する情報も含まれると思われる。

委員会は、2004 年 9 月 15 日以降、様々なステークホルダーを選び、各種製品がライフサイクルを通じて環境影響に関する情報を収集する。

消費者もこのプロジェクトの恩恵を受けられると思われる。委員会は、消費者団体の参加も求めている。企業自ら、携帯電話やチーク材チェアが、試験の結果から環境により優しい製品であるという内容の広告を出すこともできる。一方、委員会も、エコラベル表示の効果をさらに高めることを目指している。

製品の環境影響を緩和するための対策を、ステークホルダーに発見させるというのが目的である。ステークホルダーは、委員会の部局およびカルフル社あるいはノキア社との会合に年約 7 回参加することになる。サプライヤー、メーカー、流通業者、消費者団体、リサイクル・廃棄物管理業者、非政府組織および地方自治体など行政の提供が特に望ましい。

委員会は、製品との関係、コミットメントの程度、欧州レベルで機能できる能力（業界団体、NGO および消費者団体の場合）を考慮して、パイロット・プロジェクトの参加者を選ぶ。

パイロット・プロジェクトに関する活動には以下の 5 段階がある：

- ライフサイクルを通じた製品の環境影響を分析（5 ヶ月）
- 環境影響を改善する方法を特定（3 ヶ月）
- ステークホルダーとの協議の上、環境影響

を緩和するための全ての選択肢について環境、社会、経済に及ぼす潜在的影響を分析（約 2.5 ヶ月）

- － 実施計画に関する合意および各ステークホルダーの責任を特定（約 2.5 ヶ月）
- － 実施段階（1 年後に進捗状況をモニター）

各段階に関する報告書草稿または行動計画案がまとめられ、意見を求めるために IPP のサイト上で掲載される。委員会は、進捗状況を更新し、その内容もサイト上で公開される。

長期的には、かかるプロジェクトの結果次第であるが、委員会がさらに各種製品に関する実行性を検討する可能性もある。



II. ドイツ

1. 政府、廃電気電子機器（WEEE）法案を 発表

内閣は、2004 年 9 月 1 日、所有者が製品を廃棄する際の自社製品の引取りと処分を電気電子機器（EEE）メーカーに義務づける法案を議会に提出した。

同法案は、メーカーに対して、同制度を一元的に管理する本部を各自設置するよう求め、またメーカーと EEE の種類を登録する登記所について規定している。

業界団体の推定では、同法を遵守するために EEE 業界が負担するコストは 3 億 5,000 万ユーロから 5 億ユーロになるという。この法律が成立すれば同国は EU 廃棄物法を遵守することになる。

現在、市町村および消費者が古い EEE の処分コストを負担している。その処分のために、2004 年まで国内の消費者は大型家庭用電気製品につき 10 ユーロから 20 ユーロ、さらに回収に 25 ユーロを負担することになる。

今回の法案は 2005 年 8 月 13 日に施行されることになるが、そうなれば消費者の費用負担はなくなる。

トリッティン環境相は、同法により、メーカーは製品寿命全体を通じてその製品に対する責任を負うという原則が強化されると発言している。同国は毎年、約 180 万トンから 200 万トンの廃電気電子製品を発生させている。

同法案は、廃電気電子機器（WEEE）指令 2002/96/EC と電気電子電気機器における特定有害物質の使用を規制する（RoHS）指令 2002/95/EC を国内法に置換える法である。この 2 指令は 2003 年 2 月 13 日に発効し、加盟国は 2004 年 8 月 13 日までに両指令を実施することになっている。

環境省によると、同国が両指令を最初に実施する EU 加盟国の一つになるという。政府は 2004 年末までに同法案の議会通過を予定している。

同法案によると、地方自治体が、不要な電気製品の公共回収拠点を提供する、あるいは消費者に負担させることなく回収することになる。特定の種類の EEE が一定量に達すると、当該地域の廃棄処分担当部署が中央本部に連絡をする。すると、そこからメーカーに連絡を入れ、メーカーが電気製品の処分・リサイクルを手配するという仕組みである。

また、同法案は RoHS 指令に従い、2006 年 7 月以降、均質材料の質量ベースで 0.1% を超える鉛、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール（PBB）とポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）を、0.01% を超えるカドミウムを製品に使用することを禁止している。

電気・電子機器工業連盟（ZVEI: Zentralverband der Elektrotechnik und Elektronikindustrie）および IT・電気通信・ニューメディア協会（BITCOM: Bundesverband Informationswirtschaft, Telekommunikation und neue Medien.）によると、2003 年中頃に、100 社を超える独企業

が同法に備えるために官民パートナーシップを結成したという。

両団体は共同声明を発表し、同制度を支持するものの、特にメーカーや販売業者がすでに存在していない場合、10～20 年前の EEE に対する責任を企業に求める法的根拠はないと指摘している。

2. ドイツ、塗料に含有される VOC を削減

ドイツは、塗料に含有される揮発性有機化合物 (VOC) の削減を計画している。連邦政府は、2004 年 8 月に新たに提案した Lösemittel-Verordnung (溶剤に関する政令) に基づき、2010 年までに 30% の削減を目指している。

従来の措置により、1990 年までに VOC 排出量はすでに半減している。VOC は、酸化窒素および紫外線放射と相まって、呼吸器系疾患の原因となるオゾンを生地表面に発生させている。今回の政令は、主として建築物および自動車の塗装工場で使用される塗料を対象とするものであり、EU の最新 VOC 指令 (2004/42/EC) に基づくものである。また、今後、連邦参議院の承認を必要としている。

3. ドイツ、風力発電に続いて太陽エネルギーの開発を検討

ドイツは、風力発電とともに、他の再生可能エネルギー源の開発にも真摯に取り組んでいる。特に、「巨大」太陽光発電施設を重視するようになってきており、この政治的選択は原子力廃止決定と関連しているのであるが、最近の原油価格高騰によりその限界を露呈している。このような施設の 하나가 2004 年 9 月 8 日にライプツィヒ南方に開設された。

新設された太陽光発電施設に設置された 33,500 基の光電パネルは、太陽光を電気に変換し、最大 5 MW の電力を生産できる。これは 1,800 世帯の電力需要をまかなうことができ、これまでのところ、この種の施設では最大規模を誇る。ヘッセン (中西部) では、第二の 5 MW 規模施設の建設が今年中に完了す

るはずである。ここにはサッカー場 8 施設分の広さに匹敵する世界最大の太陽パネルが屋上に設置される。Sarre (南西部) の 8.2 MW 規模の事業はすでに 50% 稼働している。また Bavaria (南部) には 10 MW 規模の施設が計画されている。これで設備容量は今年中に 2 倍の 300 MW に達することになり、この業界は 10 億ユーロを超える売上を生み出し、5,000 人の雇用を創出できるようになると、ソーラー経済企業連合 (UVS: Unternehmensvereinigung Solarwirtschaft) は述べている。同国は、この分野で世界のリーダーである日本をその地位から後退させる計画である。

しかしながら、太陽光発電が電力生産に占める割合は小さい。まず、規模が理由である。最大の風力タービンの容量は 4.5 MW である。これはライプツィヒの施設程度の規模である。原子炉なら 1 基で 1,600 MW の電力を生産できる。しかしながら、同国は 2020 年までに原始力発電所を永久閉鎖する決定を下した。それまでに電力の 20% を再生エネルギー源から生産しなければならない。ちなみに 2004 年前半におけるその割合は 10% である。

また、政府には、GHG 排出削減という大きな目標がある。そのために石炭火力発電を懐疑的に見る向きがある。また、石油価格の高騰もあり、石油への依存からの脱却を進めると主張している。しかし、その選択には限界がある。「再生エネルギーを支持するのは妥当である。しかしながら、原子力ばかりか石油の代替も可能と考えるのは幻想というものである」と、90 カ国が加盟する世界エネルギー会議 (the World Energy Council) のドイツ代表を務める G. Gott 氏は最近のインタビューで述べている。風力発電は、世界レベルでも同国がお手本と認識されている分野であるが、エネルギー団体からの支持はほとんど得られていない。エネルギー団体は、実際のところ電力料金の値上げを正当化するのに使われる論理であるコストを批判している。

クリーンエネルギーということでは、電力会社はガスを好む。「重要なのは、同じ投資で、どちらの技術の方がCO₂排出を最大限に削減できるかを判断することである。例えば、太陽エネルギーは、非常にコストの高い選択肢である」と、同国の主要電力会社 RWE 社の会長 H. Roels 氏は述べている。同社は「将来はもっとガス火力発電所が建設される」と予想している。問題は、国内で使用されているガスの 80%が輸入されていること、設定価格 (staged price) は原油価格より 6 ヶ月遅れとなることである。石油に対する需要が世界的に高まるにつれ、同国の原子力発電という選択肢を捨てるという決定による負担リスクが高まる。それでも、同国の多数派は、そのコストを負担する覚悟がしっかりとできているようである。週刊誌 Wirtschaftswoche が実施した世論調査によると、電力価格が下がる可能性があるとしても、国民の 58%は原子力エネルギーに関する決定を撤回する考えを拒否している。



III. 英国

1. 環境・食糧・農村地域省、新廃棄物研究戦略を公表

2004 年 9 月 28 日、環境・食糧・農村地域省 (DEFRA) の新廃棄物関連研究戦略——持続可能な廃棄物管理政策の発表——が Waste 2004 にて明らかにされた³。

Waste 2004 の基調講演の中で、DEFRA 主任科学顧問の H. Dalton 教授は、この研究戦略の出版を発表した。同戦略には、国家および地方レベルにおいて、知識に基づく持続可能な廃棄物管理政策の策定、実施、モニタリングおよび評価を図る目的がある。

³ 同戦略の文書は DEFRA 出版部にて入手可能。また、オンラインでダウンロードすることも可能。詳細情報は以下のサイトを参照のこと。
<http://www.defra.gov.uk/environment/waste/wip/research/index.htm>

H. Dalton 教授は次のように述べた。「この戦略は、持続可能な廃棄物管理方法の発見を目指す政府の長期的取組みにおける有効な一歩である。優れた管理が行われれば、我々は国家資源の生産性の向上および環境の浄化の改善を実現できる。かかる目標を達成するために、我々は確固たる根拠を必要とする。そういう意味で、この廃棄物研究戦略は、戦略的絞込みと研究成果の普及という計画を備えており、この目標の達成に寄与するはずである。」

同戦略は、特に、横断的問題に関する研究の奨励に重点を置く一方、8 つの主要テーマに基づいて構成されている。持続可能な資源消費と管理、資源回復の制度、残留廃棄物管理、市場形成と介入、社会的側面、環境と健康 (リスク評価と影響管理)、経済性および意思決定手段である。

同戦略はまた、優先課題を評価し、早期に実行すべき活動について予算計画を立てている。早期プロジェクトの一つは、研究活動の連携を目的とし、廃棄物研究者のために研究成果の電子ライブラリーおよびオンライン情報源を設置する。これにより、ゴミ埋立て税控除計画 (Landfill Tax Credit Scheme) の下に実施された、この分野の先行研究を生かすことができる。

DEFRA が資金提供する研究に関する 3 ヶ年戦略により、年間約 500 万ポンド (726 万ユーロ) の予算が確保される。これは、まず DEFRA 廃棄物実施計画 (WIP: Waste Implementation Programme) を通じて提供される。初回の募集は 2004 年 11 月になる見込みである。

2. 大規模キャンペーン、一般家庭のリサイクルを推進

E. Morley 環境相は、2004 年 9 月 27 日、DEFRA の支援を受け、廃棄物資源行動計画 (WRAP: Waste Resources Action Programme) に基づき、同日より巨額を投じて展開されるリサイクル・キャンペーンに対する支持を表明し、

今後さらにリサイクルを活発化させるように一般家庭および企業に強く呼びかけた。

この新規キャンペーン「Recycle Now」は、イングランドのリサイクルキャンペーンとしては過去最大規模のものとり、キャンペーンの皮切りに、1,000 万ポンド（1,453 万ユーロ）規模のマルチメディア広告キャンペーンが展開される。DEFRA は 3,000 万ポンド（4,360 万ユーロ以上）以上の宣伝費用を提供している。

過去 4 回オリンピック・チャンピオンとなった M. Pinset 氏がキャンペーンの先頭に立ち、人気コメディアン俳優の E. Izzard 氏が TV コマーシャルのナレーター役を務める。金属製の缶、ガラス瓶や紙がリサイクルされ日用品に姿を変える様子を描いた CM となる。一般の人々に分かり易く行動を呼びかけるために、リサイクルを象徴する斬新なシンボルマークも発表された。

同相は、新規キャンペーンについて、「これは素晴らしいキャンペーンである。この国のリサイクルに対する取組みをレベルアップさせるのに役立つ」と述べている。

「リサイクルは以前に比べ実行しやすくなってきているし、常に改善されている。誰でもいつでも環境に良いことができる一つの方法である。5 年前の路上回収計画の対象は、一般家庭のわずか 40% にすぎなかった。現在は 3 分の 2 が路上回収計画の対象となっており、地域のスーパーマーケットの他にも自宅近くの便利な場所への「持ち込み型」の回収拠点ネットワークが拡大しつつある。」

「我々は廃棄物発生量を減らす必要がある。廃棄物はゴミという考え方を捨てる時が来ている。我々が生み出す廃棄物の多くを再利用やリサイクルすることで、問題も資産に変えることができるのである。」

リサイクルによって環境を保全する方法はいろいろある。我々が排出するメタン-CO₂ の 21 倍も強力な主要 GHG の総量の 4 分の 1

は、ゴミ埋立地で発生している。ゴミ埋立地への依存を減らしリサイクルを増やすことは、将来の世代のために資源を保全し、環境影響を軽減することになる。例えば、1 トンのガラスをリサイクルすると、1 トン以上の原材料を節約できる。即ち、採石量が減り、田園への被害が少なくなり、汚染が緩和され、地球温暖化が軽減され、エネルギー節約量が増えるということである。」

2004 年 8 月に同相が発表した新しい統計によると、一般家庭のリサイクルとコンポステイングが 2 年前に過去最大の 14.5% にまで達したという。一般家庭ゴミの 17% をリサイクルするというイングランドの目標は達成できそうである。このような国家目標が達成されるのは初めてのことである。しかしながら、2005-2006 年度までには一般家庭ゴミの 4 分の 1 をコンポスト化またはリサイクルするという目標があり、前途には多難な課題が控えている。

同相はさらに、「私は、この素晴らしい新規キャンペーンを強く支持する。これは、一般市民のリサイクルに対する意識を高めるのに役立つ。リサイクル制度に参加することにより、誰もが廃棄物の減量、廃棄物管理費用の削減、そして環境の恩恵を万人に保証することに役立てるのである」と述べている。

3. 化学物質報告書に対する政府の回答

政府は、2004 年 8 月 16 日、第 24 次王立環境汚染委員会報告書「製品に含まれる化学物質、環境保護と人間の健康」に対する回答を公表した⁴。

同報告書は 2003 年 6 月に議会に提出されたが、懸念される化学物質に関する幅広い活動に関して 54 項目の勧告をしている。

政府は委員会の報告内容を概ね歓迎している。また、製品に含まれる化学物質に関する調査

⁴ 政府回答の全文は以下のサイトを参照のこと。
<http://www.defra.gov.uk/environment/chemicals/index.htm>

結果は、英国が EU の REACH 制度に対応するために、すでに業界と協力して進めている大がかりな作業にも貢献するものであるとしている。

政府の回答に言及し、農村地域および地方環境の質担当のマイケル（A. Michael）大臣は次のように述べている。「政府は、多くの分野における我々の構想に王立委員会が示唆を与えてくれたことを評価している。我々は、今後も欧州のパートナーおよび英国のステークホルダーと協力し、REACH を確実に効果的かつ管理可能な制度にしていきたいと切望している我々はまた、現在の化学物質のリスクを管理するため、今日英国の産業界と協力することが、明日には REACH 制度に対する備えに繋がることを理解している。「製品に含まれる化学物質」に関する報告書は、この二つの目標を達成する上で重要な示唆を与えてくれたといえる。」

4. 英国産業界の 2002 年環境保護支出

英国産業界の環境保護費用に関する調査報告書が 2004 年 8 月 19 日に発表された⁵。

同報告書は 2002 年を対象とし、同国における採取産業、製造産業およびエネルギー供給産業の支出を記録したものであり、種類、目的ならびに産業別の分析を加えている。

主な結果を以下に示す。

- ー 2002 年の英国産業の環境保護支出の総額は推定 26 億ポンド（37 億 8 千ユーロ）に達した
- ー これは当該産業の総売上 0.4%に相当し、平均で業界の従業員 1 人当たり 700 ポンド（1,017.44 ユーロ）となる
- ー 第 1 に支出の多い産業は食品、飲料およびタバコ業界（4 億 9,500 万ポンド、7 億 1,948 万ユーロ）、電力業界（4 億 2,900 万ポンド、6 億 2,355 万ユーロ）、および

化学薬品および化成品業界（4 億 1,000 万ポンド、5 億 9,593 万ユーロ）であった

- ー 環境保護支出の総額のうち、経常支出は 81%であり、残りは資本支出であった
- ー 総額の約 35%は固形廃棄物に支出され、さらに 30%が排水、残りの 35%が大気、土壌／地下水、騒音および自然保護に使用された
- ー この支出を相殺する副産物の販売収入は推定 2 億 3,000 万ポンド（3 億 3,430 万ユーロ）、当該年度に実施された環境保護対策によるコスト削減額は推定 3 億ポンド（4 億 3,605 万ユーロ）であった



IV. フランス

1. 外務大臣、国連環境庁の創設を提言

バルニエ（M. Barnier）外相は、2004 年 9 月 23 日、国連で発言し、国連環境庁の創設を求めた。これは 26 カ国の外務閣僚による作業部会の初会合の場でのことである。同大臣は、現在進められている国連環境計画（UNEP）の強化は重要だが、「将来、我々はさらに取り組みが必要になると思う」と述べた。また、この作業部会は、現行制度の細分化された性格を認識していると述べ、その原因は 500 以上もある多数の多国間協定、科学的専門知識および早期警戒制度の不備にあるという。例えば、UNEP には、WHO のような機関に匹敵する能力はないとしている。

長期的には、国連環境庁に環境に及ぼす主要な被害を判断および防止できる監視者と専門家の世界的ネットワークを構築させるべきである。同国の某外交官は、現在このような組織が存在しないと述べている。

同大臣は、この作業部会は途上国の具体的なニーズを認識していると論じている。途上国は環境上の損害や、多種多様な財政的支援を

⁵ 詳細は以下の DEFRA のサイトを参照すること。
<http://www.defra.gov.uk/environment/statistics/envsurvey/index.htm>

有することに伴う不利益を最も受けやすい状況にある。同大臣は、報告内容については収束性があっても解決策については合意に至らないことを認め、さらに実務的な段階に進め、具体的な対応を論ずることを提案した。また、「我々は、来年度に迫る様々な重要な期限を有効に生かして議論を先に進める必要がある」と、国連改革方法および 2005 年ミレニアム開発目標に関するサミットに言及した。



V. オランダ

1. 有害廃棄物減量により遠心ドラム型焼却施設を閉鎖

オランダの廃棄物処理・リサイクル業者 AVR 社と住宅・国土計画・環境省 (VROM) は、2005 年から、同国では有害廃棄物を遠心ドラム型焼却炉 (centrifugal drum ovens) で焼却することを禁止すると決定した。同決定は、焼却を必要とする有害廃棄物の量が著しく減少した結果である。

AVR 社は、他の有害廃棄物処理方法および関連する一連の完全サービスは継続する。1984 年、VROM と AVR 社は合併会社 AVR-Chemie を設立した。その中核事業は有害廃棄物の保管と処理である。この目的のため、AVR-Chemie 社は、溶出性の高い有害廃棄物を保管するための廃棄施設一箇所と、遠心ドラム型焼却炉 1 基を所有している (2004 年中頃までは、この種の炉を 2 基所有)。

AVR-Chemie 社は、元々、経済成長、環境意識の高揚および廃棄物処理方法に関する監視の向上の結果、処理すべき有害廃棄物の量がますます増えていた。1990 年代の中頃には、廃棄物量が減少し始めた。より環境に優しい生産技術への投資および他のより環境に優しい原料や補助材料の使用により、この種の廃棄物の発生が減少していったのである。さらに、廃棄物政策や規制の立案方法により、リ

サイクルの形態をとる代替処理の可能性や、例えばセメント炉に高熱を生じる廃棄物資源を燃料として使用することに繋がった。これにより設備過剰となり、遠心ドラム型焼却炉による廃棄物処理に対するコスト圧力が高まってきた。

2002 年には、この運転経費の上昇に伴う収入の激減により、遠心ドラム型焼却炉の運転を中止するという危機に陥った。それを防止するため、AVR 社と VROM は 2 年前に契約を結び、AVR 社は遠心ドラム型焼却炉で特定の有害廃棄物を合理的かつ非差別的な料金で処理することを約束した。この契約に基づき、VROM は、1～2 年間の予想損失を事前融資する義務を負う。

この契約が 2002 年に締結されて以来、損失は悪化し、そのために AVR 社と VROM は遠心ドラム型焼却炉の運転を継続する十分な正当性があるか否かを調査する決定を下した。廃棄物管理協会 (Afvaloverleg Orgaan) は、廃棄物量の動向を判断し、近隣諸国の状況を調査した。その結果、遠心ドラム型焼却炉で処理することになる有害廃棄物量は今後何年間も減少していくとの結論を得た。同調査では、オランダと国境を有する国々には、同国の廃棄物を処理できるだけの遠心ドラム型焼却炉が十分に存在することも分かった。

調査と、AVR 社および VROM との協議の結果、経済的に焼却炉を運転していける見込みがないとの結論に達した。この結論と、近隣諸国で利用できる処理能力とから、両者は同契約満了前に終了させることを決定した。

VROM は、AVR 社に 2,785 万ユーロの賠償金を支払う。これは、とりわけ、遠心ドラム型焼却炉の簿価 (1,200 万ユーロ) の償却、人員削減費 (780 万ユーロ)、現在発生している間接費 (580 万ユーロ) を補償するものである。これらはいずれも、この合意に対する欧州委員会の承認を得なければならない。

この決定により、最後の遠心ドラム型焼却炉が 2005 年 1 月 1 日に閉鎖される。また、廃棄物の焼却を希望する者は、国外で利用可能な遠心ドラム型焼却炉の（相当規模の）処理能力を利用しなければならなくなることを意味する。AVR 社は、有害廃棄物事業および関連する一連の完全サービスを継続するので、これに必要な準備をすることが可能である。

Van Geel 環境国务大臣は、2004 年 8 月 25 日に、この決定をオランダ下院に報告した。

2. オランダの市町村および州、気候変動対策補助金を熱望

オランダの 245 の市町村および 11 州が支持する気候変動政策が強化される予定である。州および市町村は、BANS 気候変動協定（新様式の管理協定）の補助金制度を利用している。

補助金の申請は 2004 年 8 月 1 日が提出期限であった。ほぼ全州と市町村の 70%から申請があり、補助金制度は成功裏に締め切られた。州と市町村は気候変動問題への対策に参加す

る意欲を示した。補助金の申請総額は 3,000 万ポンドを超えた。

かかる補助金は実施費用の半額を助成し、市町村と州は残りの半分を自主財源でまかなわなければならない。即ち、今後何年間は気候変動対策事業に 6,000 万ユーロ以上の資金が費やされるということである。具体的には、一般家庭の省エネ対策、グリーンエネルギー利用の奨励および公共輸送機関の改善などが含まれると思われる。

補助金受給資格を得るために、市町村や州は行動計画を策定し、気候調査を実施しなければならなかった。補助金の対象は、一層のエネルギー節減および持続可能なエネルギーに関する情報伝達、研究および特別要員コストなどである。補助額は、住民数や、市町村または州の面積によって異なる。

市町村、州および中央政府は、2002 年に BANS 気候変動協定を締結した。この協定に基づき、州および市町村は GHG 排出削減対策を強化する義務を負う。そのために、VROM は総額 3,700 万ユーロの予算を計上した。

デンマークおよびスウェーデンに関しては、2004 年 8 月～9 月の間、関連する環境政策の進展が見られなかった。

＜本モニタリング情報は、競輪の補助金を受けて実施したものです＞

連載 米国における環境関連動向

～在ワシントンコンサルタントによるモニタリング情報 [30]

【今月号のまとめ】

携帯電話は、他のエレクトロニクス機器と比較して端末自体が小さく環境への影響が軽視されていたという背景から、リサイクル関連法規制がなく、リサイクルの動きも鈍かった。このような中、携帯電話の買換えサイクルが急速に短縮化されたことで大量の携帯電話が不要になり、一般家庭にそのまま大量に放置される危険性を警告した INFORM の報告書が 2003 年 11 月に発表された。この報告書では、①携帯電話リサイクル事業が不十分であり、ビジネス・チャンスの潜在性が高い、②不要となった携帯電話を他国で再利用する事業の収益性の、2 点について報告している。この結果、米国では携帯電話のリサイクルへの意識が高まり、その後、大手マスコミもこぞって携帯電話リサイクル問題を取上げた。更に、カリフォルニア州が全米初の「携帯電話リサイクル法」を成立させるなど、携帯電話リサイクルに係る動きの活発化が顕著となっている。今後、全米で広がると予想される規制整備も追い風となり、米国では携帯電話リサイクル事業が発展していくと予想される。

はじめに

携帯電話は、他のエレクトロニクス機器と比較して端末が小さいことから環境への影響が軽視され、結果的に、大量の古い携帯電話がリサイクルされずにそのまま一般家庭に放置されているという状況が長く続いている。このような状況を打破するための連邦・州政府による法規制はなく、またワイヤレス通信業界によるテイクバックなどのリサイクルへの取り組みも限定されたものであった。従って、米国における携帯電話リサイクルは、主に販売店・小売店によるコンピュータや CRT（ブラウン管）のテイクバック活動の一部に留まっていた。

このような中、ニューヨーク州に本拠を置く環境関連調査非営利団体 INFORM が、大量の携帯電話が今後不要となって廃棄される危険性や、現在の携帯電話リサイクル事業が限定的であるという現状、更にはリサイクル事業からの収益性などを調査した報告書「Calling All Cell Phones: Collection, Reuse and Recycling Programs in the US」¹を 2003 年 11 月に発表した。この報告書では、携帯電話の買換え需要が急増すると共に、今後、不要となる携帯電話の数が爆発的に増加することを警告しており、現在行なわれている携帯電話リサイクル事業では、これら不要となる携帯電話全てをリサイクルするには不十分であるとみている。このことから、携帯電話に含まれる有害物質による人体や環境への影響が危惧されるという。

INFORM による報告書の反響は大きく、その後ウォール・ストリート・ジャーナル紙やニューヨーク・タイムズ紙といった大手一般紙も、米国の携帯電話リサイクルが遅れている現状と、有害物質による人体や環境への危険性を相次いで取上げた。このように携帯電話リサイクルへの関心が高くなる中、2004 年 10 月、カリフォルニア州が全米で初めての携帯電話リサイクル法「The Cell

¹ "Calling All Cell Phones: Collection, Reuse and Recycling Programs in the US," INFORM, November 2003.
http://www.informinc.org/media/Calling_Cellphones.pdf

Phone Recycling Act」を施行した。同法は、販売店を携帯電話リサイクルの主たる責任者とする一方で、リサイクル費用はメーカーと消費者が携帯電話購入時に負担する形式をとっている。環境保護に関する規制整備では、全米でも先進的なカリフォルニア州のこの法律は、今後、他州における同様の法案内容にも大きな影響を与えると見られている。

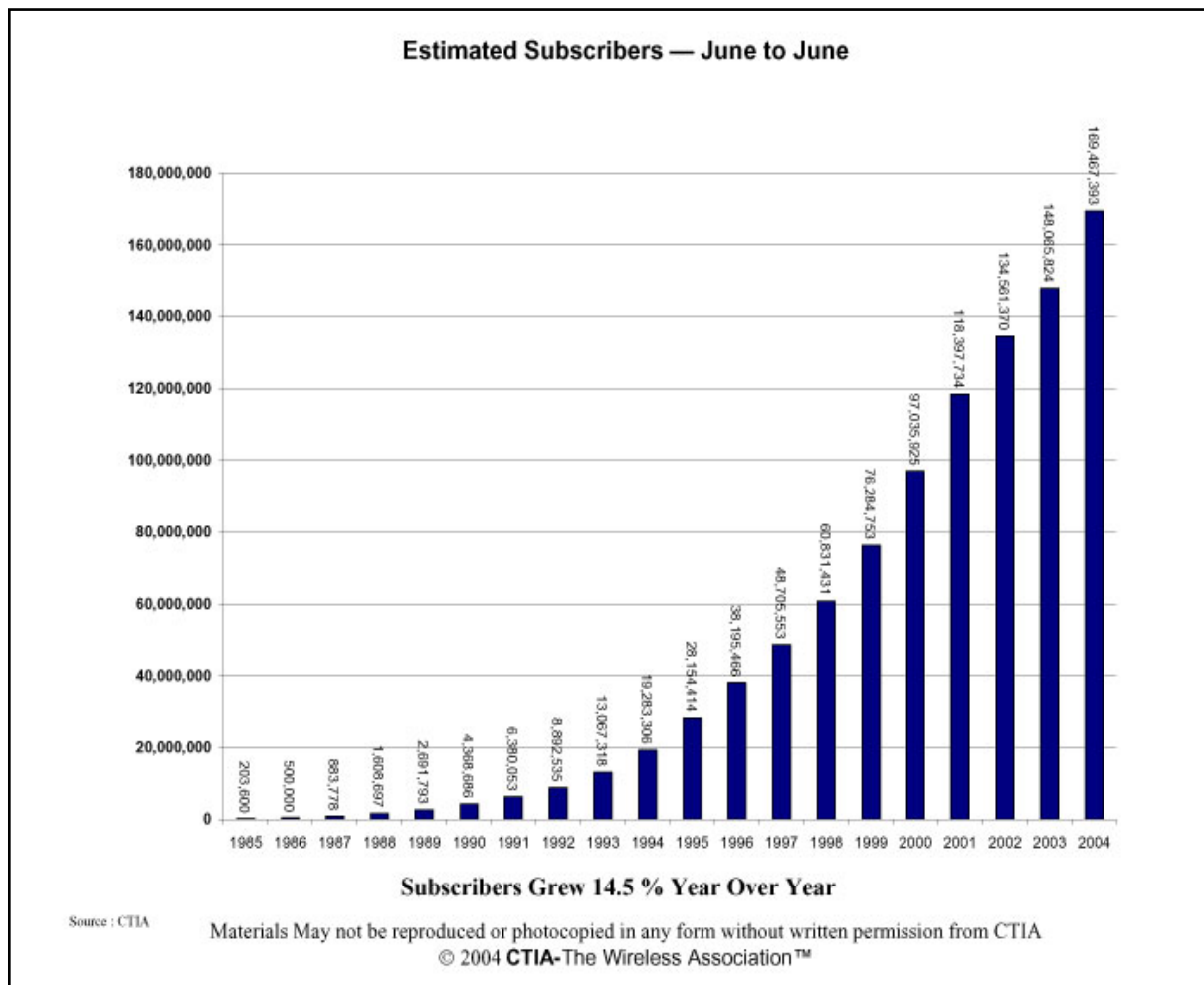
また、携帯電話の買換えサイクルが早まることで、まだ使用可能な携帯電話が「不要物」となっている点に着眼した新たな事業も台頭している。この事業の多くが、不要となった携帯電話端末を安値で買取り、機種が米国より遅れている中南米諸国などに再販するものである。一方で、このように中南米に再販された携帯端末は、結果的に、これらの国々で埋立て廃棄される可能性が高いことを指摘する環境団体からは、環境問題を他国に横流ししているとの批判もある。

1. 携帯電話リサイクルに向けての動き

a. 大量放置の原因：携帯電話の買替えサイクルの短縮化

インターネットが先行した米国では、欧州や日本と比較して携帯電話の普及が遅れていた。しかし、その米国でも爆発的な普及を見せており、その成長は今も尚続いている。例えば、ワイヤレス通信業界団体最大手の CTIA の調べによると、米国における携帯電話契約台数は 1985 年の 20 万台から 2004 年には 1 億 7,000 万台へと達し、年 14.5%以上で急増している。

図表 1: 米国における携帯電話契約台数 (1985 年 6 月～2004 年 6 月)



出典：CTIA's Semi-annual wireless industry survey

同時に、携帯電話端末に「カラー画面搭載」「デジタルカメラ搭載」といった新たな機能を求める消費者の傾向もより強くなっている。前出の INFORM によると、このような傾向から現在の携帯電話の買い替えサイクルは急速に短くなっており、現在は約 18 ヶ月で新機種に買換えられている。他の調査会社も同様のデータを報告している。例えば、IT 市場調査会社のガートナー・グループの調査では、3 年前の携帯電話買換えサイクルが「3 年毎に買換え」であったのに対し、現在は「18～24 ヶ月毎」にまで短縮されており、この動きは更に加速化しているという。また、金融サービスグループのリーマン・ブラザーズによれば、2003 年に販売された携帯電話のうち、既存の契約者が古い機種と交換するために購入した新機種は 2 億 7,700 万台にのぼっており、従って同数の携帯電話が不要となったことになる。リーマン・ブラザーズでは、2004 年にはこのような不要な携帯電話は 4 億 2,000 万台に達すると予測している。

更に、INFORM の報告書は、連邦通信委員会（FCC）が規制を緩和し、携帯電話ユーザーがサービス会社を変更しても従来の携帯電話番号をそのまま持ち続けるとした規則「Wireless Local Number Portability Rule」²が 2004 年 11 月 24 日³より有効となった点も指摘し、この規制変更によって更に買換え需要が増大し、放置・廃棄される携帯電話が増えるともしている。INFORM では、この FCC の規制変更によって生み出される不要な携帯電話台数は、2004 年だけで約 5 万トンに相当する 1 億台に上ると試算している。また、2005 年には、同様の数字は約 1 億 3,000 万台、総重量で 65,000 トンに達すると予測している。

b. 認知度が広まりつつある携帯電話リサイクル

米国における携帯電話リサイクルは、これまでは極めて限定的なレベルに留まっていた。例えば、前出の INFORM の調査によると、使用済み携帯電話のうち何らかのリサイクル・プログラムで活用された台数は全体の僅か 1%未満に過ぎないという。携帯電話には、集積回路などに微量のヒ素、鉛、カドニウムといった有害物質が含まれている。しかし、このように大量の機器が廃棄あるいは一般家庭内に放置されることで、結果的に多量となる有害物質による人体や環境への影響が懸念されている。また、一般可燃ごみとして廃棄された場合、これら有毒物質が空気中に散乱することになる。

2003 年 11 月に発表された INFORM が取上げた、不要な携帯電話がそのまま放置されていることによる危険性や携帯電話のアフター・マーケットの収益性について、その重要性に着眼した環境団体や一般紙がこぞって携帯電話リサイクルに関する記事を掲載したことから、結果的に携帯電話リサイクルの認知度が大きく高まったとみられる。例えば、カリフォルニア州でエレクトロニクス・リサイクルを実施する団体の Grass Roots Recycling Network（GRRN）⁴は、一般家庭に放置されている携帯電話端末は、現在、合計で 5 億台にも上るとの推計を発表している。GRRN によると、携帯電話端末は、コンピュータや CRT などに比較すると機器自体が小さいため環境や人体への影響が軽視されてきた経緯があるが、気軽に買換えることが可能なため、ユーザーは不要となった携帯電話を引出しやクローゼット内にそのまま放置する傾向にあるという。

² “Wireless Local Number Portability Rule”:
<http://www.fcc.gov/cgb/NumberPortability/>

³ INFORM は携帯電話リサイクルの現状に関する本報告書を、FCC の規制変更が有効となる 11 月 24 日に併せて意図的に発表している。

⁴ Grass Roots Recycling Network（GRRN）：<http://www.grrn.org/>

一般紙では、ダラス・モーニング・ニュース紙⁵が、リサイクルされる携帯電話台数が少ないという現状を報告する記事を2003年12月に掲載し、現在あるリサイクル・プログラムの概要を紹介している。また、ロスアンゼルス・タイムズ紙⁶も2004年4月の記事で、米国で不要になった携帯電話が中国に輸出され、そのまま埋立てられる現状を報道し、同地における人体や環境への影響に対する懸念を示している。一方で、ニューヨーク・タイムズ紙（同年4月）⁷とワシントンポスト紙（同年6月）⁸は、不要となった携帯電話の米国内における再利用の状況を掲載し、新たなビジネス・チャンスとして取上げている。更に同年9月のウォール・ストリート・ジャーナル紙⁹には、携帯電話リサイクルに関連して、環境面への懸念や再販ビジネス動向など、包括的な纏め記事が掲載された。

携帯電話のリサイクルに注目が集まる中で、携帯電話リサイクル法案に腰が重かった州政府やワイヤレス通信業界の動きが急速に活性化しており、2005年以降は携帯電話リサイクルが大きなトレンドになると予測できる。

c. 携帯電話リサイクル推進の成功に向けた INFORM による提言

INFORM の前出の報告書「Calling All Cell Phones: Collection, Reuse, and Recycling Programs in the US」は、携帯電話のテイクバックや、携帯電話をそのまま他国で再利用する事業の高い収益性と将来性をアピールし、不要になった携帯電話の廃棄・放棄を防ぐことを目的として作成された。同報告書の著者である INFORM のモースト（Eric Most）氏は、米国の携帯電話リサイクル事情について、「米国で現在行なわれている不要となった携帯電話の回収事業は良い方向に前進している。しかし、不要となっている大量の携帯電話の台数と比較するとまだまだ足りない」と説明している。同報告書では、今後の携帯電話リサイクルの拡大を目指し、携帯電話リサイクル業者やメーカーならびに政府機関に対し、携帯電話リサイクル事業を成功に導くための提言（Recommendation）を挙げている。以下に、同報告書による提言を纏めた。

図表 2: INFORM による携帯電話リサイクル事業成功に向けた提言

対象	携帯電話リサイクル事業への提言
携帯電話 リサイクル業者	▪ 不要になった携帯電話の回収の利便性をよくすること ▪ 携帯電話を回収する場所を、一時的ではなく常に確保すること ▪ 地域の中でも人の集まる場所に回収場所を確保すること （ショッピング・モール、スーパーマーケット、銀行、郵便局など） ▪ 広範で積極的な広報活動が必要 ▪ 多くの参加者を得るためにも、金銭的なインセンティブが必要 （小売店での割引券の発行など）

⁵ “Recycling old cellphones is now a calling for some; Pressure builds to see that replaced units are disposed of properly,” The Dallas Morning News, December 29, 2003.

⁶ “The World; Dante’s Digital Junkyard; Chinese laborers eke out a living using acid, fire and their bare hands to recycle mountains of electronic scrap, most of it from the U.S.,” Los Angeles Times, April 6, 2004.

⁷ “Used Cellphones Find a Market Among Bare-Bones Users,” The New York Times, April 22, 2004.

⁸ “Recycling Phones Can Bring a Payoff,” The Washington Post, June 1, 2004.

⁹ “Old Cellphones Pile Up by the Millions,” Wall Street Journal, September 23, 2004.

対象	携帯電話リサイクル事業への提言
携帯電話機器 メーカー	▪ 部品を標準化して、他の機種でも利用可能なようにする ▪ 再利用のためのシステムを初期化する手間を省くために、各種ソフトウェアを簡素化する ▪ 部品に含まれる有害物質を臭素系難燃剤やベリリウム銅などに代替することで再利用における安全性を高める ▪ プラスチック及びバッテリーを標準化し、再利用・リサイクルの手間を省く
政府機関	▪ 政策や政府プログラムに「拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）」¹⁰の考え方を取り入れることで、メーカーに製品モデルチェンジをより簡素化するように促し、有害物質の削減も期待できる ▪ 不要となった携帯電話の回収率を高めるために、携帯電話の埋立てを禁止する ▪ 携帯電話の再利用状況やリサイクルされた部品の最終利用状況などを政府に報告することを義務化することで、政府や一般市民の間で携帯電話の有効活用を徹底する ▪ 携帯電話の回収、再利用、リサイクルに関する数的目標値を設定することで、携帯電話リサイクル・プログラムを促進する

出典：「Calling All Cell Phones: Collection, Reuse and Recycling Programs in the US,」 INFORM, November, 2003.
http://www.informinc.org/media/Calling_Cellphones.pdf

II. 法規制の動き

携帯電話リサイクル関連法規制は、連邦レベルでは行なわれていない。また、米国州政府においても、携帯電話が普及し始めたのが比較的最近であることや携帯電話自体が小型であることから環境への影響に対する認識が低かったこともあり、携帯電話リサイクル関連法の整備に対する動きは鈍かった。このような中、他州に先駆けてカリフォルニア州が全米で初めての「携帯電話リサイクル法」を施行し、その内容が他州政府や環境保護団体の携帯電話リサイクルへのモデルとなるとして注目されている。一方、ワイヤレス通信業界団体は、既に自主努力で携帯電話リサイクルを行なっていることを強調し、今後も法規制は不要との見解を示している。

a. カリフォルニア州「携帯電話リサイクル法」が成立

2004年10月1日、カリフォルニア州で他州に先駆けて「携帯電話リサイクル法（The Cell Phone Recycling Act）」¹¹が成立した。この法律は、不要となった携帯電話を販売店が回収するが、リサイクル費用はメーカーとユーザーが携帯電話を購入する際に負担する仕組みになっている。また、2006年7月1日以降は、携帯電話の回収箱の設置が全ての携帯電話販売店に義務付けられた。この回収箱を設置せずに携帯電話を販売した場合、その行為は違法となる。

カリフォルニア州の「携帯電話リサイクル法」が全国規模でのエレクトロニクス・リサイクルを推進する NEPSI¹²と大きく異なる点は、リサイクルの主導がメーカーではなく販売店にあること

¹⁰ 拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）：生産者の責任を製品廃棄後にまで拡大するもの。生産者が製品のライフサイクルの全過程において環境への影響に対する責任を負うことで、有害物質の削減、資源の有効活用、リサイクルの推進を目指す考え方。

¹¹ Fran Pavley 州議員（民主党、Agoura Hill 選出）による法案 AB-2901。原文は以下のサイトで入手可能。
http://www.wirelessconsumers.org/atf/cf/%7B39C94822-4A0C-4245-B0E5-22D474242D71%7D/Recycle_Act.pdf

¹² National Electronics Product Stewardship Initiative（NEPSI）：2001年4月に発足した機構で、政府機関、環境団体、産業界、リサイクル業界、消費者などリサイクルに関わる全てのセクターが一堂に会し、全米統一のリサイクル規制の実現に向けて情報交換・討議を行う。発足後まとまった成果が出ていないとの理由から、環境保護庁（EPA）からの支援金が2003年に打ち切られた（本誌 Vol.6 No.1 を参照）。

である。これは、コンピュータや CRT とは異なり、携帯電話はユーザーが容易に持ち運びできるものであることから、回収作業もユーザーに任せられるという利点を生かしたという背景がある。図表 3 に、2004 年 10 月 1 日より発効したカリフォルニア州の携帯電話リサイクル法によってメーカー、消費者、販売店ならびにカリフォルニア州政府に対して課せられた義務の概要を纏める。

図表 3: カリフォルニア州携帯電話リサイクル法による関係者への義務

対象	携帯電話リサイクルにおける義務	
メーカー	不要となった携帯電話のリサイクル費用を負担する。 費用は、携帯電話の購入時あるいはその前に支払う。	- 有害物質の使用を軽減する。 可能な場合は、最終的にこれら有害物質の使用を中止する。 (尚、法案 (AB-2901) では「全ての有害物質の使用中止」となっていたが、結果的に修正されたという経緯がある) - 携帯電話の設計を、より長期間利用が可能で、且つ修理、再利用が可能なものにする。
消費者		
販売店	2006 年 7 月 1 日以降、全ての販売店での携帯電話の回収箱の設置が義務付けられる。 回収箱を設置していない場合は、携帯電話の販売は違法となる。	
カリフォルニア州政府	- カリフォルニア州有害物質管理局 (Department of Toxic Substances Control) は、同局のウェブサイト上に携帯電話のリサイクル率 (推奨値) を毎年掲示する。 - 州政府が携帯電話を購入あるいはリースする際は、同州携帯電話リサイクル法への準拠が認定されている業者から供給する。	

出典：Consumer Electronics Daily 紙記事を基にワシントン・コアにて作成

b. 「携帯電話リサイクル法」への反応

カリフォルニア州が携帯電話のリサイクル義務を法制化したことに対する関係者の声は、大きく二分化している。まず、ワイヤレス通信業界側は、カリフォルニア州が法制化する以前から積極的にリサイクルに取り組んできたことを主張し、携帯電話リサイクルの州政府による義務化は不要であるとして不快感を示している。一方の環境団体は、「民間による自主的なリサイクルでは、不要になった携帯電話のうち僅か 5% しかリサイクルされていない」として携帯電話リサイクル法の必要性を主張しており、民間セクターとの見解の乖離が見られた。法規制を不要とする民間セクターの意見として、ワイヤレス業界団体最大手の CTIA の見解と環境団体の見解を以下に纏める。

● 民間セクターの見解

ワイヤレス業界団体の CTIA のウォールズ (John Walls) 広報担当は、カリフォルニア州の携帯電話リサイクル法による要求事項の内容は「特段新しいこともなく、むしろ業界では既に対応済みのものである」と強調している。同氏は、「ワイヤレス業界はカリフォルニア州以外においてもリサイクル事業について極めて前向きに (“extraordinarily proactive”) 対応し、政府からの指示を待

つのではなく自主的に率先して実行している。カリフォルニア州の法規制が定めた事項のほぼ全ては、ワイヤレス通信サービス事業者（キャリア）が既に実施している」と業界の自主的な努力を強調しており、わざわざ法制化する必要はないとの意思を明らかにしている。

● 環境保護団体の見解

一方、カリフォルニア州の携帯電話リサイクル法成立に当たり、法案の主要発起人（プライム・スポンサー）となった非営利の環境保護団体 Californians Against Waste (CAW)¹³のエグゼクティブ・ディレクター、マーレイ（Mark Murray）氏は、民間セクターのリサイクル取組みだけでは不十分であるとしている。同氏は、CTIA の主張にあるような業界による自主的な取組みは認めるが、これらは「米国で実際にリサイクル・再利用された携帯電話のうち僅か 5%を占めるに過ぎない」と指摘する¹⁴。マーレイ氏は、「カリフォルニア州では毎日 25,000 台の携帯電話が不要となっている。このことに鑑みても、携帯電話のリサイクルには法制化が必要である」と主張している。

同様に、マサチューセッツ州で活動する Product Stewardship Initiative (PSI) のディレクター、カッセル（Scott Cassel）氏は、カリフォルニア州が携帯電話リサイクルを法制化したことは「非常に重要なステップである」とし、「他の州政府や他州の PSI が、カリフォルニア州法をモデルとして同様の仕組みで法制化するであろう」と前向きに評価している。尚、過去に携帯電話リサイクル関連法案が提出された州としては、ニュージャージー州、ミシシッピ州、イリノイ州、メリーランド州があるが、いずれも成立には至らなかった。

III. 民間セクターによる再利用の動き

携帯電話は、コンピュータや CRT とは異なり、まだ利用可能な状態で機種交換されることが多い点が特徴的である。このため、ワイヤレス通信サービス事業者を中心にして、不要となった携帯電話を、慈善活動の一環として身障者保護団体などに寄付するといった動きが以前からあった。しかし、このような動きはあくまでも企業の福祉活動の一環としての位置付けであり、携帯電話リサイクルの認知度は低かった。最近になり、ワイヤレス業界団体大手の CTIA が、CTIA の参加企業による携帯電話リサイクル活動を紹介するプログラムを開始しており、このような広報活動により携帯電話リサイクルの重要性が広がるものと期待される。

また、回収した携帯電話を、プリペイド式電話として再利用したり、あるいは機種の流行が米国のそれより後れている南米諸国などに輸出し、再度「携帯電話」として再利用するといったアフター・マーケットが拡大しており、注目されている。

a. 慈善活動としての携帯電話リサイクル

ワイヤレス通信サービス事業者は従来より、企業の福祉活動の一環として「慈善事業への寄付」という形式で携帯電話リサイクル活動を行っている。携帯電話端末の回収方法は、販売店に回収箱を設置して、ユーザーが自主的に回収箱に投函する仕組みになっているが、実際に回収した携帯電話の台数も僅かである。前出の環境関連調査会社 INFORM の調査によると、米国の 4 大ワイヤレス通信サービス業者（ベライゾン・ワイヤレス、シンギュラー・ワイヤレス、AT&T ワイヤレス¹⁵、スプリント PCS、）が 1999 年から 2003 年前半までに回収した携帯電話の台数は合計で約 250 万台であり、これは「不要になった携帯電話台数全体の僅か 1%に過ぎない」と指摘して

¹³ Californians Against Waste : <http://www.cawrecycles.org/>

¹⁴ CTIA は、この CAW の数値が正確であることを認めている。CTIA やその他ワイヤレス通信サービス事業者による携帯電話リサイクルへの取組み動向は、後述「III. 民間セクターによる再利用の動き」参照。

¹⁵ AT&T ワイヤレスは、2004 年 2 月にシンギュラー・ワイヤレスに買収された。

いる。図表 4 は、米国の主なワイヤレス通信サービス事業者が行なっている携帯電話リサイクル活動の一覧である。

図表 4: ワイヤレス通信サービス事業者による携帯電話リサイクル慈善活動

ワイヤレス通信サービス事業者	慈善活動内容	回収／リサイクルした携帯電話台数実績
ベライゾン・ワイヤレス	【ホープライン・プログラム】 ¹⁶ 古い携帯電話を新たに改装・リサイクルして再販。再販からの売上金は、家庭内暴力（DV）の犠牲者を保護する団体へ寄付される。	2001 年の開始から、合計 200 万台を回収 2003 年の寄付金は 370 万ドル
AT&T ワイヤレス ¹⁷	【AT&T ワイヤレス再利用&リサイクル・プログラム】 ¹⁸ 改装・リサイクルした携帯電話を慈善団体（American Red Cross など）へ寄付。 不要となった携帯電話を再販業者 Hobi International 社 ¹⁹ に販売し、その売上金を環境保護団体 Keep America Beautiful ²⁰ に寄付。	なし
スプリント PCS	【スプリント プロジェクト・コネクト】 ²¹ 不要となった携帯電話を 2 つの身障者保護団体（Easter Seals ²² 、National Organization on Disability ²³ ）へ寄付。 不要となった携帯電話を再販業者 ReCelluar 社に販売し、その売上金を両団体へ寄付。	2002 年 4 月の開始以降、数千台の携帯電話を回収 両団体への寄付金は総額約 80 万ドル

出典：各種情報誌を基にワシントン・コア作成



出所：CTIA ウェブサイト

また、業界団体最大手の CTIA が、携帯電話リサイクルの啓蒙を目指す「ワイヤレス・新再利用プログラム」²⁴を 2003 年 10 月に開始している。このプログラムは、CTIA が実際にリサイクル業務を行なうのではなく、CTIA に参加しているワイヤレス通信関連企業が主催している携帯電話リサイクル・プログラムを一覧に纏め、これら活動の広報窓口としての役割を果たしている。この CTIA のプログラムに参加しているのは 12 企業である（図表 5）。

¹⁶ HopeLine Program : <http://www.verizonwireless.com/b2c/aboutUs/communityservice/hopeLine.jsp>

¹⁷ シンギュラー・ワイヤレス社は、AT&T 社を買収後、携帯電話リサイクル事業は AT&T 社のものを継承したとみられる。

¹⁸ AT&T Wireless Reuse & Recycle Program : http://www.attwireless.com/our_company/cares/recycle_program.jhtml

¹⁹ Hobi International : <http://www.hobi.com/>

²⁰ Keep America Beautiful : <http://www.kab.org/>

²¹ Sprint Project Connect : http://www.sprint.com/community/communities_across/index.html

²² Easter Seals : <http://www.easterseals.com>

²³ National Organization on Disability : <http://www.nod.org/>

²⁴ Wireless . . . The New Recyclable program : <http://www.recyclewirelessphones.com/>

図表 5: CTIA ワイヤレス・新再利用プログラムに参加する企業一覧 (12 社、2004 年 11 月現在)

ワイヤレス通信サービス事業者	シンギュラー・ワイヤレス、AT&T ワイヤレス、 ネクステル、スプリント PCS、ベライゾン・ワイヤレス
携帯電話メーカー	モトローラ、ノキア、SONY エリクソン
携帯電話販売業者／再販業者	ブルーグラス・セルラー（ケンタッキー州中部で販売）、 ReCellular（再販業者最大手）
環境団体・財団など	CTIA ワイヤレス財団、 ミッドウエスト・ワイヤレス（環境団体）

出典：CTIA ウェブサイト <http://www.recyclewirelessphones.com/index.cfm?fuseaction=main.collectionSites>

現在までのところ、ワイヤレス通信サービス事業者による携帯電話リサイクル活動はまだ大きな動きではない。しかし、2004 年以降に携帯電話リサイクルへの注目が集まったことや、CTIA による広報活動の積極化に併せて、今後はより積極的な携帯電話リサイクル活動が期待される。

b. 再販事業者による携帯電話の再利用事業

不要となって放置・廃棄される携帯電話端末の特徴の一つが、“まだ携帯電話として利用可能なこと”であり、これはコンピュータや CRT といったエレクトロニクス製品リサイクルと大きく異なる点でもある。現在、このような携帯電話端末の特性を活かした再販事業が相次いで台頭しており、その形式は、ワイヤレス通信サービス会社が再利用するものと、中南米諸国やカリブ海諸島の国々で携帯電話としてそのまま再利用されるという 2 種類がある。以下に、再販業者の動きを纏める。

● ワイヤレス通信サービス業者にて再利用

ワイヤレス通信サービス業者の多くは、現在、再利用携帯電話を、出張や緊急時貸出用のプリペイド式携帯電話として、あるいはユーザーが端末を紛失したり端末が故障した際の代替機として提供するサービスに利用している。全米最大手の携帯電話再販業者である ReCellular 社²⁵によると、同社は毎年約 400 万台の端末を世界中に再販しているが、米国のワイヤレス通信サービス業者への再販台数はこのうち 150 万台を占めている。



出典：AT&T ワイヤレス社

ユーザーの多くが新機能を搭載した新しい機種を好む傾向から買換えが進み、一方の再利用携帯電話が利用されないことから、ワイヤレス通信サービス業者では再利用携帯電話の在庫管理が負担となっている。このような背景から、多くの企業では期間限定のキャンペーンにより再利用携帯電話を格安価格で販売して在庫一掃を目指している。例えば、AT&T ワイヤレス社は、現在、緊急時用などに使用できる、年間契約なしのプリペイド式プラン²⁶に限定して、シーメンス社製の端末を再販している（写真左参照）。

²⁵ ReCellular：1991 年設立。本社はミシガン州デクスター市。<http://www.recellular.net/>

²⁶ 再利用携帯電話のプランは「GoPhone プラン」に限定。同プランは、年間契約不要、月々の利用可能時間が限定、月々の支払が自動引落し。

シンギュラー・ワイヤレス社も、2003 年より再利用携帯電話の販売をテキサス州南部で開始している。ここでは、ノキア社製 5165 モデルをプリペイド式のプラン限定で 49.99 ドルで販売している。また、プリペイド式携帯電話専門のトラックフォン・ワイヤレス社も、オンライン販売に限定してノキア社製 5100 モデルを提供している。ここでは、月額 29.99 ドルのプリペイド・パッケージの購入者に無料で提供するという形式をとっている。

- 他国で再利用

米国内で不要となった携帯電話の殆どが、中南米諸国やカリブ海諸島にて、そのまま「携帯電話」として再利用されている。携帯電話再販業者の Old Cell Phone 社によると、これらの地域では、米国の携帯電話端末の流行から約 5 年間の遅れをとっていることから、現在米国市場に出回っている携帯電話端末の 85%が南米諸国やカリブ海諸島で「最新機種」として高い人気があるという。尚、米国の携帯電話技術は現在、デジタルから GSM²⁷へ移行中であるが、これらの地域では現在、アナログ電話からデジタル電話への移行中であるという。また、前出の ReCellular 社は、今後は携帯電話の再販事業を南米諸国だけではなく、メキシコやブラジルにも拡大する予定である。

このような再販マーケットの将来性に着眼したベンチャー企業も台頭している。例えば、オンラインでの買取り専門業者 CellForCash.com 社は、買取り可能な機種（約 200～250 種類）をウェブサイトに掲載し、ユーザーから郵送された不要になった携帯端末を買取っている。買取り価格は機種によって異なり、例えばノキア社製の 5165 モデルで 5 ドル、NEC 社製 523 モデルで 43 ドル、パナソニック社製 GU87 モデルで 60 ドル程度が相場となっている。ユーザーの郵送料金は同社が負担する。CellForCash.com 社は現在、毎月 8 千～1 万台を買取り、その殆どを南米に輸出しているという。

一方、南米やカリブ海諸国で利用されるこれら携帯電話は、適切に廃棄されず埋立てられることが多いことから、結果的に環境への影響をこれら地域へ横流ししているだけとの批判もある。

このように、カリフォルニア州の「携帯電話リサイクル法」に続き、今後全米で広がると予想される規制整備も追い風となって、米国では携帯電話リサイクル事業が発展していくと予想される。

調査委託先：

WASHINGTON | CORE ワシントンコア

Website: <http://www.wcore.com>

＜本モニタリング情報は、競輪の補助金を受けて実施したものです＞

²⁷ GSM 技術：デジタル携帯電話に使われているワイヤレス通信方式の一つ。欧州やアジアを中心に 100 ヶ国以上で利用されており、デジタル携帯電話の事実上の世界標準。800 MHz の周波数帯を利用する。

中国【16】「廃旧家電および電子製品回収処理管理条例」(案) と現地の反応

2004 年 9 月中旬、中国国家発展改革委員会は同委員会のウェブサイトで、「廃旧家電および電子製品回収処理管理条例」の「徴求意見稿」(一般大衆からの意見収集用草案、以下「管理条例」と称す)を掲載し、社会各界から意見を公開募集した。同委員会は、「管理条例」に関わる各細則はまだ制定中であり、社会各界からのフィードバックを歓迎する態度を示した。

1. 「管理条例」制定の背景

この「管理条例」は「中国版 WEEE 指令」とも言われ、草案制定から完成まで 3 年もかかった。その制定の背景として、①日増しに増加する廃電子製品の処理需要および廃電子製品の不当処理による公害防止は、中国にとって急務となっている、②EU 諸国における WEEE 指令など、海外では同種の法規実施が進められており、中国においても同様の対応措置を講じる必要がある、③資源供給がタイトになっている今日、廃電気電子製品のリサイクルを通じて、再使用可能な資源の利用を促進する、などが挙げられる。

近年、中国は家電などの廃電子製品が発生するピークを迎えている。しかし現状は、この種の廃棄物を正しく回収し、かつリサイクルするシステムがまだ確立していない。都市部では家電製品が古くなると一般ゴミとして捨てられるか、いわゆる「回収ゲリラ」(都市部で中古家電を回収し、それを農村部などに再販したり、解体業者に提供したりする業者を指す。通常、個人単位で行うことが多い)を通じて、再度流通ルートに乗ることが多い。

使用安全期限を過ぎたものについては、消費者に安全上の問題が生じる可能性がある。不当に廃棄されたものや小規模な解体業者により処理されたものは、社会に深刻な公害問題をもたらしている。さらに自国で発生した電子ゴミばかりでなく、外国から輸入された廃電子製品も問題になっている。

また EU の WEEE 指令発効後、国内の家電・電子製品メーカーにとって、今後外国に輸出する製品についても環境に優しくかつリサイクルしやすいものを開発しなければならない。同時に、自社製品に関しては回収・処理まで責任を負わなければならない。一方、この分野において、内外の準拠法やその背景となる環境が相互にかなり異なり、中国の地場企業としては、前向きに対処する意欲がそがれる。さらに中国のリサイクル産業にとって、回収・リサイクルに関わる法律法規がなければ健全な産業育成には程遠い。しかも現在、中国一般大衆の環境に関する意識は依然低く、この分野で整合性のある立法化措置がとられなければ、環境に対する人々の意識改革もできない。

2. 「管理条例」の要点

今回発表された「管理条例」の要点は以下の通りである。

- ① 条例が規制する対象は、テレビ、電気冷蔵庫、洗濯機、エアコン、コンピュータおよび当局が適宜公布する品目とする。上記 5 品目は社会保有台数が最も多いもので、かつこれらはすでに廃棄のピークを迎えており、廃棄すべきものの数量が多いものである。

- ② 条例では、使用済み製品を「廃家電」（使用不可）と「旧家電」（中古品、継続使用可）に分類している。
- ③ 廃旧家電の回収は多様化しているが、その処理は集中的に行われる。政府は、廃旧家電の回収・処理に関わる専門基金を設置する。
- ④ 家電メーカーは回収・処理に有効な設計や製造方法を導入すべきであり、また材料は、無毒無害、処理・再使用に有効なものを使用すべきである。製品説明書に主要材料の成分を明記する。
- ⑤ 家電販売業者、アフターサービス業者は、廃旧家電を回収する義務がある。
- ⑥ 測定その他の試験を受け、継続使用条件に合格したもののみ中古品として指定された場所で販売できる。
- ⑦ 廃旧家電の処理は資格を持つ業者のみが行い（そのリストは一般に公開）、その処理プロセスは関連する規定や基準を遵守しなければならない。
- ⑧ 関連規定を違反した者に対し最高 10 万元以下の罰金を課すか、行政処分ないし刑事責任を追及する。

この管理条例の施行により、今まで中国において使用済み家電の廃棄処理に際し問題となっている無法状態に、変化が訪れると期待される。

3. 各業界の反応

「管理条例」の草案後、現地マスコミは同草案の内容を広範囲に紹介した。以下は、マスコミで発表された各業界の反応や関心の内容である。

(1) 回収費用の分担について

a. 家電メーカーは費用負担に消極的

EU の WEEE 指令では、廃電気電子製品の回収・リサイクル費用は生産者が負担することになっている。しかし中国の家電メーカーは、回収処理費用をメーカー側が負担することに対し消極的な態度を示している。その主な背景は、現在、中国家電業界の平均利益率は 5% 程度であり、このような薄利の状況では、企業はとうてい回収費用を全て負担できないというものである。

ある地場系大手家電メーカーは、次の計算事例を示した。現在、スプリット式エアコンの販売価格は約 1,000 元／台である。しかし、据付けたエアコンをはずす作業にかかる人件費他に約 100 元かかる。この費用は、まだその後の段階のリサイクル費用を含んでいない。

報道によれば、中国大手家電メーカーである海爾は、「回収・リサイクル」の一体化処理について採算性を検討した。その結果、国からの政策的補助金がなければ、現状ではこの一体化処理プロジェクトは赤字損失をもたらすという結論が出た。

「管理条例」では、廃棄家電の回収方法を多元化する方針を決めているが、今後、国が家電メーカーの回収責任履行をどこまで規定するか、注意を要する。回収費用をメーカー側に負担させるとしても、実際には、企業が販売を通じてこの費用を消費者に転嫁するとみられる。家電メーカーにとって、独自に回収チャンネルを構築することは多額の投資が必要であり、そのコスト上昇分をうまく消費者に転嫁できるかどうかというのが一つのポイントである。

一方、中長期的にみれば、家電の回収・リサイクルを一つのビジネスとするなら、この産業化から利益を生むと期待できるという見方もある。

b. 消費者負担の可能性

この点について、既に今まで多くの議論が繰り広げられた。現在中国の消費者は、廃旧家電を安い値段で回収業者に売れる。また売らずに他人にただで提供することもできる。家電の処分について、従来、お金が入ることから今後はお金を払うことに一変すれば、やはり抵抗感があろう。廃旧家電回収実験都市に指定された青島市（山東省）の場合、回収業者が廃家電所有者に対し、1台につき50元の回収費用を請求するやり方で試してみたが、うまくいかなかったということである。

環境意識の高い一部の消費者は、回収の際にお金を払って回収させても構わないが、問題は具体的な回収費用の水準であると指摘している。

c. 家電流通業者は廃旧家電の回収にやや積極的

地場系大手家電小売業者を個々にみると、次のような回収方法を採用している。まず自らの店舗で新品の家電を購入する消費者に対し、客の家にある廃旧家電を回収に行き、廃旧家電を回収した分についてわずかではあるが現金価値を評価し、その分新品の販売価格から値引きするという方法である。次に、店舗はこうして回収した廃旧家電を本来の回収業者に渡す。このようなやり方は消費者にとって便利であり、また店舗側にとっても一種の販売促進に役立つ。この場合、家電メーカーが関与している場合もある。

総じていえば、今のところ、廃旧家電回収費用の分担方法について依然有効な具体案はない。しかし最終的には、消費者やメーカーなどによる共同負担の方向でいくことになるであろう。

(2) 専門基金はどのように管理するか

「管理条例」では、国家が廃旧家電回収処理専門基金を設置すると規定している。しかし草案では、この専門基金の資金調達、管理および運用に関する具体的な内容は不明確なままである。この点について、国家発展改革委員会の関係筋は、専門基金は主として家電メーカーに対して費用を徴収する見解を示したことがある。

この基金は、廃棄家電の回収・処理事業の発展への補助金として使われるというのが一般の認識である。しかしこの基金を具体的にどのように調達するのか、どのように管理・運用するのかなどについては、関連政府当局（財務、税務など）や企業（メーカー、回収業者、リサイクル業者など）に関わることであり、各分野における利権調整が煩雑になると予想される。

(3) 個々の関心事

「管理条例」が実施されれば、その初期の段階で多くの問題に遭遇すると見られる。以下は各業界が「管理条例」の実施に対し抱えるいくつかの疑問点である。

- ・ 消費者：廃棄する家電は販売店に売却されることになるが、販売店が取りに来るのか、消費者自ら家電を店に届けるのか（大型家電の輸送は不便）。取引価格はどちらが決めるのか。双方は自由に値段交渉をしてもよいのか。

- ・家電販売店：今まで採用されていた、消費者が持ってくる中古品に対して一定の現金価値を認め、新品を値引いて販売する方法は販売促進に繋がる。そのため、面倒ではあるが、販売店は積極的に行っている。今後、販売店が廃旧家電を回収しても、販売促進と関連性がなくなれば、販売店は積極的にならないであろう。
- ・都市部で活躍している「家電回収ゲリラ」が失業する？
現在、中国の多くの都市には中古家電の回収を専門に行う「家電回収ゲリラ」があり、一部大都市では、この種の「職人（専門業者、主に個人）」が3,000～4,000人もいられる。このビジネスは、100円で21インチのカラーテレビを買い取り、それを150円で修理業者に売るというものである。修理業者は可能なものを修理してから農民、学生などの低所得層に300～400円で売る。長年中古家電の回収、修理や販売で生活している人は少なくない。今後、廃旧家電を勝手に売却・流通することができなくなり、「家電回収ゲリラ」の生活も一変するであろう。
- ・継続使用可能な電気電子製品に対する管理強化が必要
再利用・継続使用ができるものを製品寿命いっぱいまで使用することは、資源を最大に利用することである。使用期間をあまり長く経過していないが、更新のため早々と廃棄された家電・電子製品については検査、測定および試験をし、継続使用可能なものについてはその流通を制限すべきではない。当然、消費者は、「残った製品寿命はどのくらいあるか」に関心があり、再使用品に対するラベルおよび安全使用期限の管理など、さらに強化する必要がある。

(4) 立法化に対する慎重な見方

このような廃旧家電・電子製品の回収・処理に関する立法化の進展について、中国のマスコミは基本的に前向きに評価している。一方、この分野の立法は、慎重に対処すべきであるという声もある。

慎重派の意見の要点は次のようなものである。欧州で広く普及している「緑の政治」は、円熟した工業化社会に見られる典型的な現象である。一方、中国は依然、前近代工業化段階にあり、廃棄家電回収に関する法規の制定が経済発展の実態を考慮せずに進められれば、工業化に伴う既存の問題を解決できないばかりか、新たな矛盾を引き起す懸念もある。また、中国の現状では、短期間で資源のリサイクル率を急速に高め、汚染・公害問題を早急に解消することなど、あまりにも非現実的であると見ている。

例えば、廃電子製品の強制的回収について、次のような問題点があると指摘される。

- ・誰が回収処理のコストを負担するのか。
- ・企業が負担するのであれば、政府は企業に対し、税収の減免などの方式で間接的に補填する必要がある。一方、補助金など直接的補填を実施するのであれば、この資金が確実に回収・処理に使われる保証があるのか。
- ・回収された旧家電は検査、測定、修理などの後、低価格で農村地区に販売され、安全使用期限を超過しても使用される心配がある。とりわけ農村地域は広く、将来も回収は非常に困難なので、農村部における廃電子製品がもたらす有害物質による公害が管理できなくなるという危惧がある。

(5) 参考情報

a. 上海市は廃旧電子部品回収制度を実施

2004年10月1日より、上海市では「廃旧電子部品回収制度」が実施される。この制度の主要内容は以下の通りである。

家電・電子製品の修理店が修理時に部品交換したあとに残った使用不可の部品やユニットに対し、家電・電子製品メーカーが定期的に各修理店に行ってこれらを回収し、検査、測定、分類後、廃棄すべきものを専門の場所に移送し、集中的に処理する。

従来、修理で残った廃棄電子部品の大半は修理店で捨てられることが多かった。またそのほかには消費者が自ら持ち帰ったり、修理店が他の製品の修理部品として使用したり、あるいは中古品市場に流れるケースもあった。今回の規定が実施されれば、廃棄部品の不当処理を削減できると期待される。

モトローラ、ノキア、シーメンスなどのメーカーの修理店では、すでにこの規定の実施に着手している。

b. 2004年11月1日より、廃電子製品を利用した加工貿易を禁止

2004年10月28日、中国商務部、税関総署および国家環境保護総局は共同で、2004年11月1日より廃電子製品を使用した加工貿易を禁止すると発表した。

廃電子製品を使用した加工貿易とは、主として、①プリント基板やメインボードなど、廃棄家電、電子製品や部品を解体したり、中古製品を一部取り替えて再度流通させたりするための加工貿易と、②廃電子製品の解体、リサイクルを目的とする加工貿易の双方を意味している。

従来から広東省や浙江省などの沿海部では、外国から廃電子製品を輸入して再利用できる材料を取り出したり、廃棄製品を改良したりして、国内または周辺諸外国で再販するビジネスが存在している。今回新規定の実施により、このような廃電子製品回収加工に関連する貿易は禁止される。

<参考資料>

廃旧家電及び電子製品回収処理管理条例

(意見徴収稿)

第一章 総則

第一条 廃旧家電及び電子製品（以下、廃旧家電製品と称する）の回収処理行為を規範化し、資源の循環再利用を促進し、環境を保護し、国民の健康を保障するため、「中華人民共和国クリーン生産促進法」、「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法」の関連規定に基づき、本条例を制定する。

第二条 本条例で言及されている廃旧家電製品には廃棄される及び旧製品としてのテレビ受信機、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、コンピュータ、及び国家発展及び改革委員会が関連部門と共同で実際状況に基づき、適時に公布した廃旧家電製品目録内の製品が含まれ

る。

廃旧家電製品には廃家電製品と旧家電製品とが含まれる。廃家電製品とは使用機能を喪失しているかまたは経済的に合理的な条件下において修理したとしても旧家電製品の安全標準や性能標準に到達することができない家電製品を指し、旧家電製品とは測定試験により旧家電製品の安全標準や性能標準に到達しており、中古商品として引き続き販売、使用することができる家電製品を指している。

- 第三条 本条例は中華人民共和国の国内で家電製品の生産、輸入、販売、使用、修理及び廃旧家電の回収処理活動に従事する自然人、法人及び関連組織に適用される。
- 第四条 国家発展及び改革委員会は廃旧家電製品の回収処理の組織化と協調及び監督管理業務に責任を負う。科学技術部、財政部、建設部、信息産業部、商務部、税関総署、税務総局、工商総局、品質検査総局、環境保護総局はそれぞれの職責範囲内において関連の監督管理業務に責任を負う。
- 第五条 廃旧家電製品の回収処理には地方政府責任制を実施する。各省レベルの地方政府は本条例に基づき地方レベルでの実施細則を制定すること。
- 第六条 廃旧家電製品の回収処理には多元化回収と集中処理とを実施する。国家は廃旧家電製品処理企業に対して資格認定制度を実施する。
- 第七条 国家は廃旧家電製品回収処理専用資金を確立する。廃旧家電製品回収処理専用資金の徴収、使用及び管理規則については財政部が国家発展及び改革委員会と共同で別途制定する。
- 第八条 国家は積極的な措置を講じ、家電製品生産企業によりまたは多元投資により廃旧家電製品処理企業が設立されることを奨励し、廃旧家電製品の回収処理面における科学的研究、技術開発及び新技術、新工程、新設備のモデル化、普及及びその応用を実施することを奨励並びに支援し、広報活動、教育活動及び訓練活動を展開することを奨励する。

第二章 関係者の責任

- 第九条 家電製品生産企業の責任について、家電製品生産企業とは自社のブランドで製品を生産並びに販売している生産企業、他の生産企業が使用するためにブランドを提供しているブランド提供企業、及び輸入家電製品の荷受人や代理人を指している。
- (一) 回収及び再利用に有利な設計案を採用し、無毒・無害な物質、材料及び回収再利用可能な材料を選択し、家電製品の説明書内で主な材料成分などに関連する情報を提供すること。
- (二) 家電製品生産企業は自社で廃旧家電製品の処理を実施することができ、資質を備えた処理企業に処理を委託することもできる。
- (三) 家電製品生産企業は所在地における省レベルの資源综合利用行政主管部門に当該企業による家電製品生産の種類、生産量、販売量や輸出量などの関連情報を提供しなければならない。
- 第十条 輸入家電製品の荷受人及び代理人が家電製品（廃旧家電製品は含まれない）を輸入する際には、税関で輸入手続を実施するとともに、所在地における省レベルの資源综合利用主管部門に登録するものとし、併せて第九条が規定する生産主責任を履行するこ

と。登記されていない場合、税関は当該輸入家電製品の引き渡しを認めない。

第十一条 家電製品の販売業者及びアフターサービス機構は廃旧家電製品を回収する義務を負い、回収された廃旧家電製品は資格を備えた処理企業（以下、処理企業と称する）に有償で引き渡さなければならない。旧家電取扱業者は処理企業による検査測定を受け、た上で標識を備えた旧家電製品以外の旧家電製品を販売してはならない。

第十二条 回収企業（個人事業者を含む）は回収した廃旧家電製品を処理企業に有償で引き渡し、処理企業と回収委託合意書を締結しているものとし、解体、組み直し並びに自社による販売を実施することは厳禁する。

第十三条 処理企業は厳格に国家の関連標準や技術規範に基づき、回収された廃旧家電製品を分類した上で検査測定を実施するものとする。測定試験、維持修理後に旧家電製品の安全標準に到達している場合には、再利用品標識を貼付した上で、旧家電取扱業者に売却するかまたは旧製品取引市場において販売するものとする。

廃家電製品は環境保護、安全に合致した条件下において解体されるものとし、有毒・有害物質については国家の関連規定に基づき、無害化処理が実施されなければならない。加熱処理、酸洗、露天焼却など原始的かつ立ち遅れた方式で廃家電を解体処理することは厳禁する。また処理過程は国家の環境保護、労働安全及び人員の健康に対する要求に合致していなければならない。

機密に関連する廃旧家電製品については関連の機密保持規定に基づき処置すること。

第十四条 消費者は廃旧家電を有償で家電製品取扱業者、アフターサービス機構または回収企業に引き渡すものとし、妄りに投棄したり、自ら解体してはならない。

第十五条 各級政府部門、国有企業・事業機関は政府資金により購入した家電製品の買い換えや廃棄後には処理企業に引き渡すとともに、国家の関連規定に基づき資産抹消手続きを実施するものとする。

いずれの機関や個人であっても廃棄された家電製品を贈答方式で処理してはならない。

第三章 管理と監督

第十六条 国務院の関連部門は廃旧家電製品の回収処理に関する技術的政策と污染防治政策の制定、旧家電製品の安全標準と性能標準、標識規則、廃家電製品の解体技術規範の制定について検討し、廃旧家電製品の回収処理に対する規範化と指導を強化しなければならない。

第十七条 省レベル地方政府の資源総合利用主管部門は統一的計画、合理的配置という原則に基づき、当該区域における廃旧家電製品の回収処理計画を編成するとともに、国家発展及び改革委員会に報告しなければならない。

第十八条 省レベル地方政府の資源総合利用主管部門は当該行政区域内における廃旧家電製品処理企業の資格認定業務に責任を負い、下記条件に合致している企業に対して、廃旧家電製品処理業務に従事することを認める資格認定文書を発行すること。

（一）当該地政府の廃旧家電製品回収処理全体計画の要求に合致している。

- (二) 完璧な廃旧家電製品の測定試験、解体処理施設を備えており、選択されている技術と工程方針は国家の産業政策に合致している。
- (三) 安全、品質及び環境管理関連の資格を備えた専門技術者が配置されている。
- (四) 有毒・有害物質の処理案は国家の関連規定に合致している。

省レベル地方政府の資源综合利用主管部門は廃旧家電製品の処理資格を取得した企業名簿を国家発展及び改革委員会に報告するとともに、一般社会に向けて公表すること。

第十九条 廃旧家電製品処理企業は資格認定文書に基づき工商行政管理部门において企業登録手続きを実施し、営業免許を取得した後でなければ、廃旧家電製品の処理業務に従事することはできない。

第二十条 廃旧家電製品処理企業は省レベルの資源综合利用主管部門に対して回収処理状況を定期的に報告し、回収企業及び処理企業は管理票制度を実施すること。省レベルの資源综合利用主管部門は廃旧家電製品処理企業に対して年度検査制度を実施するとともに、一般社会に向けて回収処理情報を公表すること。

第二十一条 廃旧家電製品の処理資格を取得していないにも係わらず、妄りに廃旧家電製品の処理活動を実施している企業、及び旧家電製品標識を偽造、売却する行為に対しては、いずれの機関や個人もそれを公表及び告発する権限を持つ。

第二十二条 旧家電製品は指定された旧品取引市場で販売し、厳格な登記制度を実施しなければならない、それには名称、数量、供給元などが含まれていること。具体的方法については省レベル地方政府の資源综合利用主管部門が市場流通主管部門と共同で制定する。

第四章 罰則

第二十三条 本条例第九条の規定に違反した場合には、省レベル地方政府の資源综合利用主管部門及び品質技術監督行政主管部門の責任において期限付きでの是正を命じ、是正を拒否した場合には、品質技術監督行政主管部門により 5 万元以下の罰金に処する。

第二十四条 本条例第十一条の規定に違反し、家電製品取扱業者及びアフターサービス機構が生産企業の委託を受けていないか、または消費者の有償引渡しによる廃旧家電製品の回収を拒否した場合、及び回収した廃旧家電製品を処理企業に引き渡さずに処理した場合には、県レベル以上の地方人民政府経済貿易行政主管部門の責任において期限付きでの是正を命じ、是正を拒否した場合には、10 万元以下の罰金に処する。旧家電製品取扱業者が処理企業による検査測定を受けた上で標識を備えた旧家電製品以外の旧家電製品を販売した場合には、工商行政管理部门が旧家電製品を没収した上で、資格を備えた処理企業に引き渡し、違法所得を没収するとともに、1 万元以上 5 万元以下の罰金に処する。

第二十五条 本条例第十二条の規定に違反し、回収企業が自社で廃旧家電製品を販売した場合には、工商行政管理部门が違法所得を没収するとともに、1 万元以上 5 万元以下の罰金に処する。回収企業が妄りに廃旧家電製品の解体、組み直し及び販売を実施した場合には、工商行政管理部门が違法所得を没収するとともに、1 万元以上 3 万元以下の罰金に処する。

第二十六条 本条例第十三条第一款の規定に違反し、処理企業が安全標準に合致しない旧家電製品を販売した場合には、工商行政管理部门が違法所得を没収し、併せて3万元以上10万元以下の罰金に処することができ、消費者に対して重大な影響が及んだ場合には、営業免許の一時停止または抹消処分とし、併せて法に基づき刑事責任が追及される。

第二十七条 本条例第十三条第二款の規定に違反し、処理企業が原始的かつ立ち遅れた方式により廃家電製品の解体処理を実施した結果、処理過程において重大な汚染を引き起こした場合には、県レベル以上の人民政府環境保護行政主管部门により10万元以下の罰金に処する。重大な損失を引き起こした場合には、直接的な損失の30%に基づき罰金を計算する。但し最高でも50万元は超えないものとする。直接的な責任を負う主管者とその他直接的責任者に対しては、その所属機関または政府主管機関により行政処分に処する。処理企業が規定に基づく廃家電製品中の有害・有毒物質に対する無害化処理を実施しなかった場合には、県レベル以上の人民政府の環境保護部門が主管部門に対してその責任による是正と、違法所得の没収を命じ、併せて5万元以上10万元以下の罰金に処するとともに、その責任における是正を命じる。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任が追及される。

第二十八条 本条例第十五条の規定に違反し、各級政府部門、国有企業・事業機関政府資金により購入した家電製品の買い換えまたは廃棄後に処理企業への引き渡しを拒否した場合には、それが所属する機関または政府主管機関により直接的な責任を負う主管者とその他直接的責任者を法に基づく行政処分に処する。

第二十九条 本条例第二十一条の規定に違反し、処理資格を取得することなく、妄りに廃旧家電製品の処理活動に従事した企業、及び旧家電製品標識を偽造、売却した企業に対しては、工商行政管理部门が「無許可取扱処分取締規則」に基づきそれを処分する。

第三十条 国家機関の業務担当者が職権の乱用、職責の軽視や不正行為を働いた場合、それが犯罪を構成する場合には、刑事責任を追及し、犯罪を構成しない場合であっても、それが所属する機関または政府主管機関により直接的な責任を負う主管者とその他直接的責任者を法に基づく行政処分に処する。

第五章 付則

第三十一条 本条例は 年 月 日より施行する。

(2004年9月17日国家發展改革委員会公布)

以上

調査委託先：

Thrace Investments Limited (華南投資顧問有限公司)

HP: <http://chinasouth.info/> (日本語・English)

<本モニタリング情報は、競輪の補助金を受けて実施したものです>

ソニーの環境への取り組み



ソニー株式会社
コンプライアンスオフィス
環境・CSR 戦略グループ
富田 秀実

はじめに

ソニーでは、1990 年に大賀社長（当時）が、社内報の号外で社員に環境問題の重要性を説いて以来、環境の取り組みを活発化させてきた。ソニー幸田（当時）で日本初の ISO 14001 認証取得を皮切りに全世界の事業所での ISO 14001 の認証取得、オゾン層破壊物質の早期全廃、1994 年から継続的な環境報告書（後に CSR レポートへと発展）の発行をはじめとし、2000 年には、ソニーグループの全社方針となるソニー環境ビジョン（現在は、ソニーグループ環境ビジョン）、環境中期目標の Green Management 2005 を発行、環境への取り組みを、グループ全社、グローバルに拡大を進め、対外的にも高い評価を維持していた。しかし、順調に発展してきたソニーの環境マネジメントに大きな転機が訪れることになる。

転機

2001 年 10 月、オランダの巨大なソニーの倉庫において、当局が立ち入り検査を行い、商品にカドミウムが混入していないか調査が行なわれた。これは、オランダをはじめ EU 諸国にある法律（91/338/EEC）の遵守状況を確認するためのもので、その法律では、商品のプラスチックなどの部位にカドミウムが一定以上含まれている場合、その商品の販売を禁止している。プラスチック中に安定剤や顔料などの添加剤として用いられていたカドミウムは、日本など先進国では 10 年程前から事実上使用されていないが、当局の調査により、ソニー・コンピュータエンタテインメントのゲーム機である PS one の周辺機器の一部から、規制値を超えるカドミウムが検出されたとの指摘を受けた。その指摘に基づき、自主的に商品の出荷を直ちに停止、さらにその事実を当局とフェーズを合わせて、ソニー側からも迅速な对外公表を行った。

この以前もグリーン調達活動として、サプライヤーに対しての環境マネジメントシステムの導入要請や、カドミウムをはじめとする環境に影響を及ぼすと考えられる化学物質が部品や材料にどれだけ含有しているのか調査を行い、該当物質の非含有を確認していたが、このひとつの事件を契機に、グリーン調達の考え方自体を根本的に見直すこととなった。

ひとつの製品に数百から数千の部品が用いられるエレクトロニクス製品では、その部品のサプライチェーンがグローバルに広がっている。そのサプライチェーンの一部で、仮に禁止されている物質が用いられると、結果的に最終製品に含有することとなる。したがって、ソニーと直接取引のあるサプライヤーだけでなく、それらの上流をコントロールする必要が生ずる。

そのため、まず、これまでの管理基準を全面的に見直し、全世界の関連法規の収集、分析を徹底し、きわめて詳細かつ明確な環境管理物質の基準を新たに策定した。次に、この基準への遵守を図るため、ソニーはサプライヤー管理について次の基本3原則を打ち出し、それに基づくマネジメントを導入した。

- ①資材源流管理（グリーンパートナー制度）
- ②製品設計、品質管理への組み込み
- ③測定原則の適用

①は、原材料や部品のサプライヤーの中で一定基準を満たしたサプライヤーを「グリーンパートナー」として認定し、認定を受けたサプライヤーからのみ調達を行なうというものである。具体的には、ソニーが規定した環境管理基準を超えた原材料や部品を使用していないことをサプライヤーが証明する「不使用証明書」等の文書管理に加えて、ソニーの監査員が、原材料/部品サプライヤーを訪問し、ソニー自らが設定した環境管理基準に基づいて監査を行い、基準を満たしたサプライヤーを認定するというものである。既に全世界4,200社を超えるサプライヤーの監査を終了し、グリーンパートナーからの調達を開始している。

②は、部品の検定の段階で環境管理基準を満たした部品のみをデータベース登録し、設計段階で設計者が部品を選ぶ際、その部品が環境管理基準を満たした部品以外は使用できない仕組みである。

③は、単にサプライヤーから「不使用証明書」を受け取るだけでなく、サプライヤーからの一部の禁止物質が使用されていないことを証明する測定データの提出に加え、ソニー社内の生産プロセスに関所を設け、納入部品に対し測定を行い、納入される部品が本当に環境管理基準を満たしているかを科学的に確認するという原則である。

これらグリーン調達の基準の適用、特に源流管理と測定原則の適用は、これまでの業界の常識を根本的に変革するもので、驚きの声も上がった。しかし、実際の測定や詳細な調査により、これまで使用されていないと一般には考えられていた物質が、時として実際に使用されているという事実が明確になるにつれ、その必要性が業界でも理解され、サプライヤーの方々のご理解、ご協力を得て、完遂することができた。

展開

幸いにして、ソニーの環境マネジメントに訪れた危機は、このように克服することに成功した。しかしながら、この事件は同時にさまざまな意味で環境マネジメント全体を見直すことにつながってゆく。その一例は、それまで、事業所単位のISO 14001を中心に築かれていた環境マネジメントシステムである。このような仕組みは、上述のような、調達、設計、量産、出荷にまたが

り、複数のそして多くの場合、国をまたがるプロセスには、有効に機能しているとは言いがたい状況であった。実際、上述の化学物質の管理システムは、多くの事業所でISO 14001とは、別の運用がなされるのが現実となっていた。

この状況を直視した結果、得られた結論は、環境マネジメントの考え方の転換であった。これまでは、ISO 14001の認証取得が先にあり、必要なプロセスを当てはめてきたが、この発想を180度転換し、ソニーグループ全体の環境施策に必要なプロセスを考え、それをもとにソニーグループとして一本化されたISO 14001の認証を得るというものである。すでに、2004年の6月には、「本社環境機能」のISO 14001の認証取得を済ませ、以降、順次各事業所の認証を本社認証に吸収し、一本化する作業に着手している。2005年度末には、全世界で約140にわたっていたISO 14001の認証取得が、グループ、グローバルにひとつの認証となる予定である。この統一されたマネジメントシステムは、Global Environmental Management System (GEMS)と名づけられた。

将来に向けて

2006年7月からは、欧州で Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment (通称:RoHS 指令)の施行が予定されており、このRoHS 指令のもとでは、一部の例外を除き、電気電子製品への、鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、臭素系難燃剤2種類(PBB、PBDE)の使用が禁止される。今後、強化されるこのような法律に対し確実にコンプライアンスを果たすことは決して容易なことではないが、GEMSの中に組み入れられた、上述の新しいグリーン調達の仕組みに基づき、確実な対応を行なう準備をすすめている。環境という「イメージ」だけではなく、確実な環境対応を実践することは、時として莫大なコストを要し、非常に困難な場合もあるが、企業の社会的責任(CSR)の立場からも、このグリーン調達の活動をはじめとした、本質的な問題への取り組みの「実践」が、将来さらに重要になると考えている。

□

[当組合 貿易関連環境問題対策委員会／
貿易と環境専門委員会／環境法規専門委員会 委員会社]

環境・安全グループ担当委員会の活動状況

1. 貿易関連環境問題対策委員会

＜環境関連施設見学会（11/4～5：同和鉱業(株)グループ施設）＞

- ・ 秋田県にある同和鉱業(株)グループの環境関連施設（①(株)エコリサイクル、②同和クリーンテックス(株)、③花岡鉱業(株)、④小坂製錬(株)）を訪問し、使用済み家電製品のリサイクル処理、産廃中間処理施設、最終処分場、土壌浄化施設、有価金属の高率回収・製錬システムなどを見学後、質疑応答を行った。

2. 貿易と環境専門委員会

＜平成 16 年度 第 6 回委員会（10/5：組合会議室）＞

- ・ 英国 DTI の WEEE & RoHS 指令国内法制化に係るコンサルテーション・ペーパーおよび中国 WEEE 意見徴収稿への日機輸意見書について検討を行った。
- ・ 最近の海外環境規制動向（RoHS 閾値関連、グリーン調達関連 等）について情報・意見交換を行った。

＜平成 16 年度 第 7 回委員会（11/10：組合会議室）＞

- ・ 「CENELEC/JISK Information Exchanging Meeting: WG2 (Environment)」に関する報告がリコー 佐藤副委員長より、また「英国 DTI コンサルテーション・ペーパー及び中国 WEEE 意見徴収稿に対する日機輸及び関連団体の意見書」に関する説明が事務局より行われた。
- ・ 最近の環境関連動向（REACH、WEEE & RoHS、CSR 関連 等）について情報交換を行った。

3. 環境法規専門委員会

＜平成 16 年度 第 6 回委員会（10/20：組合会議室）＞

- ・ 英国 DTI の WEEE & RoHS 指令国内法制化に係るコンサルテーション・ペーパーおよび中国 WEEE 意見徴収稿への日機輸意見書について検討を行った。
- ・ 欧州（RoHS 閾値関連、カテゴリー8/9 レビュー関連、ドイツ WEEE & RoHS 国内法、電池指令関連、等）、米国（カリフォルニア州リサイクル法（SB50、AB2901）等）、中国の環境関連情報交換を行った。

＜平成 16 年度 第 7 回委員会（11/17：組合会議室）＞

- ・ 欧州（TAC 動向、英国 DTI コンサルテーション・ペーパーに対する日機輸及び関連団体の意見書、オランダ・ギリシャの WEEE & RoHS 国内法 等）、米国（カリフォルニア州リサイクル法（SB50）関連 等）、中国（中国 WEEE 意見徴収稿に対する日機輸及び関連団体の意見書 等）の環境関連情報交換を行った。

4. 環境問題関西委員会

＜平成 16 年度 第 4 回委員会（11/1：大阪支部会議室）＞

- ◆ (株)神戸製鋼所 鉄鋼部門薄板商品技術部 課長 有村 光史氏より、「亜鉛めっき鋼板の環境対応」について報告があり、その後、質疑応答を行った。
- ◆ 海外の環境規制に関する最近の動き等について情報交換を行った。

5. 基準認証委員会

＜平成 16 年度 第 4 回委員会（10/28：組合会議室）＞

- ◆ 委員長 田中 健三氏より「欧州の土木機械安全規格の ISO 化」について講演があるとともに、副委員長 岡本和比古氏及び客員研究員 羽田 隆晴氏より「ベトナム・タイの製品安全関連基準認証制度調査結果（概要）」について講演があり、それぞれ意見交換を行った。

6. EMF（電磁界）人体暴露 WG

＜平成 16 年度 第 3 回委員会（10/28：組合会議室）＞

- ◆ EMF 人体曝露に関する欧州規格について情報交換を行うとともに、測定方法等について検討を行った。

7. 海外 PL 問題対策委員会

＜平成 16 年度 第 3 回委員会（10/28：大阪支部会議室）＞

- ◆ 欧州主要 3 カ国の PL 制度実態調査のうちドイツについての調査結果（中間報）について調査委託機関より報告があり、内容を検討した。
- ◆ 最近の海外 PL 関連動向について情報交換を行った。

＜平成 16 年度 第 4 回委員会（11/16：大阪支部会議室）＞

- ◆ Clyde & Co.法律事務所（英）John DUNT 弁護士より「英国における PL 法制度の概要」、Clyde & Co.法律事務所（仏）Gerard HONIG 弁護士より「フランスにおける PL 法制度の概要」、Wilson, Elser, Moskowitz, Edelman & Dicker 法律事務所（米）Philip QARANTA 弁護士より「米国 PL に関する最近のトピックス」についてそれぞれ報告があり、その後、質疑応答を行った。
- ◆ 最近の海外 PL 関連動向について情報交換を行った。

□

事務局便り

- ◇ WEEE & RoHS 指令関連動向としては、10月22日に開催された TAC の検討状況について報告しました。同日の会議における主要テーマとなった RoHS 除外の取扱いについては、まず欧州委員会から調査を委託された ERA から中間結果が発表されましたが、欧州委員会は ERA の調査対象となった項目を第 1 グループとしてくり、次回 TAC (12月10日予定) で採択を望むと表明しております。
- ◇ WEEE & RoHS 指令の法制化関連では、英国が規則案およびガイダンス案を発表してコンサルテーションにかけたことに対して、当組合として環境関連の委員会で検討のうえ意見書を提出しましたので、同意見書の内容を紹介しました。JBCE も別途、意見書を提出しましたので、同意見書 (原文) も掲載しました。これらにより英国規則案の主な問題点も分かります。
- ◇ 上記の英国案を検討している途上で、中国が中国版 WEEE 条例 (意見徴収稿) を発表して公に意見を求めたことから、これについても当組合は環境関連委員会における検討を経て意見書を提出しました。なお、関連情報として、「モニタリング」のページで同条例 (案) の概要と現地での反応について報告しておりますので、併せてお読み下さい。
- ◇ 約 4 年間、当組合ブラッセル事務所次長であり、JBCE 事務局長でもあった藤井敏彦氏から、ブラッセル駐在を振り返って EU におけるロビー活動について、当組合の環境関連委員会で行った講演の記録を掲載しました。欧州で行ってきたロビー活動の特徴、環境分野と通商分野でのロビー活動の違い、欧州の法的不確実性とそれに対する日本企業の対応等々示唆に富む内容となっております。
- ◇ モニタリング情報としては、欧州については 11 月から就任のディマス新環境担当委員の 考えや欧州議会議員の評価、欧州委員会による REACH 影響調査の開始、加盟国のニッカド電池部分的禁止の検討等、米国については携帯電話リサイクルに向けての動きやカリフォルニア州の携帯電話リサイクル法成立等について報告しております。中国については既述の通りです。
- ◇ 組合員のページとしては、貿易関連環境問題対策委員会ほか 2 つの専門委員会の委員会社「ソニー」からご寄稿いただきました。早くから環境への取り組みを活発に実施してきたが、PS one 事件を転機としてグリーン調達管理基準を全面的に見直すとともに、環境マネジメント全体の見直しも行い、グループ全体の環境施策として統一されたマネジメントシステムにより RoHS 指令のような規制に確実に対応すべく準備していることなど明確に紹介されております。

□